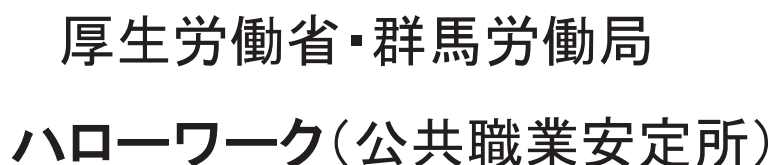


事業主の事務手続きの手引き

				-							-	
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--

府 県		所掌	管 轄		基 幹 番 号						枝 番 号	

～ ご不明な点は、ハローワーク(公共職業安定所)の雇用保険窓口にお尋ねください ～



目 次

第1章	ハローワーク(公共職業安定所)からのお願い	1
1	雇用保険関係におけるオンライン・システムによる事務処理	1
2	届出書類の記載方法などの注意事項	2
3	ハローワークからお渡しした届出書類等の保管	2
第2章	雇用保険の適用について	4
1	適用事業とは	4
2	暫定任意適用事業とは	4
3	適用の単位	4
4	労働保険の適用のしくみ	4
第3章	適用事業所についての諸手続	5
1	事業所を新たに設置したとき	5
2	事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき	11
3	事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき	14
4	労働保険料の申告・納付に関係する事務をまとめて処理したいとき	17
5	事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるときまたはその代理人を解任したとき	19
6	施設が適用事業所にあたらないとき	20
7	事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの	21
○	適用事業所についての諸手続に関するQ&A	23
第4章	被保険者について	24
1	被保険者の範囲	24
2	被保険者の種類	24
3	被保険者とならない者(適用除外)	25
4	「31日以上雇用見込み」に関する具体例	26
○	被保険者に関するQ&A	29
○	被保険者に関する具体例	30

第5章	被保険者についての諸手続	33
1	被保険者となる労働者を新たに雇用したとき	33
2	離職等により被保険者でなくなったとき	39
3	昭和56年7月以前から被保険者となっている方の届出について	60
4	被保険者が転勤したとき	61
5	被保険者が氏名を変更したとき	62
6	被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第21条第1項に規定する 雇用継続交流採用職員でなくなったとき	63
7	被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの	64
8	マルチジョブホルダーの手続き	66
9	資格取得届や資格喪失届等の提出後に内容を訂正する場合	68
○	被保険者に関する諸手続きQ&A	69
第6章	賃金について	73
1	雇用保険法上の賃金とは	73
2	労働保険料の算定となる賃金とは	73
3	離職証明書等に記載できる賃金とは	73
4	賃金の範囲に算入される現物給与とは	74
5	賃金と解されるものと、解されないものの具体例	75
第7章	労働保険料のしくみ	76
1	保険料の種類	76
2	保険率と労働保険料の計算方法	76
3	一般拠出金について	78
4	概算保険料の申告と納付(一般保険料の場合)	78
5	確定保険料の申告	78
6	年度更新と納付手続	78
7	概算保険料の延納(分割納付)	79
8	保険料の負担	79
9	追徴金等の賦課	79

第8章	労働保険事務組合について	80
1	労働保険事務組合とは	80
2	労働保険事務組合に委託した場合のメリット	80
3	労働保険事務組合に委託することができる事業主は	80
4	労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は	80
5	労働保険事務組合への委託料は	80
6	労働保険事務組合への委託手続は	80
第9章	雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・介護休業給付) 及び育児休業給付受給のための手続について	81
1	事業主の皆様をお願いします!	81
2	必ず本人にお渡しください!	81
3	賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか?	81
第10章	高年齢雇用継続給付について	82
1	高年齢雇用継続給付とは	82
2	高年齢雇用継続給付の基本的な流れ	83
3	高年齢雇用継続基本給付金について	85
4	高年齢再就職給付金について	96
5	離職等により被保険者資格を喪失したとき	99
6	年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について	100
7	その他	101
8	支給申請書等の記載例及び通知例について	102
○	高年齢雇用継続給付に関するQ&A	113
○	「支給率早見表」と「支給額早見表」	117
第11章	介護休業給付について	118
1	介護休業給付とは	118
2	介護休業給付の基本的な流れ	118
3	介護休業給付金について	119
4	その他	126
5	支給申請書等の記載例について	128
○	介護休業給付に関するQ&A	132

第12章	育児休業給付について	134
1	育児休業給付とは	134
2	育児休業給付の基本的な流れ	135
3	出生時育児休業給付金について	137
4	育児休業給付金について	143
5	その他	159
6	支給申請書等の記載例について	160
○	育児休業給付に関するQ & A	168
第13章	失業等給付について	175
1	求職者給付	176
2	就職促進給付	182
3	教育訓練給付	184
第14章	日雇労働被保険者の給付について	186
1	雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは	186
2	日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続は	186
第15章	その他	189
1	不正受給について	189
2	審査請求について	191
3	雇用関係助成金について	191
4	電子申請について	192
第16章	付録	194
1	職業分類の説明	194
2	産業分類表	195
3	労災保険率表	196
4	各種参考様式等	197

第1章 ハローワーク（公共職業安定所）からのお願い

事業所の雇用保険の事務担当者の皆さま方には、雇用されている労働者の方の雇用保険にかかわる手続や労働保険料の納付をはじめ、さまざまな事務手続をお願いすることとなりますので、この冊子を、積極的かつ有効にご活用いただき、制度の円滑な運営についてご理解いただくとともに、適切な届出にご協力をお願いいたします。

この冊子を作成するに当たって、できるだけ分かりやすく、説明漏れのないように心掛けましたが、ご不明な点などがありましたら、事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせください。

1 雇用保険関係におけるオンライン・システムによる事務処理

雇用保険関係の事務処理は、全国をオンラインで結ぶ「ハローワークシステム」により、各種届出書類の内容をそのまま機械（OCR）で読み取り処理を行っています。

雇用保険関係の各種届出について、とても便利な電子申請を利用する事業主の方が年々増えていきますので、来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、便利な電子申請の利用をご検討ください（詳細は 192 ページ参照）。

- ◇ 電子申請なら、24 時間、365 日、いつでも申請可能です。
- ◇ 電子申請なら、窓口での提出のように、待ち時間がかかりません。
- ◇ 電子申請なら、来所する手間も、郵送費用もかかりません。
- ◇ 電子申請なら、個人情報の持ち運びがなく、情報管理の安全性が高まります。

雇用保険手続においては、個人情報を取り扱いますので、個人情報漏洩リスクの高まる郵送による提出はご遠慮いただきますようお願いいたします。

※やむを得ず郵送による場合は書留等の記録付郵便により、返信用封筒（書留等の記録付郵便によることとした場合の切手を貼付の上、宛名を記載）を同封いただくようお願いします。

なお、ハローワークにおいては、雇用保険適用窓口（※）の来所による受付を 16 時までとし、16 時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしています。

（※）事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。16 時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承ください。

2 届出書類の記載方法などの注意事項

雇用保険の各種届出書類は、機械（OCR）に直接読み取らせて処理を行いますので、□□□□の記入枠の部分は、鉛筆（HB程度）を使用してください。

それ以外の部分はボールペン・ゴム印等を使用してください。

文字は標準字体のカタカナ、アラビア数字、「ー」記号（長音またはハイフン）を使用し、枠からはみ出さないようになるべく大きく、丁寧に書いてください。「ッ」などの促音、「ャ」などの拗音も、大きく書いてください。

濁点、半濁点は、1文字と同様に取扱い、また、「ヰ」「ヱ」の場合には、それぞれ「イ」「エ」を使用してください。

例 札幌→サ ツ ホ ° ロ 東京→ト ウ キ ヨ ウ
静岡→シ ス ° オ カ 兵庫→ヒ ヨ ウ コ °

生年月日や被保険者となった年月日等を記入する際、年、月、日が1桁の場合は「0」を付け加えて、必ず2桁で記入してください。

これにより、年月日の記入は常に6つの枠を埋めることとなります。

例 令和6年 9月1日 →0 6 0 9 0 1
令和6年12月5日 →0 6 1 2 0 5

書き損じたときは、消しゴムで跡が残らないようにきれいに消し、正しい文字を記入してください。

用紙は、なるべく折り曲げないようにし、やむを得ない場合には、折り曲げマーク（届出書類の左右両端に印刷されている▼ ▼）の位置で折り曲げてください。

また、用紙は汚さないようにしていただくとともに、ホチキスでとめたり、とじ穴をあけたりしないでください。

3 ハローワークからお渡しした届出書類等の保管

被保険者に関する届出が行われると、ハローワークは、その者の氏名や生年月日、被保険者番号、事業所番号などが印字された、次回の手続時に必要な用紙をお渡しします（例えば、「雇用保険被保険者資格喪失届」「高年齢雇用継続給付支給申請書」など）。

これらの用紙は、以下の点に注意して、大切に保管してください。

- ① ホチキスでとめたり、とじ穴をあけたりしない
- ② 折り曲げない。また、角についても折り曲がらないようにする
- ③ 汚さない
- ④ 湿気の多い場所には置かない
- ⑤ 直射日光に当たらないようにする

また、雇用保険の適用に関するその他の用紙についても、未使用のものも含め上記に準じて大切に保管してください。

雇用保険関係の書類は、完結の日（届出等をした日）から次の期間は保管してください。

被保険者に関する書類・・・・・・・・・・ 4 年

労働保険に関する書類・・・・・・・・・・ 3 年

その他雇用保険に関する書類・・・・・・・・ 2 年

（雇用保険法施行規則第 143 条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 72 条）

第2章 雇用保険の適用について

1 適用事業とは

労働者を1人でも雇用する事業は、その業種や事業規模のいかんを問わず、すべて適用事業となります。

ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用事業（暫定任意適用事業）とされています。

2 暫定任意適用事業とは

個人経営の農林水産業（農業用水供給事業、もやし製造業を除く。）で、雇用している労働者が常時5人未満の事業は、暫定任意適用事業となります。

ただし、暫定任意適用事業の事業主であっても、雇用する労働者の2分の1以上が加入を希望するときは、労働局長に任意加入の申請を行わなければなりません。認可された場合は加入に同意しなかった労働者も含め、すべて被保険者となります。

3 適用の単位

雇用保険は、経営組織として独立性をもった事業所単位で適用されます。支店や工場などでも、人事、経理、経営管理などの面である程度独立して業務を行っていれば個々に手続を行います。

独立性のない支店等の場合は、ハローワーク（公共職業安定所長）の承認を受けて本社等で一括して手続を行うことになります。

4 労働保険の適用のしくみ

労働保険は事業を単位として適用となりますが、事業の種類により一元適用事業と、二元適用事業に区分され、次のように入入手続や保険料の申告・納付先が異なります。

(1) 一元適用事業とは

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を一つの保険関係として取り扱い、保険料の申告納付等を両保険一本で行う事業で、二元適用事業以外のすべての事業がこれに該当します。

(2) 二元適用事業とは

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別々に取り扱い、保険料の申告納付等を、それぞれの保険関係ごとに別々に行う事業で、次に該当するものです。

- ① 都道府県および市町村ならびにこれらに準ずるものの行う事業
- ② 農林水産の事業
- ③ 建設の事業
- ④ 港湾労働法の適用される港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港）において港湾運送の行為を行う事業

第3章 適用事業所についての諸手続

雇用保険の適用事業所が行わなければならない手続は「雇用保険法」と「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の2つの法律に定められています。

したがって、適用事業所についての提出書類は、雇用保険の（事業所及び被保険者に関する）提出書類と、労働保険の（保険料に関する）提出書類の両方を提出しなければなりません。

また、労働保険の手続については、事業所の事業内容（一元適用事業であるか二元適用事業であるか）によって提出先と提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、雇用保険に関する各種提出書類については、ハローワークにて配付しているほか、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。詳しくは、下記でご確認ください。各種提出書類を印刷する場合は、A4の白色用紙に等倍（倍率100%）で印刷してください。

ハローワークインターネットサービス 帳票一覧

検索



(<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>)

1 事業所を新たに設置したとき

(1) 労働保険関係

- ・ 提出書類……「**労働保険関係成立届**」
- ・ 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先……次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業の場合は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
 - ② 二元適用事業の場合は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- ・ 提出書類……「**労働保険概算保険料申告書（納付書）**」
- ・ 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内
- ・ 提出先……次の①または②のとおり
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。
 - ① 一元適用事業の場合
 - 黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
 - ② 二元適用事業の場合
 - 雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局または金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署または金融機関へ申告、納付してください。
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- 提出書類……………**「雇用保険適用事業所設置届」**
- 提出期日……………適用事業に該当（労働者を雇用する事業を開始）した日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先……………事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの…次の①～③（②は、原則として登記事項証明書）
 - ① 「労働保険保険関係成立届」事業主控
 - ② 登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所設置届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、事業許可証、工事契約書、不動産契約書等
なお、事業所の所在地が登記されたものと違っている場合は、公共料金の請求書、賃貸借契約書等の所在地が明記されている書類が別途必要です。
また、必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。
 - ③ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）
- その他の手続……………**雇用保険被保険者資格取得届（または雇用保険被保険者転勤届）を設置届と同時に提出してください。**

【参考】 労務関係の帳簿等について

法令により調製が義務づけられたもの、雇用管理や給与計算に必要なもの等があります。詳細は労働基準監督署へお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ● 労働者名簿（労働基準法第 107 条） | ● 賃金台帳（労働基準法第 108 条） |
| ○ 氏名・生年月日・住所 | ○ 賃金総額と各種控除額 |
| ○ 雇入れ年月日 | ○ 基本給と諸手当の内訳 |
| ○ 解雇又は退職の年月日及びその事由 | ○ 賃金計算期間 |
| ○ 従事する業務の種類 など | ○ 労働日数・時間数 など |
| ● 出勤簿又はタイムカード | ● 就業規則・給与規定（労働基準法第 2 条、第 15 条、第 89 条） |
| ● 社会保険や労働（労災・雇用）保険の各種手続の事業主控 | ● 労働条件通知書（雇入通知書）
（労働基準法第 15 条）又は雇用契約書 |

労働保険関係成立届の記入例

「労働保険番号」

- ・この届を提出するハローワーク、または労働基準監督署で記入しますので記入してください。

⑪「保険関係成立年月日」

- ・⑥欄の年月日を記入してください。

⑫「雇用保険被保険者数」

- ・⑦欄の一般・短期と日雇との合計人数を記入してください。

記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には、該当事項を○で囲み、捺印のついた欄又は記入枠には記入しない。

その年度における一日平均雇用労働者数（延雇用労働者数（臨時及び日雇を含む）を所定労働日数で除したものをいう。）を記入する。

様式第1号（第4条、第64条、第65条第2項関係）（1）（裏面）

提出用

令和6年4月3日

労働保険 0:保険関係成立届(継続)(事務処理委託届) 1:保険関係成立届(有期) 2:任意加入申請書(事務処理委託届)

31600

中央

100-XXXX-XXXX

千代田区霞が関1-X-X

株式会社カスミ商店

カスミセキ

1-X-X

千代田区

霞が関

1-X-X

カフシキカイヤ

カスミショウテン

03-XXXX-XXXX

株式会社

カスミ商店

9-06-04-01

9

6000012070001

法人番号(国税庁から通知される13桁の番号)を記入してください。個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

法人の場合は本社所在地及び名称、個人事業主の場合は事業主の住所及び氏名を記入する。

※すでに継続事業の一括の認可を受けている事業主の場合は、当該一括にかかる指定事業の所在地及び名称を記入する。

製造工程又は作業内容及び製品名等の事業の内容を具体的に記入する。

その年度における一か月平均雇用保険被保険者数のうち一般被保険者数と短期雇用特例被保険者数の合計を記入する。

保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者にかかる資金総額の見込額を記入する。

⑬⑭⑮「事業所」

- ・実際の事業を営んでいる所在地を記入してください。
- ・個人の場合は屋号のほか事業主の氏名を記入してください。
- ・<カナ>には、カタカナと「-」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。
- ・<漢字>には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。

労働保険概算保険料申告書（二元適用事業）の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業
（一括有期事業を含む）

標準
字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3頁「記入にあたっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
GIC様への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

31759 石神製菓株式会社 一般拠出金
下記のとおり申告します。

①「労働保険番号」

・「労働保険関係成立届」（事業主控）に記載された番号を記入してください。（ハローワークに「労働保険関係成立届」を提出すると、番号が割り振られます。）

⑫「保険料算定基礎額の見込額」

・保険関係が成立した日から当該年度末（3月31日）までの期間に使用する労働者にかかる賃金支払総額の見込額（1,000円未満切り捨て）を記入してください。

⑭「特掲事業」

・「特掲事業」にあたる事業は（イ）を○で囲み、それ以外は（ロ）を○で囲んでください（特掲事業に該当する事業は76ページ参照）。

種別 3 2 7 0 0		※就業項目番号		※入力用確定コード	
申告用 令和6年6月31日 あて先 〒					
②標準事業日（元号）（令和6年） 1 3 3 0 1 0 1 2 3 4 8 - 0 0 0					
③事業開始年月日（元号）（令和6年） 1 3 3 0 1 0 1 2 3 4 8 - 0 0 0					
④事業終了年月日（元号）（令和7年） 1 3 3 0 1 0 1 2 3 4 8 - 0 0 0					
⑤労働関係保険料率 2					
⑥労働関係保険料率 2					
⑦労働関係保険料率 2					
⑧労働関係保険料率 2					
⑨労働関係保険料率 2					
⑩労働関係保険料率 2					
⑪労働関係保険料率 2					
⑫労働関係保険料率 2					
⑬労働関係保険料率 2					
⑭労働関係保険料率 2					
⑮労働関係保険料率 2					
⑯労働関係保険料率 2					
⑰労働関係保険料率 2					
⑱労働関係保険料率 2					
⑲労働関係保険料率 2					
⑳労働関係保険料率 2					
㉑労働関係保険料率 2					
㉒労働関係保険料率 2					
㉓労働関係保険料率 2					
㉔労働関係保険料率 2					
㉕労働関係保険料率 2					
㉖労働関係保険料率 2					
㉗労働関係保険料率 2					
㉘労働関係保険料率 2					
㉙労働関係保険料率 2					
㉚労働関係保険料率 2					
㉛労働関係保険料率 2					
㉜労働関係保険料率 2					
㉝労働関係保険料率 2					
㉞労働関係保険料率 2					
㉟労働関係保険料率 2					
㊱労働関係保険料率 2					
㊲労働関係保険料率 2					
㊳労働関係保険料率 2					
㊴労働関係保険料率 2					
㊵労働関係保険料率 2					
㊶労働関係保険料率 2					
㊷労働関係保険料率 2					
㊸労働関係保険料率 2					
㊹労働関係保険料率 2					
㊺労働関係保険料率 2					
㊻労働関係保険料率 2					
㊼労働関係保険料率 2					
㊽労働関係保険料率 2					
㊾労働関係保険料率 2					
㊿労働関係保険料率 2					

⑪「延納の申請」

・保険料額が200,000円以上の場合にできます。

【納付回数】

成立年月日

4/1～5/31 3回

6/1～9/30 2回

10/1以降 1回

⑮「法人番号」

・法人番号（国税庁から通知される13桁の番号）を記入してください。
・個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

⑲「保険関係成立年月日」

・「労働保険関係成立届」の⑥欄の日を記入してください。

⑳「事業又は作業の種類」

・事業内容や作業の種類を具体的に記入してください。

2 事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき

(1) 労働保険関係

- 提出書類………「**労働保険名称、所在地等変更届**」
- 提出期日………変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先………次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
 - ② 二元適用事業は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワークへ、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- 持参するもの・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- 提出書類………「**雇用保険事業主事業所各種変更届**」
- 提出期日………変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先………事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- 持参するもの…原則、添付書類は不要ですが、内容確認のため、以下の書類の添付を求めています。

(登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険事業主事業所各種変更届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、事業許可証、他の行政機関への提出済書類（控）等、変更の事実が確認できる書類）

※ 法人の場合、**法人の代表者の変更のみの時は届出の必要はありません。**

事業所の所在地が変更となった場合は、以下にご注意ください！

① 一元適用事業

移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出した後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ、その控を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

② 二元適用事業

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

労働保険名称、所在地等変更届の記入例

⑦「事業の種類」

- ・事業内容が変更になった場合、保険率が変更されることがあるので具体的に記入してください。

雇用保険事業主事業所各種変更届の記入例

雇用保険事業主事業所各種変更届

1 変更届区分 ☐ 2 変更年月日 5-06-11-01 (大 中 小 月 日 年)

3 事業所番号 4900-123456-7 4 設置年月日 5-02-10-01 (大 中 小 月 日 年)

5 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。) 6 および 7 事業所の名称 8 郵便番号 9 事業所の所在地 10 事業所の電話番号

11 労働保険番号

16 変更後の事業の概要

27 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

労働保険事業組合記載欄

所在地 名称 代表者氏名 委託開始 委託解除

令和 6 年 11 月 2 日

三鷹 公共職業安定所長 殿

住所 三鷹市下連雀〇一△×

事業主 株式会社 雇用保険 三鷹支店

氏名 三 鷹 太 郎

代表者氏名 三 鷹 太 郎

代表者氏名 三 鷹 太 郎

2「変更年月日」3「事業所番号」4「設置年月日」
・「0」も省略せず、枠すべてに記入してください。

「変更後の事業所」
・変更事項のみ記入してください。
・<カナ>には、カタカナと「ー」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。
・<漢字>には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。

5「法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)」
・法人番号 (国税庁から通知される13桁の番号) を記入してください。

6 および 7「事業所の名称」、8「郵便番号」、9「事業所の所在地」、10「事業所の電話番号」
・変更事項のみを記入してください。
ただし、事業所の所在地が変更になった場合は、変更となった所在地全てを記入してください。

11「労働保険番号」
・所在地移転・事業内容の変更等により労働保険番号が変更になったとき記入してください。
ただし、他のハローワークの管内から移転した場合は、変更がなくても記入してください。

16「変更後の事業の概要」
・事業内容が変更になった場合は、変更後の事業内容を具体的に記入してください。

※ 裏面も忘れずに記入してください

27. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

労働保険事業組合記載欄

所在地 名称 代表者氏名 委託開始 委託解除

令和 6 年 11 月 2 日

三鷹 公共職業安定所長 殿

住所 三鷹市下連雀〇一△×

事業主 株式会社 雇用保険 三鷹支店

氏名 三 鷹 太 郎

代表者氏名 三 鷹 太 郎

代表者氏名 三 鷹 太 郎

3 事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がなくなったとき

(1) 労働保険関係

- 提出書類……………**「労働保険確定保険料申告書（納付書）」**
- 提出期日……………事業を廃止した日の翌日から起算して 50 日以内
- 提出先……………次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業は、黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
 - ② 二元適用事業は、雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局又は金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署又は金融機関へ、それぞれ申告、納付してください。
- 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- 提出書類……………**「雇用保険適用事業所廃止届」**
- 提出期日……………廃止した日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先……………事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- 持参するもの………登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所廃止届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、閉鎖謄本、労働者名簿、出勤簿など廃止の事実が確認できる書類
- その他の手続き…雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書を同時に作成し、提出してください。

以下のいずれかに該当する場合も、事業所廃止届をご提出ください！

- ① 事業は継続しているが、雇用する被保険者が「0 人」になり、被保険者になる労働者を雇用する見込みがないとき。
- ② 事業を休止し、再開する見込みがないとき。

雇用保険適用事業所廃止届の記入例

雇用保険適用事業所廃止届

〒0123456789
(必ず第2面の注意事項を添付してから記載してください。)

※2. 本日の資料

1 「法人番号（個人事業の場合は記入不要です。）」
・法人番号（国税庁から通知される13桁の番号）を記入してください。

領票種別 14002 1. 法人番号（個人事業の場合は記入不要です。） 9999999999999999

3. 事業所番号 4900-345678-9 4. 設置年月日 4-251001 (2 昭和 4 平成)

5. 廃止年月日 5-070331 (4 平成 5 令和) 6. 廃止区分 1 7. 統合先事業所の事業所番号

8. 統合先事業所の設置年月日

9. 事業所 (フリガナ) トウキョウトハチオウジシコヤスマチ
所在地 東京都八王子市子安町〇ー△ー〇
(フリガナ) カブシキガイシャ コヨウホケン ハチオウジシテン
名称 株式会社 雇用保険 八王子支店

10. 労働保険番号 49100345678000 11. 事業所の廃止理由

上記のとおり届けます。
令和 7 年 4 月 4 日 住所 東京都千代田区霞が関〇ー△ー△
名称 株式会社 雇用保険
氏名 代表取締役 雇用 太郎
電話番号 03 -0000 -0000

※ 公共職業安定所記載欄

届書提出後、事業主が住所を変更する場合又は事業主に承継者等のある場合は、その者の住所・氏名

名称 (フリガナ) 住所 (フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ) 電話番号 郵便番号

備考

※ 労働保険事務組合記載欄

所在地

名称

代表者氏名

社会保険労務士記載欄

(この届出は、事業所を廃止した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

2021. 9

4 労働保険料の申告・納付に係る事務をまとめて処理したいとき

労働保険では、1つの会社でも支店や営業所など個々に申告・納付を行っているところがありますが、一定の要件を満たす継続事業の場合には、これら個々の労働保険料の申告納付事務を指定した1つの事業所（指定事業）にまとめて処理することができます。

- ・ 提出書類……………**「労働保険継続事業一括申請書」（3枚1組）**
- ・ 提出期日……………申請をしようとする都度すみやかに
- ・ 提出先……………指定を受けることを希望する事業所（本店等）の所在地を管轄する労働基準監督署（一元適用事業）またはハローワーク（二元適用事業）
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

※ 注意 継続事業の一括の取扱いが認められた場合でも、雇用保険の被保険者等の届出手続をする事業所の単位は変更されません。

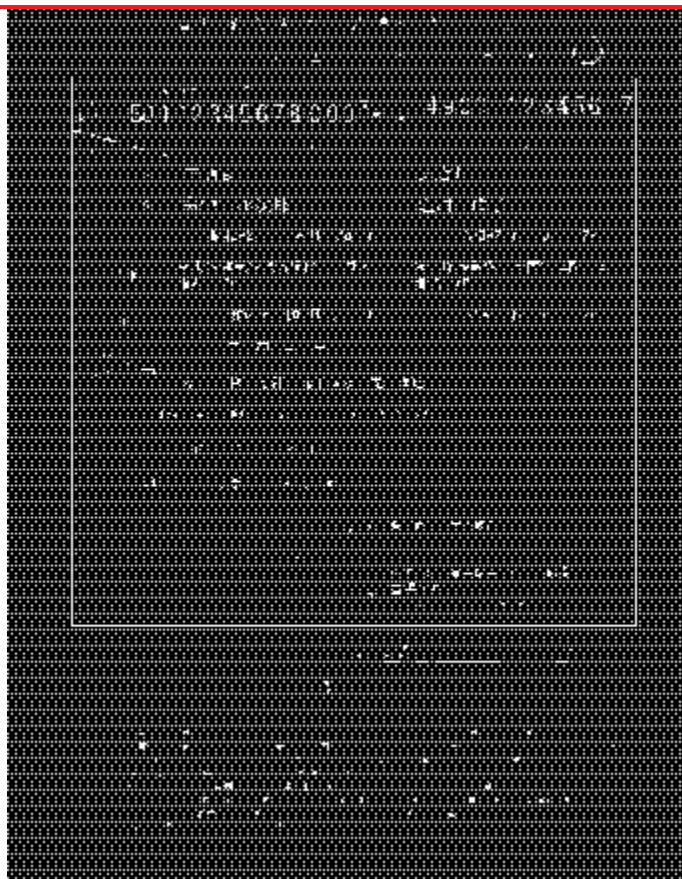
継続事業の一括認可基準

- ① 指定を受けることを希望する事業（指定事業）と指定事業に一括される事業（被一括事業）との事業主が同一であること。
- ② それぞれの事業が継続事業であること。
- ③ それぞれの事業が下記のいずれか1つのみに該当すること。
 - イ 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立している事業
 - ロ 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業
 - ハ 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業
- ④ それぞれの事業が「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。なお、上記③ロについても、「事業の種類」が同じであること。

5 事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき

- 提出書類………「**雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届**」
 - ① 一元適用事業は緑色で印刷された書類を使用します。
 - ② 二元適用事業は茶色で印刷された書類を使用します。
 - ③ 届出書類は5枚1組です。
 - ④ この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届と一括して記載できるようになっているので、届出書類を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消してください。
- 提出期日………代理人の選任又は解任のあった都度速やかに
- 提出先………雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄するハローワーク
労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届は、一元適用事業または二元適用事業の労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署、二元適用事業の雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク
労働者災害補償保険代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署

雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届の記入例



6 施設が適用事業所にあたらなとき

雇用保険に関する事務処理は、原則は事業所ごとに行うこととなっていますが、労働者が役務を提供する場所又は施設（支店、営業所、出張所等）が、次の要件にすべて該当し、独立した事業所と認められないときは、下記の書類を提出して承認を受ければ、直近上位の主たる事業所（本社、支社等）で、一括して雇用保険関係被保険者に関する一切の手続を行うことができます。

- 提出書類……「雇用保険事業所非該当承認申請書」（4枚1組）
「事業所非該当承認申請調査書」
- 提出期日……申請しようとする都度速やかに
- 提出先……非該当承認対象施設の所在地を管轄するハローワーク

※ 原則として、継続事業の一括の認可を受けている事業所については、事業所非該当の対象にはなりません。

事業所非該当承認基準

- 人事、経理、経営（又は業務）上の指揮監督、賃金の計算、支払等に独立性がないこと。
- 健康保険、労災保険等の社会保険についても主たる事業所で一括処理されていること。
- 労働者名簿、賃金台帳等が主たる事業所に備え付けられていること。

雇用保険事業所非該当承認申請書の記入例

雇用保険 事業所非該当承認申請書（安定所用）

1. 事業所非該当承認対象施設

①名称	株式会社 雇用 土浦支店	⑦労働保険料の徴収の取扱い	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則上の事業場とされているか 有 ☒ 無 ☐
②所在地	〒100-0000 東京都千代田区千代田 電話 (03) 0000-0000	④労働保険番号	所管ハローワーク 雇用 土浦支店
③施設開設年月日	令和〇年 4 月 1 日	⑤社会保険の取扱い	健康保険及び厚生年金保険の事業場とされているか 有 ☒ 無 ☐
⑥事業の種類	保険業	⑧各種税額の徴収状況	労働者名簿 有 賃金台帳 有 出勤簿 有
⑨従業員数	うち被保険者数 3	⑩雇用保険事業安定所	土浦 公共職業安定所
⑪事業所番号	5000011234567	⑫雇用保険事業安定所	有 ☒ 無 ☐
⑬申請理由	当該施設は、営業社員のみであり、人事及び経理上の独立性がないため		

2. 事業所

⑭事業所番号	5000011234567	⑮従業員数	30（うち被保険者数 30）
⑯名称	株式会社 雇用 水戸支店	⑰適用年月日	平成〇年 4 月 1 日
⑱所在地	〒100-0000 東京都千代田区千代田 電話 (03) 0000-0000	⑲管轄公共職業安定所	水戸 公共職業安定所
⑳事業の種類	保険業	㉑備考	

上記1の施設は、一の事業所として認められませんでしたので承認されたく申請します。

令和〇年 4 月 6 日
公共職業安定所長殿

事業主（又は代理人）

住所 東京都千代田区麹町1-2-2

氏名 株式会社 雇用 代表取締役 雇用 太郎

（印） 社会保険労務士記載欄は、この原簿を社会保険労務士が作成した場合のみ記入する。

社会保険労務士
記載欄

公共職業安定所記載欄

上記申請について協議してよろしいか。		所長	次長	課長	係長	係
独立した事業所と認められるか	有・無					
経営上の独立性	有・無					
施設としての持続性	有・無					
協議先 主管理	安定所 協議年月日					
下記のとおり決定してよろしいか。		所長	次長	課長	係長	係
協議結果	承認 否					
承認 不承認						
備考		決定年月日		年月日		
		事業主通知年月日		年月日		
		主管課報告年月日		年月日		
		関係公共職業安定所 連絡年月日		年月日		

「2. 事業所」
・上記1の施設に係る事務を行う事業所について記入してください。

⑦⑨⑩⑫欄

- 該当するものを○で囲んでください。

⑩「従業員数」

- ⑤欄の人数は含めないでください。

⑰「適用年月日」

- 雇用保険の適用事業となった年月日を記入してください。

7 事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの

(1) 事業所設置届又は各種変更届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式（A4版）に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

なお、お渡しする書類に記載されている「労働保険番号」、「雇用保険適用事業所番号」とは以下のとおりです。

① 労働保険番号（14桁）

労働保険番号は、適用事業ごとに定められる番号で、保険料の申告・納付など労働保険関係の届出書類の提出時に使用する14桁の番号です。

×× × ×× ×××××× ×××

（府県）（所掌）（管轄） （基幹番号） （枝番号）

② 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号は、雇用保険の適用事業所ごとに定める番号で、適用事業所設置届を提出したときに付与されます。この番号は、以後事業主が行う雇用保険関係の届出書類の提出時に使用する11桁の番号です。

×××× - ×××××× - ×

（安定所番号） （安定所ごと一連番号）（チェックディジット）

雇用保険 適用事業所設置届 事業主様		
1. 法人番号	2. 事業所番号	3. 管轄区分
999999999999	4020-123456-7	1
4. 届出年月日		
5. 事業所の名称		
株式会社 雇用保険 適用事業所		
6. 届出番号		
170-0409		
7. 事業所の所在地		
東京都中央区銀座1-1-1		
8. 事業所の電話番号		
0330076600		
9. 設置年月日	10. 設置区分	
R040001	1 (1/1)	
11. 事業所区分	12. 事業所種別	
1 (1/1)	67	
13. 労働保険番号		
50112345678900		
14. 備考		

(2) 事業所廃止届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式（A 4 版）に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

雇用保険適用事業所廃止届事業主控

1. 法人番号

999999999999

2. 事業所番号

XXXX-XX XXXX-X

3. 管轄区分

1

4. 事業所の名称

カブシキガイシャ コウワケン ハチワケケン

株式会社 雇用保険 八王子支店

5. 事業所の所在地

八王子市子安町〇-△-〇

6. 事業所の電話番号

00-0000-0000

7. 廃止年月日

R060731

8. 廃止区分

1

9. 統合先事業所の事業所番号

10. 統合先管轄区分

11. 備 考	
---------------	--

○ 適用事業所についての諸手続に関するQ & A

Q 事業を開始した時の手続は？

このたび、従業員1名を雇って食品を製造する会社を設立することになりましたので、新規加入の手続を教えてください。

A 労働者を1人でも雇えば、労働保険（雇用保険＋労災保険）が適用されますが、貴社の場合は一元適用事業に該当するため、はじめに、事業開始の日の翌日から起算して10日以内に「労働保険関係成立届」を、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。

上記の手続を行っていただいた後、受理印の押された労働保険関係成立届事業主控及び確認書類等を添えて、「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出することとなります。

また、労働保険料の申告・納付も別途必要となりますのでご注意ください。

（「労働保険関係成立届」の手続を行った後、または同時に手続を行います。）

Q 事業所の名称・所在地を変更した時の手続は？

このたび、当社では社名を変更し、同時に住所も同じ県内の〇〇市から△△市へ移転することになりましたので、変更の手続を教えてください。

A 社名（事業所名）や事業所の所在地を変更したときは、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に、「労働保険名称、所在地等変更届」を事業所の所在地を管轄する労働基準監督署又はハローワークに、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します（労働保険事務組合に手続を委託されている場合には、まず労働保険事務組合にご連絡ください）。

具体的には、

○ 一元適用事業の場合……

はじめに移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ確認書類等を添えて「労働保険名称、所在地等変更届」を提出します。その後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ確認書類等を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

○ 二元適用事業の場合……

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の住所を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

詳細についてはP11をご参照ください。

Q 事業所の設置（廃止）日を誤って届け出た場合は？

先日提出した書類のうち、事業所の設置日を間違えて届け出てしまいました。この場合の変更手続は可能なのでしょうか。

A 可能です。訂正の方法については、手続を行ったハローワークへご相談ください。

第4章 被保険者について

1 被保険者の範囲

適用事業主に雇用されている労働者は、本人の意思にかかわらず、原則として被保険者となります。

ただし、本章の3「被保険者とならない者（適用除外）」に該当する労働者については、この限りではありません。

2 被保険者の種類

被保険者には、次の4つの種類があります。

(1) 一般被保険者

以下に説明する高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者以外の被保険者をいいます。

(2) 高年齢被保険者

65歳以上の被保険者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者に該当しない者をいいます。

(3) 短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しない者のことをいいます。

- イ 4か月以内の期間を定めて雇用される者
- ロ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者

この場合の「季節的に雇用される者」とは、季節的業務に期間を定めて雇用される者または季節的に入・離職する者のことをいいます。

なお、短期雇用特例被保険者（以下「特例被保険者」という。）が同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上となるに至ったときは、その1年以上雇用されるに至った日以後は、特例被保険者でなくなり、一般被保険者（65歳未満）または高年齢被保険者（65歳以上）となります。

また、同一事業所に連続して1年未満の雇用期間で雇用され、極めて短期間の離職期間で入・離職を繰り返し、その都度特例一時金を受給しているような労働者については、原則として、以後は、一般被保険者として取り扱うこととなります。

(4) 日雇労働被保険者

日々雇用される者または30日以内の期間を定めて雇用される者をいいます。（詳細は186ページ参照。）

3 被保険者とならない者（適用除外）

(1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者

「1 週間の所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべきこととされている時間のことをいいます。この場合の通常の週とは、祝祭日及びその振替休日、年末年始の休日、夏季休暇などの特別休日を含まない週をいいます。

なお、1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合には、当該 1 周期における所定労働時間の平均を 1 週間の所定労働時間とします。

また、所定労働時間が複数の週で定められている場合は、各週の平均労働時間を、1 か月単位で定められている場合は、1 か月の所定労働時間を 12 分の 52 で除して得た時間を、1 年単位で定められている場合は、1 年の所定労働時間を 52 で除して得た時間を、それぞれ 1 週間の所定労働時間とします。

(2) 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者

「31 日以上雇用されることが見込まれる」場合の具体例については、26～28 ページを参照してください。

雇用保険マルチジョブホルダー制度について

令和 4 年 1 月 1 日から雇用保険マルチジョブホルダー制度が新設されました。

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、**複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち 2 つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人から住所または居所を管轄するハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となる**ことができる制度です。

加入後の取扱いとは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

【適用対象者の要件】

- 1 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること
- 2 2 つの事業所（1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- 3 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること

マルチ高年齢被保険者となった日から、雇用保険料の納付義務が発生します。マルチ高年齢被保険者に係る事業主の手続きは、66～68 ページを参照してください。

(3) 季節的に雇用される者であって、以下のイまたはロに該当するもの

- イ 4か月以内の期間を定めて雇用される者
- ロ 1週間の所定労働時間が30時間未満の者

(4) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校または同法第134条に規定する各種学校の学生または生徒（30ページ参照）

(5) 船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて船員として雇用される場合を除く）（31ページ参照）

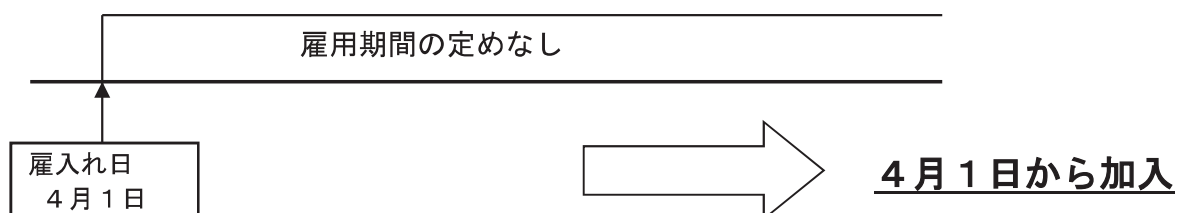
(6) 国、都道府県、市区町村等の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、雇用保険の求職者給付および就職促進給付の内容を超えると認められる者

4 「31日以上雇用見込み」に関する具体例

【平成22年4月1日以降に雇用する場合】

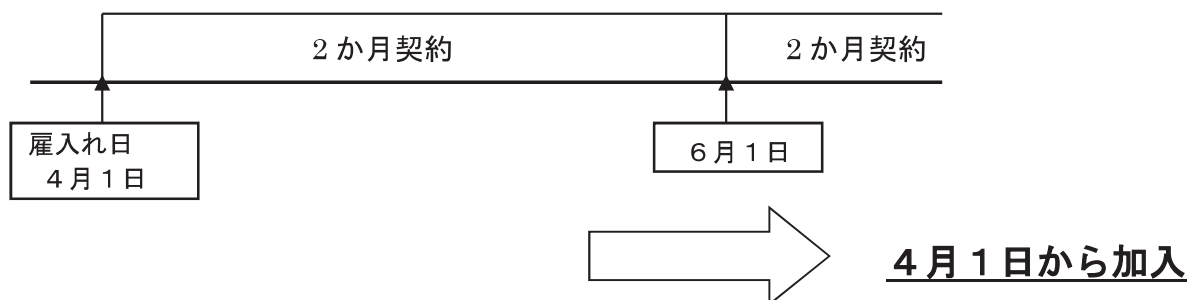
1 雇用期間の定めがなく雇用する場合

⇒ 雇入れの当初から31日以上雇用見込みがあるものと判断できる。



2 31日以上雇用期間を定めて雇用する場合

⇒ 雇入れの当初から31日以上雇用見込みがあるものと判断できる。

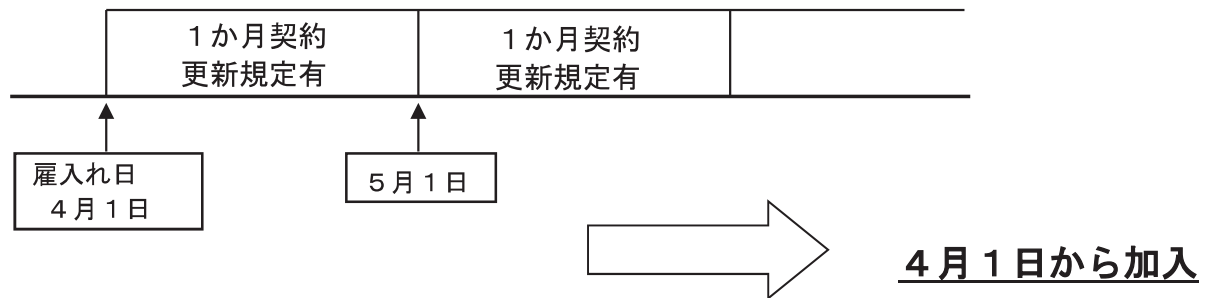


3 31 日未満の雇用期間を定めて雇用する場合

(1) 雇用契約において、更新する旨の明示がある場合

⇒ 契約期間は1か月であるため、暦の大の月と小の月により、31日以上雇用見込みが異なることとなるが、更新する旨の明示があることにより、雇入れの当初から31日以上雇用見込みがあるものと判断できる。

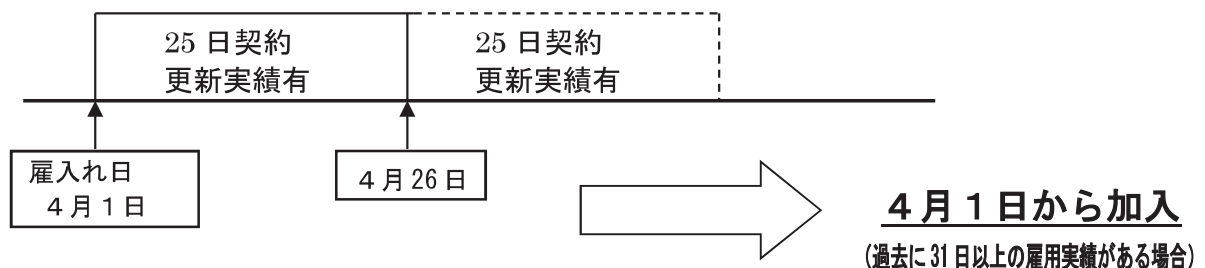
※ 暦の大の月に雇用契約期間が1か月の場合は、31日以上雇用見込みがあるため、更新明示の有無にかかわらず雇入れ日から加入する。



(2) 雇用契約において、更新する旨の明示がない場合

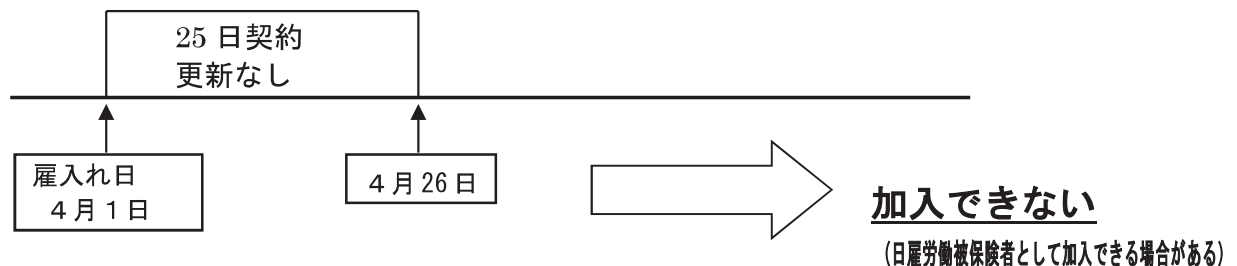
⇒ 契約期間が25日であり、かつ、更新の明示がないため、契約内容のみでは31日以上雇用見込みがあるものと判断することができない。

しかしながら、同様の契約に基づき雇用されている者について、更新等により31日以上雇用されている実績があれば、31日以上雇用見込みがあるものと判断できる。



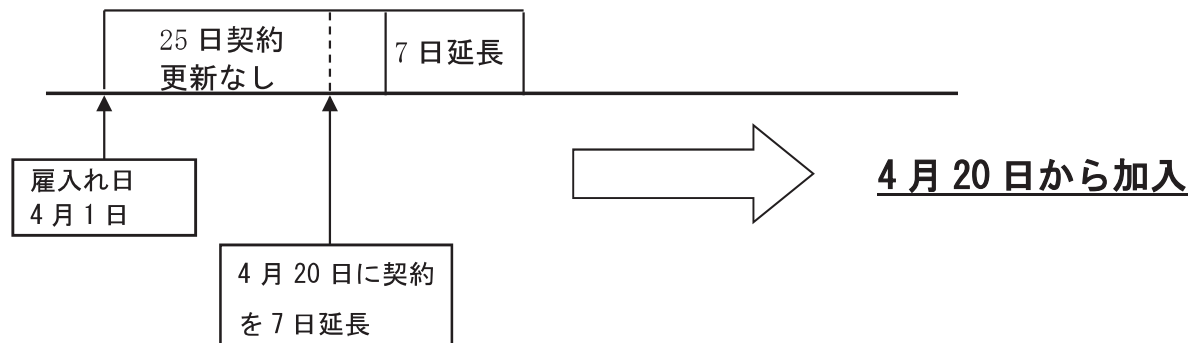
(3) 雇用契約において、更新しない旨の明示がある場合

⇒ 契約期間が25日であり、更新しない旨の明示があることにより、雇入れの当初から31日以上雇用見込みがないものと判断できる。



(4) 雇入れ時において 31 日以上雇用することが見込まれない場合であっても、
雇入れ後に雇入れ時から 31 日以上引き続き雇用することが見込まれること
となった場合

⇒ 当初の契約期間が 25 日であり、更新しない旨の明示があることにより、雇入れの当初から 31 日以上雇用見込みがないものと判断し雇用保険の適用にならなかったが、契約期間の途中で 31 日以上雇用見込みとなった場合には、その事実が発生した日から加入する。



○ 被保険者に関するQ & A

Q 雇用保険における年齢の数は？

当社の従業員のうち、今年の10月12日の誕生日をもって65歳となる者がいます。この場合の届出や注意事項があれば教えてください。

A 雇用保険における年齢の数は、その者の出生日に対応する日（誕生日）の前日において満年齢に達するものとして取り扱うこととしています。

今回のケースでは、誕生日の前日（＝10月11日）をもって65歳に達したものととして取り扱うこととなります。

また、保険年度の初日（4月1日）において64歳以上である者の労働保険料については、令和元年度末までは雇用保険分に相当する保険料が4月分から免除の取扱いとしておりましたが、令和2年度からは一般の被保険者と同様に雇用保険分に相当する保険料の徴収が必要となりました。

Q パートやアルバイトの雇用保険の加入は？

当社では、正社員のみ雇用保険に加入していますが、パートやアルバイトについては加入する必要があると考えており、本人も加入を希望しておりません。

パートやアルバイトであれば、加入しなくていいのでしょうか。

A 雇用保険の加入要件は、次の要件をともに満たせば、「パート」や「アルバイト」という名称、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、被保険者として加入していただく必要があります。（暫定任意適用事業を除く（4ページ参照））

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上雇用見込みがあること。

Q トライアル雇用契約の場合の雇用保険の加入は？

当社では、ハローワークの紹介を受けて雇用した者について、トライアル雇用を実施することとしましたが、雇用保険への加入は必要でしょうか。

A 31日以上雇用見込みがある場合は加入が必要です。

雇用契約期間1か月の場合、暦の大の月については、契約更新条項の有無にかかわらず31日以上雇用見込みがあるため、雇入れ日から加入が必要ですが、暦の小の月は、31日以上雇用見込みがあれば加入が必要です。

※ トライアル雇用制度の概要については、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

○ 被保険者に関する具体例

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
短時間就労者 (パートタイマー) 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上雇用見込みがあること。	左記の①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる者は被保険者となります。 ① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。 ② 休学中の者（この場合、その事実を証明する文書が必要となります） ③ 事業主の命により又は、事業主の承認を受け（雇用関係を存続したまま）大学院等に在学する者。 ④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者。（この場合、その事実を証明する文書が必要となります）	学生・生徒等で、大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者（左記①～④に該当する者は除く）については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。
株式会社等の取締役、合名会社等の社員、監査役及び協同組合等の社員又は財団の役員等	株式会社等の取締役、合名会社等の社員は原則として被保険者となりません。 しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している（＝兼務役員）場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。（この場合、就業規則・登記事項証明書（※）・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります）	左記の区分に記載された法人等（以下「法人等」という。）の代表者（会長・代表取締役社長・代表社員等）は被保険者となりません。 また、法人等の役員等（代表者以外の取締役・監査役等）についても、原則として被保険者となりません。
2以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません（二重の資格取得はできません）。
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
家事使用人		原則として、被保険者となりません。
在日外国人	日本国に在住し、就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。 外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。	外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生（昼間学生）は被保険者となりません。 左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む））により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる期間は、被保険者となりません。

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
事業主と同居の親族	次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。 ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。 具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。 ③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。 （この場合、登記事項証明書（※）、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。）	個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。 ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。
国外で就労する者	出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。
船員	船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわらず被保険者となります。 船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。	船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて雇用される場合を除く）は、被保険者となりません。
公務員		国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者となりません。
生命保険会社等の外務員・外交員・営業部員等	職務の内容やサービスの態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。	雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者となりません。
在宅勤務者 （労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者）	事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。 ① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した期間または時間を基礎としていること。 ⑤ 請負・委任的でないこと。 （この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。）	左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
週所定労働時間 20 時間未満で 複数の事業所で働 く 65 歳以上の労 働者（マルチジョ ブホルダー）	次の 3 つの要件をすべて満たす場合に、労働者本人がハローワークに申し出ること、特例的に被保険者となります。 ① 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること ② 2 つの事業所（1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ③ 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること	左記の 3 つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。 また、労働者本人が被保険者になることを希望せず、申出を行わない場合は被保険者となりません。

※登記事項証明書のうち、下記のものについては、それぞれ登記情報連携システムを検索することによって登記情報を確認できる場合、添付を省略することができます。

【検索に必要な記載事項】

- ・ 商業・法人登記に係るもの・・・法人番号
- ・ 不動産登記に係るもの・・・事業所の所在地

第5章 被保険者についての諸手続

雇用保険の適用事業所に雇用される労働者は、正社員、準社員、パート・アルバイト等の呼称にかかわらず、原則として、被保険者となります。

これらの労働者は、原則として、その適用事業所に雇用される日から被保険者資格を取得し、離職等となった日の翌日から被保険者資格を喪失します。

これら被保険者に関する手続は、すべて適用事業所の所在地を管轄するハローワークで行っています。

1 被保険者となる労働者を新たに雇用したとき

- 提出書類……「**雇用保険被保険者資格取得届**」または「**雇用保険被保険者資格取得届（連記式）**」（新規に同一日で被保険者番号を複数取得し、かつ一定規模の被保険者資格を取得する場合）
- 提出期限……**雇用した日の属する月の翌月 10 日まで**
- 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワーク

※ マイナンバーを記載して提出してください。

- ・ 持参するもの…以下のいずれかに該当する場合を除き、原則、添付書類の提出は不要です。

①～⑥に該当する場合には、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）、その他社会保険の資格取得関係書類等その労働者を雇用したこと及びその年月日が明らかなもの、有期契約労働者である場合には、書面により労働条件を確認できる就業規則、雇用契約書等の添付が必要です。また、ハローワークで確認の必要がある場合は、別途、確認できる書類を求めることがあります。

- ① 事業主として初めての被保険者資格取得届を行う場合。
- ② 被保険者資格取得届の提出期限（上記参照）を過ぎて提出される場合。
- ③ 過去 3 年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合。
- ④ 労働保険料を滞納している場合。
- ⑤ 著しい不整合がある届出の場合。
- ⑥ 雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反があった事業主による届出の場合。

※ 株式会社等の取締役等であって従業員としての身分を有する者、事業主と同居している親族、在宅勤務者についての届出である場合には、雇用関係を確認するための書類の提出が必要です。（様式は 198～200 ページ参照。）

※ 社会保険労務士から社会保険労務士法第 17 条に規定する審査事項の付記がなされた届出書が提出された場合、労働保険事務組合を通じて提出される場合には、次のいずれかに該当する場合のみ、添付書類が必要となります。

- ① 届出期限を著しく（原則として雇入れ日から 6 か月）徒過した場合
- ② ハローワークにおいて、届出内容を確認する必要がある場合

雇用保険被保険者資格取得届の記入例

様式第2号（第6条関係）

雇用保険被保険者資格取得届

標準
字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

1. 個人番号
1 9 1 0 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

2. 被保険者番号
4 9 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 7

3. 取得区分
2 (1 新規)
(2 再取得)

4. 被保険者氏名
フリガナ（カタカナ）
適用 優子 テ キ ヨ ウ 2 ウ コ

5. 変更後の氏名
フリガナ（カタカナ）

6. 性別
2 (1 男)
(2 女)

7. 生年月日
3 - 5 2 1 0 2 5 (2 大正)
(3 昭和)
(4 平成)
(5 令和)

8. 事業所番号
4 9 0 0 - 9 8 7 6 5 4 - 3

9. 被保険者となったこと
の理由 2

10. 賃金（支払の態様－賃金月額：単位千円）
1 - 3 0 0 (1 月給 2 週給 3 日給)
(4 時間給 5 その他)

11. 資格取得年月日
5 - 0 6 0 4 0 1 (4 平成)
(5 令和)

12. 雇用形態
4 (1 口雇 2 派遣)
(3 パートタイム 4 有期契約)
(5 季節的雇用 6 労働者)
(6 船員 7 その他)

13. 職種
0 1 (01～11)
第2面
参照

14. 就職経路
1 (1 安定所紹介)
(2 自己就職)
(3 民間紹介)
(4 把握していない)

15. 1 週間の所定労働時間
4 0 0 0 時間 分

16. 契約期間の
定め 1 有
契約期間 5 - 0 6 0 4 0 1 から 5 - 0 7 0 3 3 1 まで
元号 年 月 日 元号 年 月 日
契約更新条項の有無 1 (1 有)
(2 無)

事業所名 株式会社カスミ商店 備考

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

17. 被保険者氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名（続き（ローマ字））

18. 在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

19. 在留
期間 西暦 年 月 日 まで

20. 資格外活動
の許可の有無 1 (1 有)
(2 無)

21. 派遣・請負
就労区分 1 (1 派遣・請負労働者として
主として当該事業所以外
で就労する場合)
(2 1に該当しない場合)

22. 国籍・地域

23. 在留資格

※ 公安記
共 定 載
職 業 所 欄

24. 取得時被保険者種類
1 一般
2 短期常態
3 季節
11 高年齢被保険者（65歳以上）

25. 番号複数取得チェック不要
1 (チェック・リストが
出力されたが、調査の
結果、同一人でなかった
場合に「1」を記入。)

26. 国籍・地域コード
22欄に対応
するコードを
記入

27. 在留資格コード
23欄に対応
するコードを
記入

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

住 所 東京都千代田区霞が関1-X-X

令和 6 年 4 月 7 日

事業主 氏 名 株式会社カスミ商店 代表取締役 千代田 カスミ

飯田橋 公共職業安定所長 殿

電 話 番 号 03 - XXXX - XXXX

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出日・提出者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

※ 所 長		次 長		課 長		係 長		係		操 作 者	
-------	--	-----	--	-----	--	-----	--	---	--	-------	--

※ 備 考

確認通知 令和 年 月 日

1「個人番号」

- ・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

2「被保険者番号」

- ・雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。（「0」も省略しない。）
- ・昭和56年7月6日以前に交付されている被保険者証の場合は下段10桁のみ記入してください。
- ・まだ被保険者証の交付を受けていない場合は記入しないでください。

3「取得区分」

- ・被保険者証の交付を受けていない者と被保険者でなくなった最後の日から7年以上経過している者は「新規」。
- ・被保険者証の交付を受けている者は「再取得」。

4「被保険者氏名」

- ・被保険者証の交付を受けている場合は被保険者証に記載されているとおり記入してください。
- ・カタカナで姓と名の間を1枠空けて記入してください。

5「変更後の氏名」

- ・被保険者証の氏名と現在の氏名とが異なっている場合に記入してください。
- ・カタカナで姓と名の間を1枠空けて記入してください。
- ・この欄に氏名を記入した場合は改めて氏名変更届を提出する必要はありません。

7「生年月日」

- ・7つの枠すべて記入してください。（年月日が1桁の場合はそれぞれ0を付加して2桁で記入してください。）

8「事業所番号」

- ・「0」も省略せず、11の枠すべて記入してください。

10「賃金」

- ・賃金月額、賞与その他臨時の賃金を除いた採用時に定められた賃金のうち、毎月決まって支払われるべき賃金の月額（支払総額）を千円単位（千円未満四捨五入）で記入してください。

11「資格取得年月日」

- ・原則として雇い入れた日（雇用関係に入った最初の日）を記入してください。
- ・試用期間中、研修期間中等の労働者も被保険者となりますので、雇い入れた日（雇用関係に入った最初の日）を記入してください。

12「雇用形態」

- ・登録型派遣の場合は「2」、短時間労働者（週の所定労働時間が30時間未満の者）に該当する場合は「3」、有期契約労働者（登録型派遣及びパートタイムを除く）に該当する場合は「4」、船員は「6」と記入してください。
- ・なお、常用型派遣の場合は「7」（その他）と記入してください。

13「職種」

- 194ページを参照のうえ記入してください。

15「1週間の所定労働時間」

- ・被保険者の種類を問わず記入してください。

17～23 欄は、被保険者が外国人の場合のみ記載してください。

- ・外国人（在留資格「外交」・「公用」及び特別永住者を除く）を雇用する場合、この欄に記入することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったことになります。
- ・被保険者になるか否かの判断については、30、31ページを参照してください。
- ・「23. 在留資格」欄には、在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。在留資格が「特定技能」の場合は分野を、在留資格が「特定活動」の場合は活動類型も併せて記入してください。

（例）「特定技能」の場合：特定技能第1号（ビルクリーニング）、「特定活動」の場合：特定活動（EPAに基づく看護師又は介護福祉士（候補者））

雇用保険被保険者資格取得届（連記式）の記入例

【雇用保険被保険者資格取得届（連記式）総括票】

雇用保険被保険者資格取得届（連記式）総括票										標準 字体																					
										0123456789																					
（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）																															
帳票種別 15161										1. 取得区分 1 (1 新規取得)																					
2. 事業所番号 4900-0000111-0										3. 資格取得年月日 5-060601 大号 年 月 日																					
4. 被保険者となったことの原因 2 (1 新規、新規雇用、新卒、自雇からの切替 2 新規雇用 (その他) 3 自雇からの切替 4 その他)										5. 雇用形態 7 (1 雇員 2 派遣 3 パート・アルバイト 4 有期契約 5 非正規雇用 6 船員 7 その他)										6. 職種 03 (01~11) 第2図参照											
※7. 取得時被保険者種類 (1 一般 2 短期常勤 3 季節)										（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）																					
8. 契約期間の定め 2 1 有 契約期間 から まで (4 平成 5 令和)																															
契約更新条項の有無 (1 有 2 無)																															
9. 1 週間の所定労働時間 4000 時間 分																															
10. 事業所名 株式会社 雇用保険																															
11. 届出被保険者数 30 人										個人別票枚数 1 枚																					
雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。 令和 6 年 6 月 7 日																															
住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2																															
事業主 氏 名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎 〇〇 公共職業安定所長 殿																															
電話番号 03-5253-1111																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">社会保険 労働士 館 職 欄</td> <td style="width: 35%;">氏 名</td> <td style="width: 50%;">電話番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																				社会保険 労働士 館 職 欄	氏 名	電話番号									
社会保険 労働士 館 職 欄	氏 名	電話番号																													
確 認 通 知 令和 年 月 日 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 長</td> <td style="width: 15%;">次 長</td> <td style="width: 15%;">課 長</td> <td style="width: 15%;">係 長</td> <td style="width: 15%;">係</td> <td style="width: 20%;">操 作 者</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																				所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作 者						
所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作 者																										

3「資格取得年月日」

- 原則として雇い入れた日（雇用関係に入った最初の日）を記入してください。
- 試用期間中、研修期間中等の労働者も被保険者となりますので、雇い入れた日（雇用関係に入った最初の日）を記入してください。

4「被保険者となったことの原因」

- 該当するものの番号を記載してください。

5「雇用形態」

- 登録型派遣の場合は「2」、短時間労働者（週の所定労働時間が30時間未満の者）に該当する場合は「3」、有期契約労働者（登録型派遣及びパートタイムを除く）に該当する場合は「4」、船員は「6」と記入してください。
なお、常用型派遣の場合は「7」（その他）と記入してください。

6「職種」

- 194 ページを参照のうえ記入してください。

9「1週間の所定労働時間」

- 被保険者の種類を問わず記入してください。

11「届出被保険者数」「個人別票枚数」

- 届出に係る被保険者数と個人別票の枚数を記載してください。

【雇用保険被保険者資格取得届（連記式）個人別票】

雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別票

標準 字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

2、19「個人番号」
・被保険者の個人番号(マイナンバー)を記載してください。

1「事業所番号」
・総括票の2欄に記載した事業所番号と同じ事業所番号を記載してください。

5、22「生年月日」
・元号の該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合はそれぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

6、23「賃金」
・総括票の3欄に記載した資格取得年月日現在における支払の態様及び賃金月額を記載してください。

8～14、25～31欄は、被保険者が外国人の場合のみ記載してください。

3、20「被保険者氏名(カタカナ)」
・氏名をカタカナで記載し、姓と名の間は1桁空けてください。

10、27「在留資格」
・在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。在留資格が「特定技能」の場合は分野を、在留資格が「特定活動」の場合は活動類型も、併せて記入してください。
(例)「特定技能」の場合：特定技能1号(ビルクリーニング)、「特定活動」の場合：特定活動(EPAに基づく看護師又は介護福祉士(候補者))

被保険者氏名 1. 事業所番号 2. 個人番号 3. 被保険者氏名(カタカナ) 4. 性別 5. 生年月日 6. 賃金(支払の態様-賃金月額:単位千円) 7. 就職経路 8. 被保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。) 9. 国籍・地域 10. 在留資格 11. 在留カードの番号 12. 在留期間 13. 資格外活動の許可の有無 14. 派遣・請負就労区分 15. 送信不要表示 16. 番号複数取得チェック 17. 国籍・地域コード 18. 在留資格コード 19. 個人番号 20. 被保険者氏名(カタカナ) 21. 性別 22. 生年月日 23. 賃金(支払の態様-賃金月額:単位千円) 24. 就職経路 25. 被保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。) 26. 国籍・地域 27. 在留資格 28. 在留カードの番号 29. 在留期間 30. 資格外活動の許可の有無 31. 派遣・請負就労区分 32. 送信不要表示 33. 番号複数取得チェック 34. 国籍・地域コード 35. 在留資格コード

※ 「雇用保険被保険者資格取得届（連記式）総括票」と「雇用保険被保険者資格取得届（連記式）個人別票」は合わせてご使用いただくものです。

2 離職等により被保険者でなくなったとき

(1) 離職者が離職票の交付を希望しないとき

- 提出書類……「雇用保険被保険者資格喪失届」
- 提出期日……被保険者でなくなった日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの…労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、雇用契約書など

※ マイナンバーを記載して提出してください。

(2) (1) 以外の場合（※59 歳以上の離職者は本人が希望するしないにかかわらず必ず離職票の交付が必要です。）

- 提出書類……「雇用保険被保険者資格喪失届」
「雇用保険被保険者離職証明書」（3 枚 1 組）
- 提出期日……被保険者でなくなった日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの…労働者名簿、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、辞令及び他の社会保険の届出（控）、離職理由の確認できる書類（就業規則、役員会議事録など）。

※ マイナンバーを記載して提出してください。

離職理由によって必要な書類は異なるため、詳細は 57～59 ページを参照してください。

離職票の交付に係る注意！

事業主の皆様からの届出が遅れたり、怠ったりした場合には、そのまま離職された方への離職票の交付が遅れることとなるため、離職者本人が雇用保険を受給するに当たり、極めて不利益な状況が生じることとなります。

必ず期限内での届出をお願いします。

また、離職証明書の提出が不要な場合でも、後日離職者から離職証明書の交付を求められた場合は、これに応じる必要があります。

「資格喪失届」は以下のような場合でも提出してください。

- ① 被保険者資格の要件を満たさなくなったとき。（※25 ページ（1）及び（2）参照）
- ② 被保険者が法人の役員に就任したとき。
（ただし、ハローワークにおいて兼務役員として認められた場合を除く。）
- ③ 被保険者として取り扱われた兼務役員が、従業員としての身分を失ったとき。
- ④ 他の事業所へ出向したとき。
- ⑤ 被保険者が死亡したとき。

雇用保険被保険者資格喪失届の記入例

様式第4号（第7条関係）（第1面）
雇用保険被保険者資格喪失届

標準
字体 0123456789
「必ず裏面の注意事項を読んでから記載してください。」

1. 被保険者番号 4900-405060-7 2. 事業所番号 4900-000111-7 3. 資格取得年月日 4-301001

4. 離職年月日（元号・4桁・年・月・日） 5-070331 5. 喪失原因 2 6. 離職票交付希望 1 7. 1週間の所定労働時間 4000 8. 補充採用予定の有無 1

9. 氏名 フリガナ（カタカナ）
10. 個人番号 9999999999999999

11. 喪失理由（12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 1000. 1001. 1002. 1003. 1004. 1005. 1006. 1007. 1008. 1009. 1010. 1011. 1012. 1013. 1014. 1015. 1016. 1017. 1018. 1019. 1020. 1021. 1022. 1023. 1024. 1025. 1026. 1027. 1028. 1029. 1030. 1031. 1032. 1033. 1034. 1035. 1036. 1037. 1038. 1039. 1040. 1041. 1042. 1043. 1044. 1045. 1046. 1047. 1048. 1049. 1050. 1051. 1052. 1053. 1054. 1055. 1056. 1057. 1058. 1059. 1060. 1061. 1062. 1063. 1064. 1065. 1066. 1067. 1068. 1069. 1070. 1071. 1072. 1073. 1074. 1075. 1076. 1077. 1078. 1079. 1080. 1081. 1082. 1083. 1084. 1085. 1086. 1087. 1088. 1089. 1090. 1091. 1092. 1093. 1094. 1095. 1096. 1097. 1098. 1099. 1100. 1101. 1102. 1103. 1104. 1105. 1106. 1107. 1108. 1109. 1110. 1111. 1112. 1113. 1114. 1115. 1116. 1117. 1118. 1119. 1120. 1121. 1122. 1123. 1124. 1125. 1126. 1127. 1128. 1129. 1130. 1131. 1132. 1133. 1134. 1135. 1136. 1137. 1138. 1139. 1140. 1141. 1142. 1143. 1144. 1145. 1146. 1147. 1148. 1149. 1150. 1151. 1152. 1153. 1154. 1155. 1156. 1157. 1158. 1159. 1160. 1161. 1162. 1163. 1164. 1165. 1166. 1167. 1168. 1169. 1170. 1171. 1172. 1173. 1174. 1175. 1176. 1177. 1178. 1179. 1180. 1181. 1182. 1183. 1184. 1185. 1186. 1187. 1188. 1189. 1190. 1191. 1192. 1193. 1194. 1195. 1196. 1197. 1198. 1199. 1200. 1201. 1202. 1203. 1204. 1205. 1206. 1207. 1208. 1209. 1210. 1211. 1212. 1213. 1214. 1215. 1216. 1217. 1218. 1219. 1220. 1221. 1222. 1223. 1224. 1225. 1226. 1227. 1228. 1229. 1230. 1231. 1232. 1233. 1234. 1235. 1236. 1237. 1238. 1239. 1240. 1241. 1242. 1243. 1244. 1245. 1246. 1247. 1248. 1249. 1250. 1251. 1252. 1253. 1254. 1255. 1256. 1257. 1258. 1259. 1260. 1261. 1262. 1263. 1264. 1265. 1266. 1267. 1268. 1269. 1270. 1271. 1272. 1273. 1274. 1275. 1276. 1277. 1278. 1279. 1280. 1281. 1282. 1283. 1284. 1285. 1286. 1287. 1288. 1289. 1290. 1291. 1292. 1293. 1294. 1295. 1296. 1297. 1298. 1299. 1300. 1301. 1302. 1303. 1304. 1305. 1306. 1307. 1308. 1309. 1310. 1311. 1312. 1313. 1314. 1315. 1316. 1317. 1318. 1319. 1320. 1321. 1322. 1323. 1324. 1325. 1326. 1327. 1328. 1329. 1330. 1331. 1332. 1333. 1334. 1335. 1336. 1337. 1338. 1339. 1340. 1341. 1342. 1343. 1344. 1345. 1346. 1347. 1348. 1349. 1350. 1351. 1352. 1353. 1354. 1355. 1356. 1357. 1358. 1359. 1360. 1361. 1362. 1363. 1364. 1365. 1366. 1367. 1368. 1369. 1370. 1371. 1372. 1373. 1374. 1375. 1376. 1377. 1378. 1379. 1380. 1381. 1382. 1383. 1384. 1385. 1386. 1387. 1388. 1389. 1390. 1391. 1392. 1393. 1394. 1395. 1396. 1397. 1398. 1399. 1400. 1401. 1402. 1403. 1404. 1405. 1406. 1407. 1408. 1409. 1410. 1411. 1412. 1413. 1414. 1415. 1416. 1417. 1418. 1419. 1420. 1421. 1422. 1423. 1424. 1425. 1426. 1427. 1428. 1429. 1430. 1431. 1432. 1433. 1434. 1435. 1436. 1437. 1438. 1439. 1440. 1441. 1442. 1443. 1444. 1445. 1446. 1447. 1448. 1449. 1450. 1451. 1452. 1453. 1454. 1455. 1456. 1457. 1458. 1459. 1460. 1461. 1462. 1463. 1464. 1465. 1466. 1467. 1468. 1469. 1470. 1471. 1472. 1473. 1474. 1475. 1476. 1477. 1478. 1479. 1480. 1481. 1482. 1483. 1484. 1485. 1486. 1487. 1488. 1489. 1490. 1491. 1492. 1493. 1494. 1495. 1496. 1497. 1498. 1499. 1500. 1501. 1502. 1503. 1504. 1505. 1506. 1507. 1508. 1509. 1510. 1511. 1512. 1513. 1514. 1515. 1516. 1517. 1518. 1519. 1520. 1521. 1522. 1523. 1524. 1525. 1526. 1527. 1528. 1529. 1530. 1531. 1532. 1533. 1534. 1535. 1536. 1537. 1538. 1539. 1540. 1541. 1542. 1543. 1544. 1545. 1546. 1547. 1548. 1549. 1550. 1551. 1552. 1553. 1554. 1555. 1556. 1557. 1558. 1559. 1560. 1561. 1562. 1563. 1564. 1565. 1566. 1567. 1568. 1569. 1570. 1571. 1572. 1573. 1574. 1575. 1576. 1577. 1578. 1579. 1580. 1581. 1582. 1583. 1584. 1585. 1586. 1587. 1588. 1589. 1590. 1591. 1592. 1593. 1594. 1595. 1596. 1597. 1598. 1599. 1600. 1601. 1602. 1603. 1604. 1605. 1606. 1607. 1608. 1609. 1610. 1611. 1612. 1613. 1614. 1615. 1616. 1617. 1618. 1619. 1620. 1621. 1622. 1623. 1624. 1625. 1626. 1627. 1628. 1629. 1630. 1631. 1632. 1633. 1634. 1635. 1636. 1637. 1638. 1639. 1640. 1641. 1642. 1643. 1644. 1645. 1646. 1647. 1648. 1649. 1650. 1651. 1652. 1653. 1654. 1655. 1656. 1657. 1658. 1659. 1660. 1661. 1662. 1663. 1664. 1665. 1666. 1667. 1668. 1669. 1670. 1671. 1672. 1673. 1674. 1675. 1676. 1677. 1678. 1679. 1680. 1681. 1682. 1683. 1684. 1685. 1686. 1687. 1688. 1689. 1690. 1691. 1692. 1693. 1694. 1695. 1696. 1697. 1698. 1699. 1700. 1701. 1702. 1703. 1704. 1705. 1706. 1707. 1708. 1709. 1710. 1711. 1712. 1713. 1714. 1715. 1716. 1717. 1718. 1719. 1720. 1721. 1722. 1723. 1724. 1725. 1726. 1727. 1728. 1729. 1730. 1731. 1732. 1733. 1734. 1735. 1736. 1737. 1738. 1739. 1740. 1741. 1742. 1743. 1744. 1745. 1746. 1747. 1748. 1749. 1750. 1751. 1752. 1753. 1754. 1755. 1756. 1757. 1758. 1759. 1760. 1761. 1762. 1763. 1764. 1765. 1766. 1767. 1768. 1769. 1770. 1771. 1772. 1773. 1774. 1775. 1776. 1777. 1778. 1779. 1780. 1781. 1782. 1783. 1784. 1785. 1786. 1787. 1788. 1789. 1790. 1791. 1792. 1793. 1794. 1795. 1796. 1797. 1798. 1799. 1800. 1801. 1802. 1803. 1804. 1805. 1806. 1807. 1808. 1809. 1810. 1811. 1812. 1813. 1814. 1815. 1816. 1817. 1818. 1819. 1820. 1821. 1822. 1823. 1824. 1825. 1826. 1827. 1828. 1829. 1830. 1831. 1832. 1833. 1834. 1835. 1836. 1837. 1838. 1839. 1840. 1841. 1842. 1843. 1844. 1845. 1846. 1847. 1848. 1849. 1850. 1851. 1852. 1853. 1854. 1855. 1856. 1857. 1858. 1859. 1860. 1861. 1862. 1863. 1864. 1865. 1866. 1867. 1868. 1869. 1870. 1871. 1872. 1873. 1874. 1875. 1876. 1877. 1878. 1879. 1880. 1881. 1882. 1883. 1884. 1885. 1886. 1887. 1888. 1889. 1890. 1891. 1892. 1893. 1894. 1895. 1896. 1897. 1898. 1899. 1900. 1901. 1902. 1903. 1904. 1905. 1906. 1907. 1908. 1909. 1910. 1911. 1912. 1913. 1914. 1915. 1916. 1917. 1918. 1919. 1920. 1921. 1922. 1923. 1924. 1925. 1926. 1927. 1928. 1929. 1930. 1931. 1932. 1933. 1934. 1935. 1936. 1937. 1938. 1939. 1940. 1941. 1942. 1943. 1944. 1945. 1946. 1947. 1948. 1949. 1950. 1951. 1952. 1953. 1954. 1955. 1956. 1957. 1958. 1959. 1960. 1961. 1962. 1963. 1964. 1965. 1966. 1967. 1968. 1969. 1970. 1971. 1972. 1973. 1974. 1975. 1976. 1977. 1978. 1979. 1980. 1981. 1982. 1983. 1984. 1985. 1986. 1987. 1988. 1989. 1990. 1991. 1992. 1993. 1994. 1995. 1996. 1997. 1998. 1999. 2000. 2001. 2002. 2003. 2004. 2005. 2006. 2007. 2008. 2009. 2010. 2011. 2012. 2013. 2014. 2015. 2016. 2017. 2018. 2019. 2020. 2021. 2022. 2023. 2024. 2025. 2026. 2027. 2028. 2029. 2030. 2031. 2032. 2033. 2034. 2035. 2036. 2037. 2038. 2039. 2040. 2041. 2042. 2043. 2044. 2045. 2046. 2047. 2048. 2049. 2050. 2051. 2052. 2053. 2054. 2055. 2056. 2057. 2058. 2059. 2060. 2061. 2062. 2063. 2064. 2065. 2066. 2067. 2068. 2069. 2070. 2071. 2072. 2073. 2074. 2075. 2076. 2077. 2078. 2079. 2080. 2081. 2082. 2083. 2084. 2085. 2086. 2087. 2088. 2089. 2090. 2091. 2092. 2093. 2094. 2095. 2096. 2097. 2098. 2099. 2100. 2101. 2102. 2103. 2104. 2105. 2106. 2107. 2108. 2109. 2110. 2111. 2112. 2113. 2114. 2115. 2116. 2117. 2118. 2119. 2120. 2121. 2122. 2123. 2124. 2125. 2126. 2127. 2128. 2129. 2130. 2131. 2132. 2133. 2134. 2135. 2136. 2137. 2138. 2139. 2140. 2141. 2142. 2143. 2144. 2145. 2146. 2147. 2148. 2149. 2150. 2151. 2152. 2153. 2154. 2155. 2156. 2157. 2158. 2159. 2160. 2161. 2162. 2163. 2164. 2165. 2166. 2167. 2168. 2169. 2170. 2171. 2172. 2173. 2174. 2175. 2176. 2177. 2178. 2179. 2180. 2181. 2182. 2183. 2184. 2185. 2186. 2187. 2188. 2189. 2190. 2191. 2192. 2193. 2194. 2195. 2196. 219

14～19 欄は、被保険者が外国人の場合のみ記載してください。

・外国人（在留資格「外交」「公用」及び「特別永住者」を除く）が離職した場合、この欄に記入することによって、外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。

41

雇用保険被保険者離職証明書の様式例

離職証明書は、受給資格、給付金額、給付日数の決定の基礎となる重要なものですので、誤った届出がされることのないよう記入していただき、内容については必ず離職者の確認をとってください。

特に、⑦欄に記入した離職の理由は、退職する日までに、離職者本人に見せ、⑬欄（離職者の判断）の該当する事項に○を記入の上、離職者の氏名の記載をしていただくようにしてください。

なお、記入の方法については離職証明書の用紙とともにハローワークで資料を配布していますのでご確認ください。

[注意事項]

2 枚目（安定所提出用）には離職者の確認等が必要な箇所が**2箇所**ありますので、注意してください。これ以外の記載項目は通常 3 枚複写中 1 枚目の事業主控を記載することで複写されます。また、事業主の方は 3 枚目（雇用保険被保険者離職票-2）の複写の部分以外は記載不要です。

なお、電子申請の場合は、離職者の電子署名を付与するか離職証明書の記載内容を確認したことを証明する書類（確認書）を添付してください。

雇元氏名等 (第7条関係)																
① 受給者番号		—		—		③ フリガナ					④ 退職者番号		⑤ 退職者氏名			
② 事業所番号		—		—		—					⑥ 退職者氏名		⑦ 退職者氏名			
⑧ 名称		—		—		—					⑨ 退職者の住所又は居所		⑩ 電話番号			
⑪ 住所		—		—		—					⑫ 電話番号		⑬ 電話番号			
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。																
⑭ 退職者の氏名																
⑮ 退職の日以前の資金支払状況等																
⑯ 退職者番号		—		—		⑰ 退職者の氏名					⑱ 退職者の氏名			⑲ 備考		
⑳ 退職者の氏名		—		—		—					㉑ 退職者の氏名			㉒ 備考		
㉓ 退職者の氏名		—		—		—					㉔ 退職者の氏名			㉕ 備考		
㉖ 退職者の氏名		—		—		—					㉗ 退職者の氏名			㉘ 備考		
㉙ 退職者の氏名		—		—		—					㉚ 退職者の氏名			㉛ 備考		
㉜ 退職者の氏名		—		—		—					㉝ 退職者の氏名			㉞ 備考		
㉟ 退職者の氏名		—		—		—					㊱ 退職者の氏名			㊲ 備考		
㊳ 退職者の氏名		—		—		—					㊴ 退職者の氏名			㊵ 備考		
㊶ 退職者の氏名		—		—		—					㊷ 退職者の氏名			㊸ 備考		
㊹ 退職者の氏名		—		—		—					㊺ 退職者の氏名			㊻ 備考		
㊼ 退職者の氏名		—		—		—					㊽ 退職者の氏名			㊾ 備考		
㊿ 退職者の氏名		—		—		—					㋀ 退職者の氏名			㋁ 備考		
⑰ 退職者の氏名																
⑱ 退職者の氏名																
⑲ 備考																
⑳ 退職者の氏名																
㉑ 退職者の氏名																
㉒ 備考																
㉓ 退職者の氏名																
㉔ 退職者の氏名																
㉕ 備考																
㉖ 退職者の氏名																
㉗ 退職者の氏名																
㉘ 備考																
㉙ 退職者の氏名																
㉚ 退職者の氏名																
㉛ 備考																
㉜ 退職者の氏名																
㉝ 退職者の氏名																
㉞ 備考																
㉟ 退職者の氏名																
㊱ 退職者の氏名																
㊲ 備考																
㊳ 退職者の氏名																
㊴ 退職者の氏名																
㊵ 備考																
㊶ 退職者の氏名																
㊷ 退職者の氏名																
㊸ 備考																
㊹ 退職者の氏名																
㊺ 退職者の氏名																
㊻ 備考																
㊼ 退職者の氏名																
㊽ 退職者の氏名																
㊾ 備考																
㊿ 退職者の氏名																
㋀ 退職者の氏名																
㋁ 備考																
㋂ 退職者の氏名																
㋃ 退職者の氏名																
㋄ 備考																
㋅ 退職者の氏名																
㋆ 退職者の氏名																
㋇ 備考																
㋈ 退職者の氏名																
㋉ 退職者の氏名																
㋊ 備考																
㋋ 退職者の氏名																
㋌ 退職者の氏名																
㋍ 備考																
㋎ 退職者の氏名																
㋏ 退職者の氏名																
㋐ 備考																
㋑ 退職者の氏名																
㋒ 退職者の氏名																
㋓ 備考																
㋔ 退職者の氏名																
㋕ 退職者の氏名																
㋖ 備考																
㋗ 退職者の氏名																
㋘ 退職者の氏名																
㋙ 備考																
㋚ 退職者の氏名																
㋛ 退職者の氏名																
㋜ 備考																
㋝ 退職者の氏名																
㋞ 退職者の氏名																
㋟ 備考																
㋠ 退職者の氏名																
㋡ 退職者の氏名																
㋢ 備考																
㋣ 退職者の氏名																
㋤ 退職者の氏名																
㋥ 備考																
㋦ 退職者の氏名																
㋧ 退職者の氏名																
㋨ 備考																
㋩ 退職者の氏名																
㋪ 退職者の氏名																
㋫ 備考																
㋬ 退職者の氏名																
㋭ 退職者の氏名																
㋮ 備考																
㋯ 退職者の氏名																
㋰ 退職者の氏名																
㋱ 備考																
㋲ 退職者の氏名																
㋳ 退職者の氏名																
㋴ 備考																
㋵ 退職者の氏名																
㋶ 退職者の氏名																
㋷ 備考																
㋸ 退職者の氏名																
㋹ 退職者の氏名																
㋺ 備考																
㋻ 退職者の氏名																
㋼ 退職者の氏名																
㋽ 備考																
㋾ 退職者の氏名																
㋿ 退職者の氏名																
㌀ 備考																
㌁ 退職者の氏名																
㌂ 退職者の氏名																
㌃ 備考																

⑦離職理由欄…事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の事業主記入欄の□の中に入印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります。適正に記載してください。】

事業主記入欄	離 職 理 由	※離職区分
☐	1 事業所の倒産等によるもの (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職	1 A
☐	(2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1 B
☐	2 定年によるもの 定年による離職（定年 歳） 定年後の継続雇用 { を希望していた（以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください） } a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため （解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。） b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったため c その他（具体的理由： ）	2 A 2 B
☐	3 労働契約期間満了等によるもの (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する・しない) (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で ある・ない) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ある・ない) →ある場合同一事業所の有期雇用労働者に比べ4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日から定められて いた・いなかった	2 C 2 D 2 E
☐	(2) 労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無（更新又は延長しない旨の明示の 有・無 ）) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある・ない) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった } { を希望しない旨の申出があった } { の希望に関する申出はなかった }	3 A 3 B 3 C 3 D
	② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無（更新又は延長しない旨の明示の 有・無 ）) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった } { を希望しない旨の申出があった } { の希望に関する申出はなかった }	4 D 5 E
☐	a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合（指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。） (aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。)	
☐	(3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	
☐	(4) 移籍出向	
☐	4 事業主からの働きかけによるもの (1) 解雇（重責解雇を除く。） (2) 重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇） (3) 希望退職の募集又は退職勧奨	
☐	① 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの ② その他（理由を具体的に ）	
☐	5 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 ① 労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため ③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため ④ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 ⑤ 職種転換等に適應することが困難であったため（教育訓練の 有・無 ） ⑥ 事業所移転により通勤困難となった（なる）ため（旧（新）所在地： ） ⑦ その他（理由を具体的に ）	
☐	(2) 労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等）	
☐	6 その他（1～5のいずれにも該当しない場合） （理由を具体的に ）	
具体的事情記載欄（事業主用）		

⑧離職者本人の判断（○で囲むこと）
事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

（離職者氏名）

⑩欄

⑦欄に記載した離職理由について、離職者に確認させた上で該当する事項を○で囲ませ、離職者の氏名を記載させてください。なお、本人の確認がとれないときは、その理由を記載し事業主氏名を記載してください（電子申請の場合は疎明書を添付してください）。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）の記入例

様式第5号（第7条関係） **雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）**

① 被保険者番号 4 9 0 0 - 1 0 2 0 3 0 - 4	③ フリガナ 5439 191	④ 離職年月日 令和 10 年 10 月 17 日
② 事業所番号 4 9 0 0 - 9 8 7 6 5 4 - 3	離職者氏名 適用 優子	年 月 日
⑤ 名称 株式会社 雇用保険 池袋支店 事業所所在地 豊島区東池袋3-5-13 電話番号 03-3987-8609	⑥ 離職者の住所又は居所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-1-3 電話番号（ 04 ） 2992 - 8609	
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2 事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎		※離職届交付 令和 年 月 日 (交付番号 番)
離職の日以前の賃金支払状況等		
⑧ 被保険者期間算定対象期間 ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ A 一般被保険者等 ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 離職日の翌日 10月18日 ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑩ 賃金支払対象期間 ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
9月18日～ 離職日 離職月 30日	10月1日～ 離職日 17日	157,000
8月18日～ 9月17日 月 31日	9月1日～ 9月30日 30日	250,000
7月18日～ 8月17日 月 31日	8月1日～ 8月31日 31日	250,000
6月18日～ 7月17日 月 30日	7月1日～ 7月31日 31日	250,000
5月18日～ 6月17日 月 31日	6月1日～ 6月30日 30日	250,000
4月18日～ 5月17日 月 30日	5月1日～ 5月31日 31日	250,000
3月18日～ 4月17日 月 31日	4月1日～ 4月30日 30日	250,000
2月18日～ 3月17日 月 10日	月 日～ 月 日 日	
1月18日～ 2月17日 月 31日	月 日～ 月 日 日	
12月18日～ 1月17日 月 31日	月 日～ 月 日 日	
11月18日～ 12月17日 月 30日	月 日～ 月 日 日	
10月18日～ 11月17日 月 31日	月 日～ 月 日 日	
10月10日～ 10月17日 月 8日	月 日～ 月 日 日	
⑭ 賃金に関する特記事項	⑮ この証明書の記載内容(⑭欄を除く)は相違ないと認めます。 (離職者氏名) 適用 優子	
※公共職業安定所記載欄	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	

本手続は電子申請による申請も可能です。本手続について、電子申請により行う場合には、被保険者ができるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。
また、本手続について、社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	氏 名	電 話 番 号

※ 所長	次長	課長	係長	係

⑬「備考」

- ・参考事項を記入してください。
例えば、賃金未払、休業、賃金締切日変更等。
- ・離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上完全月（例：8月18日～9月17日）が12か月以上（高年齢被保険者及び短期雇用特例被保険者の場合は6か月以上）ない場合、または、⑪欄の日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑮「離職者の氏名の記載」

- ・離職者に記載内容を確認させたうえ、離職者の氏名を記載させてください。
なお、本人の確認がとれないときは、その理由を記載し事業主氏名を記載してください（電子申請の場合は疎明書を添付してください）。

①「被保険者番号」、②「事業所番号」

- ・資格取得等確認通知書から正確に転記してください。

⑧「被保険者期間算定対象期間」

A 一般被保険者等・・・一般被保険者又は高年齢被保険者

ア 「離職日の翌日」欄には、④欄の翌日を記入してください。

イ 左側の月日欄には、離職日の属する月から遡った各月における「離職日の翌日」に相当する日を記入してください。もし、応当日がない場合は、その月の末日を記入してください。

ウ 右側の月日欄には、離職日に相当する日を記入してください。もし応当日がない場合は、その月の末日又は末日の前日を記入してください。

エ 離職日以前2年間（高年齢被保険者の場合は1年間）について（24か月まで）記入しますが、⑨欄の日数が11日以上完全月が12か月（高年齢被保険者の場合は6か月以上）になるまで記載してください。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上完全月が12か月以上（高年齢被保険者の場合は6か月以上）ない場合は、⑨欄の日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を⑬欄に記入してください。

また、疾病、傷病等で30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、離職日以前、最大で4年の期間を記入できる場合があります。（当該事実を確認できる書類が必要です。事前にハローワークにお問い合わせください。）

なお、一葉に書ききれない場合は、「続紙」として別葉に記入してください。

B 短期雇用特例被保険者

離職した月から順次さかのぼって暦月を記入してください。

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してください。（有給休暇も算入し、半日でも1日として計上します。）月給者については、月間全部を拘束する意味の月給制であれば30日（28日、29日、31日）の暦日数となり、1か月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となります。

⑩「賃金支払対象期間」

- ・賃金締切日の翌日から賃金締切日まで記入してください。
- ・離職日以前2年間を記入します。ただし、完全月で⑪欄の基礎日数11日以上が、6か月以上あればそれ以前は省略できます。

なお、各期間において休業手当が支払われたことがある場合には、⑬に休業と表示の上休業日数及び支払った休業手当の額を記載してください。（53ページ参照）

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑪欄の日数が11日以上完全月が6か月以上ない場合は、⑪欄の日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を⑬欄に記入してください。

なお、労働者が船員の場合で、乗船・下船時等で大きく変動する賃金が定められている場合は、完全月で⑪欄の基礎日数11日以上が12か月必要な場合があります。

⑪「⑩の基礎日数」

- ・⑩の期間に賃金支払の基礎となった日数を記入してください。（有給休暇も算入し、半日でも1日として計算します。）月給者については、月間全部を拘束する意味の月給制であれば30日（28日、29日、31日）の暦日数となり、1か月中、日曜、休日を除いた期間に対する給与であればその期間の日数となります。

⑫「賃金額」

A欄…賃金が月または週等により定められている場合。

月給者で変動手当（超過勤務手当等）のみが翌月払いである場合は、その額を当月に算入してください。

また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。

B欄…賃金が日、時間、出来高による場合にそれぞれ記入してください。

また、月決め手当と日給と両方ある場合は、A B欄に区別して記入し、A B欄の合計額を計欄に記入してください。

なお、主たる賃金とその他の諸手当の賃金締切日が異なる場合は、主たる賃金の賃金締切日により記載し、その他の諸手当は主たる賃金の賃金締切日に合わせて再計算した額を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・毎月決まって支払われる賃金以外の賃金のうち、3か月以内の期間ごとに支払われるもの（以下「特別の賃金」という。）がある場合に、⑧欄に記載した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称および支給額を記入してください。

なお、記入しない場合には斜線を引いてください。

※賃金の解釈については、73～75ページを参照してください。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（1）

1 枚の離職証明書に記載できない場合

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）

続紙あり

④ 離職年月日	令和	△	年	8	月	31	日
---------	----	---	---	---	---	----	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備 考	
① 一般被保険者等					② 短期 雇用特例 被保険者				
離職日の翌日	9月1日					⑬	⑭		計
8月1日	～ 離職日	離職月	20 日	8月1日	～ 離職日	20 日	100,000		
7月1日	～ 7月31日	月	20 日	7月1日	～ 7月31日	20 日	100,000		
6月1日	～ 6月30日	月	20 日	6月1日	～ 6月30日	20 日	100,000		
5月1日	～ 5月31日	月	22 日	5月1日	～ 5月31日	22 日	110,000		
4月1日	～ 4月30日	月	21 日	4月1日	～ 4月30日	21 日	105,000		
3月1日	～ 3月31日	月	22 日	3月1日	～ 3月31日	22 日	110,000		
2月1日	～ 2月28日	月	11 日	～	～	日			
1月1日	～ 1月31日	月	18 日	～	～	日			
12月1日	～ 12月31日	月	20 日	～	～	日			
11月1日	～ 11月30日	月	9 日	～	～	日			
10月1日	～ 10月31日	月	8 日	～	～	日			
9月1日	～ 9月30日	月	20 日	～	～	日			
8月1日	～ 8月31日	月	16 日	～	～	日			

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）

続紙

④ 離職年月日	令和	△	年	8	月	31	日
---------	----	---	---	---	---	----	---

離 職 の 日 以 前 の 賃 金 支 払 状 況 等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間			⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃 金 額			⑬ 備 考
① 一般被保険者等		② 短期 雇用特例 被保険者							
離職日の翌日									
月 日		月 日	日	～ 離職日	日	①	②	計	
月 日		離職月	日	～ 離職日	日				
7月1日		月	18 日	～	日				
6月1日		月	19 日	～	日				
～		月	日	～	日				
～		月	日	～	日				

【例示説明】

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数（⑨欄）11日以上完全月が12か月（⑧①欄）以上必要です。1枚の離職証明書で⑧⑨欄、基礎日数11日以上完全月が12か月とあれば1枚だけで足りませんが、とれない場合は2枚の離職証明書になります。

2枚の離職証明書となる場合は、1枚目の離職証明書右上に「続紙あり」、2枚目の離職証明書右上に「続紙」と記入してください。

また、「続紙」として使用する離職証明書の記入は、①～④欄、事業主証明欄、⑧～⑭欄について記入してください。

【記入留意事項】

週5日 1日5時間勤務 時間給1,000円

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（２） 賃金締切日に変更があった場合

④ 離職 年月日	令和 △	年 8	月 5	日
----------------	---------	--------	--------	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間			⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考
① 一般被保険者等		② 短期 雇用特例 被保険者				③ (A)	(B)	計	
離職日の翌日	8月6日	離職月	21日	8月1日～離職日	4日		37,000		
7月6日～離職日		月	17日	7月1日～7月31日	20日		185,000		
6月6日～7月5日		月	17日	6月1日～6月30日	18日		166,500		
5月6日～6月5日		月	21日	5月21日～5月31日	8日		74,000		賃金締切日変更
4月6日～5月5日		月	21日	4月21日～5月20日	22日		203,500		
3月6日～4月5日		月	18日	3月21日～4月20日	16日		148,000		
2月6日～3月5日		月	21日	2月21日～3月20日	22日		203,500		
1月6日～2月5日		月	16日	1月21日～2月20日	20日		185,000		
12月6日～1月5日		月	17日	～	日				
11月6日～12月5日		月	17日	～	日				
10月6日～11月5日		月	21日	～	日				
9月6日～10月5日		月	21日	～	日				
8月6日～9月5日		月	～	～	日				
～		月	日	～	日				

[例示説明]

5月20日に賃金の締切を行った後、翌月の20日に行われるべき次回の締切日が繰り上げられて、当月以降末日となった場合。

[記入留意事項]

⑬欄の表示、⑩⑪⑫の各欄

[参考]

日給者 日額 8,000 円、残業手当有

⑫欄 主たる賃金が日を単位として算定されているため、賃金の総額をB欄に記入してください。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（3） 賃金形態に変更があった場合

④ 離職 年月日	令和 △	年 10	月 25	日
----------------	---------	---------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備 考	
① 一般被保険者等	② 短期 雇用特例 被保険者				③ A	④ B	⑤ 計		
離職日の翌日	10月26日								
9月26日 ~ 離職日	離職月	21 日	9月26日 ~ 離職日	21 日	18,000	197,000	215,000		
8月26日 ~ 9月25日	月	21 日	8月26日 ~ 9月25日	21 日	18,000	197,000	215,000		
7月26日 ~ 8月25日	月	22 日	7月26日 ~ 8月25日	22 日	18,000	207,500	225,500	日給制に切替	
6月26日 ~ 7月25日	月	30 日	6月26日 ~ 7月25日	30 日	228,000		228,000		
5月26日 ~ 6月25日	月	31 日	5月26日 ~ 6月25日	31 日	228,000		228,000		
4月26日 ~ 5月25日	月	30 日	4月26日 ~ 5月25日	30 日	228,000		228,000		
3月26日 ~ 4月25日	月	31 日	~	日					
2月26日 ~ 3月25日	月	28 日	~	日					
1月26日 ~ 2月25日	月	31 日	~	日					
12月26日 ~ 1月25日	月	31 日	~	日					
11月26日 ~ 12月25日	月	30 日	~	日					
10月26日 ~ 11月25日	月	31 日	~	日					
~	月	日	~	日					

[例示説明]

8月分より月給制から日給制に切り替えた場合。

[記入留意事項]

⑨⑪欄および⑫のA、B計欄

⑬欄の変更月に変更後の賃金形態を記入してください。

[参考]

7月26日より賃金形態を、月間全部を拘束する意味の月給から日給に変更

（変更前）月給者 月額 210,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円（7月25日まで）

（変更後）日給者 日額 9,000 円、通勤手当 8,000 円、家族手当 10,000 円、残業手当有（7月26日から）

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（４）
離職日の翌日に応ずる日が各月にない場合

④ 離職 年月日	令和 △	年 10	月 30	日
----------------	---------	---------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間			⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考
①A 一般被保険者等		②B 短期雇用特例被保険者				④A	④B	計	
離職日の翌日	10月31日								
9月30日	～ 離職日	離職月	20 日	10月21日	～ 離職日	6 日		47,850	
8月31日	～ 9月29日	月	22 日	9月21日	～ 10月20日	21 日		167,475	
7月31日	～ 8月30日	月	17 日	8月21日	～ 9月20日	24 日		191,400	
6月30日	～ 7月30日	月	21 日	7月21日	～ 8月20日	10 日		62,500	
5月31日	～ 6月29日	月	21 日	6月21日	～ 7月20日	24 日		191,400	
4月30日	～ 5月30日	月	19 日	5月21日	～ 6月20日	21 日		167,475	
3月31日	～ 4月29日	月	21 日	4月21日	～ 5月20日	18 日		143,550	
2月28日	～ 3月30日	月	21 日	3月21日	～ 4月20日	21 日		167,475	
1月31日	～ 2月27日	月	10 日		～	日			80時間
12月31日	～ 1月30日	月	17 日		～	日			
11月30日	～ 12月30日	月	22 日		～	日			
10月31日	～ 11月29日	月	24 日		～	日			
10月20日	～ 10月30日	月	3 日		～	日			

[例示説明]

離職日の翌日に応当する日が各月にない場合。

[記入留意事項]

⑧欄の A および⑨欄

⑧欄の A の左側月日欄は、「離職日の翌日に応ずる日（喪失応当日）」を記入するが、応ずる日がない月においては、その月の末日を記入してください。

したがって、暦の大の月の 30 日に離職した場合はすべてこの取扱いになります。

⑧⑨欄は原則、⑨欄の日数が11日以上ある月を12か月以上記入してください。

⑩～⑫欄は原則、完全月で⑪欄の日数が11日以上ある月を6か月以上記入してください。

離職日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄の日数が11日以上、完全月が12か月以上ない場合、または、⑪欄の日数が11日以上、完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が10日以下の期間について、該当期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

[参考]

資格取得年月日 令和〇年 10 月 20 日

日給者 日額 6,000 円、特殊作業手当日額 100 円、残業手当有

⑨、⑪欄 賃金支払基礎日数には有給休暇の日数も算入されます。

(例示：6月21日～7月20日 基礎日数24日＝働いた日23日＋有給1日)

⑫欄 月を単位として支払われるものがないため、賃金の総額を B 欄に記入してください。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（５）
日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合
（一定の日数を基本給の支払い対象とする月給制の場合）

④ 離職 年月日	令和	△	年 9	月 30	日
----------------	----	---	--------	---------	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備 考	
① 一般被保険者等	② 短期 雇用特例 被保険者				③ 賃金額	④ 賃金額	⑤ 計		
離職日の翌日	10月1日	離職月	22 日	9月1日 ～ 離職日	22 日	250,000			
9月1日 ～ 離職日		月	22 日	8月1日 ～ 8月31日	22 日	250,000			
8月1日 ～ 8月31日		月	17 日	7月1日 ～ 7月31日	17 日	193,182			5日間欠勤
7月1日 ～ 7月31日		月	22 日	6月1日 ～ 6月30日	22 日	250,000			
6月1日 ～ 6月30日		月	22 日	5月1日 ～ 5月31日	22 日	250,000			
5月1日 ～ 5月31日		月	22 日	4月1日 ～ 4月30日	22 日	250,000			
4月1日 ～ 4月30日		月	22 日	3月1日 ～ 3月31日	日				
3月1日 ～ 3月31日		月	22 日	2月1日 ～ 2月28日	日				
2月1日 ～ 2月28日		月	22 日	1月1日 ～ 1月31日	日				
1月1日 ～ 1月31日		月	22 日	12月1日 ～ 12月31日	日				
12月1日 ～ 12月31日		月	22 日	11月1日 ～ 11月30日	日				
11月1日 ～ 11月30日		月	22 日	10月1日 ～ 10月31日	日				
10月1日 ～ 10月31日		月	22 日	～	日				
～		月	日	～	日				

[例示説明]

一定の日数を基本給の支払い対象とする月給制で、欠勤するとその日の分の基本給が減額される場合。7月20日～7月24日の5日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則に基づき、その日数分の賃金が減額された場合、基礎日数も5日減ぜられる。

[記入留意事項]

7月に5日間欠勤があるので、7月の⑨⑩欄の日数から5日を除いた日数を記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

[参考]

日給月給者 月額 250,000 円

賃金支払基礎日数 22 日

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（6）
日給月給者で欠勤があり賃金が減額された場合
（勤務を要しない日は、基本給の支給対象としない月給制の場合）

④ 離職 年月日	令和	△	年 10	月 31	日
----------------	----	---	---------	---------	---

離 職 の 日 以 前 の 賃 金 支 払 状 況 等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間			⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃 金 額			⑬ 備 考
① 一般被保険者等		② 短期 雇用特例 被保険者				④ 賃 金 額			
離職日の翌日	11月1日					③ (A)	③ (B)	計	
10月1日	～ 離 職 日	離職月	21 日	10月26日	～ 離 職 日	5 日	31,250		
9月1日	～ 9月30日	月	19 日	9月26日	～ 10月25日	19 日	160,000		
8月1日	～ 8月31日	月	18 日	8月26日	～ 9月25日	19 日	143,750		8/26欠勤
7月1日	～ 7月31日	月	22 日	7月26日	～ 8月25日	20 日	137,500		8/24,8/25欠勤
6月1日	～ 6月30日	月	22 日	6月26日	～ 7月25日	20 日	160,000		
5月1日	～ 5月31日	月	18 日	5月26日	～ 6月25日	23 日	160,000		
4月1日	～ 4月30日	月	21 日	4月26日	～ 5月25日	17 日	160,000		
3月1日	～ 3月31日	月	22 日		～	日			
2月1日	～ 2月28日	月	20 日		～	日			
1月1日	～ 1月31日	月	20 日		～	日			
12月1日	～ 12月31日	月	19 日		～	日			
11月1日	～ 11月30日	月	18 日		～	日			
～		月	日		～	日			

[例示説明]

土曜日、日曜日及び祝日の勤務を要しない日は、基本給の支給対象としない月給制。8月24日～8月26日の3日間欠勤したため、賃金が事業所の就業規則等に基づき減額された場合、基礎日数も3日減ぜられる。

[記入留意事項]

⑨⑩欄には、土日祝日及び欠勤日を除いた日数（実際に勤務した日、有給休暇等賃金支払の基礎となった日）を記載し、⑫欄には減額後の賃金額を記載してください。

[参考]

日給月給者 月額 150,000 円、皆勤手当 10,000 円

欠勤 1 日につき、6,250 円控除

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（7） 疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合

④ 離職年月日	令和	△	年	10	月	20	日
---------	----	---	---	----	---	----	---

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考	
① 一般被保険者等	② 短期雇用特例被保険者				③	④	⑤		
離職日の翌日	10月21日				⑥	⑦	計		
9月21日 ~ 離職日	離職月	7 日	9月21日 ~ 離職日	7 日		39,200		自 R△.1.18~	
RO 12月21日 ~ R△ 1月20日	月	18 日	RO 12月21日 ~ R△ 1月20日	18 日		100,800		至 R△.9.24の	
11月21日 ~ 12月20日	月	20 日	11月21日 ~ 12月20日	20 日		112,000		250日間	
10月21日 ~ 11月20日	月	17 日	10月21日 ~ 11月20日	17 日		95,200		交通事故による	
9月21日 ~ 10月20日	月	21 日	9月21日 ~ 10月20日	21 日		117,600		傷病のため欠勤	
8月21日 ~ 9月20日	月	18 日	8月21日 ~ 9月20日	18 日		100,800		賃金支払なし	
7月21日 ~ 8月20日	月	22 日	7月21日 ~ 8月20日	22 日		123,200			
6月21日 ~ 7月20日	月	21 日	~	日					
5月21日 ~ 6月20日	月	22 日	~	日					
4月21日 ~ 5月20日	月	20 日	~	日					
3月21日 ~ 4月20日	月	22 日	~	日					
2月21日 ~ 3月20日	月	18 日	~	日					
1月21日 ~ 2月20日	月	20 日	~	日					

[例示説明]

疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合。

[記入留意事項]

⑧～⑫欄は、全く賃金支払のなかった期間分の記入は必要ありません。

⑬欄には、疾病により引き続き 30 日以上賃金支払がなかった場合、賃金支払がなかった期間およびその日数並びに原因となった疾病名等を記入してください。

※その事実を証明する医師の診断書（写しで可）等を添付してください。

[参考]

日給者

[補足]

離職の日以前 2 年間又は 1 年間に①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由で引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかった場合（※注）は、賃金の支払を受けることができなかった日数を加算した期間（最大で 4 年の期間）について上記の例のように⑧～⑫欄に記入する。

※注 同一の理由により賃金の支払を受けることができなかった期間が途中で中断し、その期間が 30 日未満である場合は、期間の日数を加算することができる場合がありますので、ハローワークに確認してください。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（８） 休業手当の支払があった場合

④ 離職年月日		令和	△	10	31
---------	--	----	---	----	----

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑩ ⑪ ⑫	賃金支払対象期間			賃金額			⑬ 備考
① 一般被保険者等	② 短期雇用特例被保険者	③ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額	⑫ 賃金額	⑫ 賃金額		
離職日の翌日	11月1日				⑫ 賃金額	⑫ 賃金額	⑫ 賃金額		
10月1日～離職日	離職月 20日		10月1日～離職日	20日	200,000				
9月1日～9月30日	月 17日		9月1日～9月30日	17日	200,000				
8月1日～8月31日	月 20日		8月1日～8月31日	20日	180,000			休業5日 30,000円	
7月1日～7月31日	月 22日		7月1日～7月31日	22日	200,000				
6月1日～6月30日	月 21日		6月1日～6月30日	21日	200,000				
5月1日～5月31日	月 20日		5月1日～5月31日	20日	188,000			休業3日 18,000円 休業期間中の 所定休日2日	
4月1日～4月30日	月 20日		月 日～月 日	日					
3月1日～3月31日	月 22日		月 日～月 日	日					
2月1日～2月28日	月 18日		月 日～月 日	日					
1月1日～1月31日	月 18日		月 日～月 日	日					
12月1日～12月31日	月 21日		月 日～月 日	日					
11月1日～11月30日	月 20日		月 日～月 日	日					
月 日～月 日	月 日		月 日～月 日	日					

[例示説明]

事業主の都合により休業が実施され、労働基準法第26条による休業手当が支払われた場合。

[記入留意事項]

⑬欄に「休業」の表示、休業日数、休業手当を記入してください。

⑨欄及び⑪欄の基礎日数には休業手当の支払われた日数を含めて記入してください。

⑫欄の賃金額には賃金＋休業手当額を記入してください。

また、一日のうちの一部の時間が休業した場合であって、休業した部分について休業手当が支給された場合は、休業手当を除いた賃金額（実労働時間に対する賃金額）が平均賃金の60%以上の場合には休業日数については記載の必要はありません（賃金＋休業手当額がその日の賃金となります。）。休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%未満の場合には、休業日数は1日とし、その日に支払われた休業手当＋賃金の額を⑬欄に記載してください。

月給者および月間全部を拘束する意味の月給者以外の月給者の方で、休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合には、その休日については休業期間中の所定休日として記入してください。

なお、離職日前完全月6月の全期間にわたって休業手当が支払われている場合は、⑩～⑫欄について休業開始直前6ヶ月が確認出来るまで記入してください。

[参考]

月給者 月額 200,000 円

休業手当（労働基準法第26条）

[補足]

休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合の例

「休業期間中の所定休日」として⑬欄に記入が必要となる休日の条件

→ 休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に定められた所定休日（有給休暇は含まない）のみがあること

【用例】

- ・「休手」は、労働基準法第26条による休業手当
- ・「休日」は、就業規則等に定められた所定休日（有給休暇は含まない）
- ・休業手当は、1日5,200円で設定
- ・賃金締切日 月末
- ・○は⑬欄に記入が必要となる休日
- ・×は⑬欄に記入を要しない休日

（例1）「休業期間中の所定休日」として⑬欄に記入が必要となる場合

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
木	金	土	日	月	火	水
勤務	休手	休日	休日	休手	休手	勤務

○ ○

【⑬欄の記載】

休業3日 15,600円
休業期間中の所定休日2日

（例2）「休業期間中の所定休日」として⑬欄に記入を要しない場合②

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
木	金	土	日	月	火	水
勤務	休手	休日	休日	勤務	休手	勤務

× ×

【⑬欄の記載】

休業2日 10,400円

（例3）「休業期間中の所定休日」として⑬欄に「記入が必要な休日」と「記入を要しない休日」が一賃金月にある場合

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
勤務	休手	休日	休日	休手	休手	休手	勤務	休手	休日	休日	勤務

○ ○

× ×

13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
木	金	土	日	月	火	水	木
勤務	休手	休日	休日	勤務	休手	休手	勤務

× ×

【⑬欄の記載】

休業8日 41,600円
休業期間中の所定休日2日

（例4）休業期間中に賃金締切日がある場合①

賃金月(A)			賃金月(B)			
29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
木	金	土	日	月	火	水
勤務	休手	休日	休日	休手	休手	勤務

○ ○

【⑬欄の記載】

- ・賃金月(A)の場合
休業1日 5,200円
休業期間中の所定休日1日
- ・賃金月(B)の場合
休業2日 10,400円
休業期間中の所定休日1日

（例5）休業期間中に賃金締切日がある場合②

賃金月(A)				賃金月(B)		
28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日
水	木	金	土	日	月	火
勤務	勤務	休手	休日	休日	勤務	勤務

× ×

【⑬欄の記載】

- ・賃金月(A)の場合
休業1日 5,200円

※日給制、時給制の場合は所定休日の記載は不要

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（9） 短期雇用特例被保険者の場合

④ 離職 年月日	令和	△	年	月	日
				11	20

離職の日以前の賃金支払状況等									
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑧の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の 基礎 日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考	
① 一般被保険者等 離職日の翌日	月 日				①	②	計		
～ 離職日	離職月	13 日	11月1日 ～ 離職日	13 日		143,000			
～	10 月	20 日	10月1日 ～ 10月31日	20 日		220,000			
～	9 月	21 日	9月1日 ～ 9月30日	21 日		231,000			
～	8 月	21 日	8月1日 ～ 8月31日	21 日		231,000			
～	7 月	21 日	7月1日 ～ 7月31日	21 日		231,000			
～	6 月	18 日	6月1日 ～ 6月30日	18 日		198,000			
～	5 月	13 日	5月10日 ～ 5月31日	13 日		143,000			
～	月	日	～	日					
～	月	日	～	日					
～	月	日	～	日					
～	月	日	～	日					
～	月	日	～	日					
～	月	日	～	日					

[例示説明]

短期雇用特例被保険者が退職した場合。（資格取得日 R△. 5. 10）

[記入留意事項]

⑨欄 一般被保険者の場合と異なり、暦月による賃金支払基礎日数を記入してください。

[参考]

日給者 日額 11,000 円

特例一時金の受給資格要件は、離職の日以前 1 年間に賃金支払の基礎になった日数が 11 日以上ある月が 6 か月以上あることとなっています。

雇用保険離職証明書（用紙右側部分）の記入例

⑦離職理由欄…事業主の方は、離職者の主たる離職理由に該当する理由を1つ選択し、左の事業主記入欄の□の中に○印を記入の
の具体的な事情記載欄に具体的な事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります。適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由
☐	1 事業所の倒産等によるもの (1) 倒産・清算開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の閉止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職
☐	2 定年によるもの 定年後の継続雇用 {を希望していた(以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください)} a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため (当分の間の継続雇用又は再雇用等については労働協約又は就業規則に定める「継続雇用しない」とができる事由)に該当して離職した場合を含む。 b 平成25年3月31日以前に労働協約により定めた継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったため c その他(具体的な理由を)
☐	3 労働契約期間満了等によるもの (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期間到来による離職 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 する・しない) (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期間到来による離職で ある・ない) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ある・ない) →ある場合(同一事業所の有期雇用労働者に同一に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月1日以前から定められて いた・いなかった) (2) 労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (当初の契約締結後に不更新事項の追加が ある・ない) 労働者から契約の更新又は延長 {を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無(更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) 労働者から契約の更新又は延長 {を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就 業が取りやめになったことによる場合を含む) (aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を 記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載 してください。)
☐	(3) 早期退職促進制度、選択定年制度等により離職 (4) 移籍出向
☐	4 事業主からの働きかけによるもの (1) 解雇(重責解雇を除く。) (2) 懲罰解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 ① 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの ② その他(理由を具体的に)
☐	5 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 ① 労働条件に係る問題(賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等)があったと 労働者が判断したため ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく悪くなるような言動(故意の排擠、嫌がらせ等)を 受けたと労働者が判断したため ③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題(休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする 不利な取扱い)があったと労働者が判断したため ④ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 ⑤ 職種転換等に必要となることが困難であったため(教育訓練の 有・無) ⑥ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地:) ⑦ その他(理由を具体的に) (2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等)
☐	6 その他(1～5のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)

具体的な事情記載欄(事業主用)

⑧離職者本人の判断(○で囲むこと)
事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し
離職者氏名

⑦「離職理由」、「事業主記入欄」

・離職者の主たる離職理由に該当するものを「離職理由」の1～5の中から1つ選び、「事業主記入欄」の該当する□の中に○を記入した上、「離職理由」の各項目に記載箇所がある場合には、空欄(例えば(定年 歳))には該当する内容を記入し、選択項目(例えば(教育訓練の有・無))には該当する事項を○で囲んでください。

また、1～5に該当する離職理由がない場合には、6の「その他(1～5のいずれにも該当しない場合)」の□に○を記入し、「(理由を具体的に)」に具体的な理由を簡潔に記入した上で、「具体的な事情記載欄(事業主用)」に詳細な事情を記入してください。

「具体的な事情記載欄(事業主用)」

・離職に至った原因とその経緯等の具体的な事情を必ず、なるべく詳しく記入してください。

なお、離職理由が5(2)の「労働者の個人的な事情による離職」に該当する場合には、離職者から把握している範囲で可能な限り、離職に至った具体的な事情を記入してください。

⑩離職者本人の判断

・離職者が離職する日までに、必ず事業主の記入した離職理由を確認させ、離職者本人に、事業主が○をつけた離職理由に意義「有り・無し」のいずれかを○で囲ませたうえ、離職者氏名を記載させてください。このとき、賃金計算等が未処理のため、まだ離職証明書左側の各欄に記入されていない段階でもかまいません。なお、離職者が帰郷その他やむを得ない理由により離職者の氏名の記載を得ることができないときは、⑩欄にその理由を記入し、事業主氏名を記載してください。

離職理由欄（⑦欄）の各項目の内容について

ここに記載した離職理由欄（⑦欄）の各項目の内容は、離職理由の判定にあたり、事業主が主張する離職理由を把握するために便宜上分類したものであり、特定受給資格者等の判断基準とは異なります。

離職理由の最終的な判定はハローワークで行いますので、⑦欄の□の中に○を記入した離職理由と異なる場合があります。特定受給資格者の判断基準については、ハローワークで配付しているリーフレットをご覧ください。

1 1の「事業所の倒産によるもの」

① 1(1)「倒産手続開始、手形取引停止による離職」

裁判所に対する破産の申立て、再生手続開始の申立て、更正手続開始の申立て、整理開始または特別清算開始の申立て、事業所の手形取引の停止等により事業所が倒産状態にあることまたは所管官庁から長時間にわたる業務停止命令がなされたことといった勤務先の事情を考慮し離職した場合がこれに該当します。なお、倒産等により解雇された場合は、4の(1)の解雇に該当します。

【持参いただく資料】裁判所において倒産手続の申立てを受理したことを証明する書類など

② 1(2)「事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがたたないため離職」

事業所が廃止された場合、裁判上の倒産手続（上記①の手続）が執られていないが事業活動が事実上停止し、再開の見込みがない場合、株主総会等において解散の議決がなされた場合等の事業所が廃止状態にあることにより離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】解散の議決がなされた場合は、その議決が行われた議事録（写）など

2 2の「定年によるもの」

① 2「定年による離職」

就業規則等により定められている定年により離職した者がこれに該当します。

なお、定年後の継続雇用が有期雇用により行われた場合であって、その有期契約期間の満了により離職した場合は下記3の①又は②に該当しますのでご注意ください。

【持参いただく資料】就業規則等

3 3の「労働契約期間満了等によるもの」

① 3(1)「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」

労働契約は1年単位でも、別途、あらかじめ雇用期間の上限（3年など）が定められており、上限に達したことにより離職した場合をいいます。例えば、定年退職後、1年更新で65歳までの再雇用されることがあらかじめ定められており、65歳に達したことに伴い離職した場合などがこれに該当します。

② 3(2)「労働契約期間満了による離職」

労働契約期間満了とは、例えば契約期間が1年間といった期間の定めがある労働契約により雇用されていた者が、契約期間が終了したことにより離職した場合をいいます（3(1)の「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」の場合を除きます。）。

なお、一般労働者派遣事業に雇用される労働者のうち常時雇用される労働者以外の者の離職理由の記載に当たり、②中、派遣就業とは、派遣労働者として雇用されているが、請負により行われている事業に従事することを含みます。また、適用基準に該当する派遣就業とは、週の所定労働時間が20時間以上の場合等をいいます。

【持参いただく資料】労働契約書、雇入通知書、契約更新の通知書など

③ 3(3)「早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職」

従来から恒常的に事業所の制度としてある早期退職優遇制度や選択定年制に応募した場合、会社における特定の事由による退職慣行等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】制度の内容がわかる資料

④ 3(4)「移籍出向」

出向のうち適用事業に雇用される労働者が当該適用の事業主との雇用関係を終了する場

合がこれに該当します。

【持参いただく資料】 移籍出向の事実がわかる資料

4 4の「事業主からの働きかけによるもの」

① 4(1)「解雇（重責解雇を除く。）」及び(2)の「重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇）」

事業主による解雇がこれらに該当し、重責解雇とは、刑法の規定違反、故意又は重過失による設備や器具の破壊又は事業所の信用失墜、重大な就業規則違反等により解雇された場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】 解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など

② 4(3)「希望退職の募集又は退職勧奨」

企業整備等における人員整理等に伴う事業主（又は人事担当者）による退職勧奨、人員整理を目的として臨時に募集される希望退職の募集に応じて離職する場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】 希望退職の募集に応じた場合には、希望退職募集要綱（写）、離職者の応募の事実が分かる資料

5 5の「労働者の判断によるもの」の（1）の「職場における事情による退職」

労働者の方が職場（事業所）における事情により離職をされた場合がこの区分に該当します。

① 5(1)①「労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため」

賃金の低下、賃金の一定割合が支払期日までに支払われないなどの賃金遅配、事業停止に伴い休業手当が継続して支払われること、過度な時間外労働など労働条件に重大な問題（実際の労働条件が採用時に示された条件と著しく相違している場合を含む。）があったこと、又は事業所において危険もしくは健康被害の発生するおそれのある法令違反等があり、行政機関の指摘にもかかわらず改善措置を講じない等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】 労働契約書、給与明細書、賃金低下に関する通知書、口座振込日がわかる預金通帳、タイムカード（写）等時間外労働がわかるものなど

② 5(1)②「事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため」

上司や同僚等からの故意の排斥、著しい冷遇や嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメントを含む。）等、就業環境に係る重大な問題があったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】 特定個人を対象とする配置転換、給与体系等の変更の嫌がらせがあった場合には、配置転換の辞令（写）、労働契約書など

③ 5(1)③の「妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため」

育児休業、介護休業等の申出をしたが、正当な理由なく拒まれた場合、妊娠、出産、休業等の申出又は取得したことを理由とする不利益取扱いを受けた場合、育児・介護休業法、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の労働者保護法令に違反し、又は措置されなかった場合に離職した場合がこれに該当します。

④ 5(1)④「事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職」

人員整理に伴い、当該事業所の労働者の3分の1を超える者が離職した場合、事業主が大量離職届（1か月に30人以上の離職を予定）をハローワークに提出しなければならないような事業所の縮小が行われた場合又は行われることが確実であることといった職場の事情を考慮して離職した場合がこれに該当します。

⑤ 5(1)⑤「職種転換等に適応することが困難であったため」

長期間にわたり従事していた職種から事業主が十分な教育訓練を行うことなく別の職種へ配置転換を行い新たな職種に適応できない場合や労働契約上、職種や勤務場所が特定されているにもかかわらず、他の職種への職種転換や遠隔地への転勤を命じられた場合等職種転換等に適応することが困難であったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】 採用時の労働契約書、職種転換、配置転換又は転勤の辞令（写）など

⑥ 5(1)⑥「事業所移転により通勤困難となった（なる）ため」

事業所移転により通勤困難となった（なる）ために離職した場合が該当します。

【持参いただく資料】事業所移転の通知、事業所の移転先が分かる資料及び離職者の通勤経路にかかる時刻表など

6 5の「労働者の判断によるもの」の(2)の「労働者の個人的な事情による退職（一身上の都合、転職希望等）」

例えば、職務に耐えられない体調不良、妊娠・出産・育児・親族の介護等の家庭事情の急変、自発的な転職等労働者の方が職場事情以外の個人的な事情一般のため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】退職願（写）等その内容が確認できる資料

7 6の「その他（1～5のいずれにも該当しない理由により離職した場合）」

上記1～6のいずれにも該当しない理由による離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】その内容が確認できる資料

ハローワークでは、昭和 56 年からオンラインシステムを導入して雇用保険関係事務
を処理しており、資格取得等の手続時において、資格喪失等の手続を行うための書類の
記載内容の一部を印字してお渡ししております。

届出様式……「雇用保険被保険者資格喪失届」(移行処理用)

様式第4号（第7条関係）（第1面）（移行処理用）

雇用保険被保険者資格喪失届

（※）

1「個人番号」
被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

種類別 17191	1. 個人番号 9900990099999999
2. 被保険者番号 4900-203040-5	3. 事業所番号 4900-876543-2
4. 資格取得年月日 3-520401 (3桁年 4桁月 5桁日)	5. 離職時年月日 5-050331 (3桁年 2桁月 3桁日)
6. 喪失理由 2 1 解雇による喪失 2 定年の到達 3 事業主の都合による離職	
7. 離職後交付希望 1 (1 有 2 無)	8. 1週間の所定労働時間 4000 (時間)
9. 補充採用予定の有無 1 (空白 無 1 有)	
10. 前氏名 	フリガナ（カタカナ）
11. 喪失時被保険者種別 1 (1 標準)	12. 国・地域コード 00 (18欄に対応するコード)
13. 在留資格コード 00 (13欄に対応するコード)	
14. 被保険者氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。） 	
15. 在留カードの番号 	
16. 在留期間 (月 日)	17. 通達・語典 (1 通達・通達書等として 2 通達としてのみ使用 3 通達しない項目)
18. 国・地域 	19. 在留資格
20. （フリガナ） 被保険者氏名 労働 三郎	21. 性別 男・女
22. 生年月日 松戸市松戸〇△△	23. 生年月日 昭和 32年 12月 12日
24. 事業所名称 株式会社 雇用保険 松戸支店	25. 氏名変更年月日 年 月 日
26. 被保険者でなくなったことの原因 本人から転職の申し出があったため	

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

令和 5年 4月 5日

住 所 東京都千代田区葛西〇△△△

事 業 主 氏 名 株式会社 雇用保険 代表取締役 岡田 太郎

松戸公共職業安定所長

電話番号 03 - 0000 - 0000

社会保険 事務官 印 鑑 欄	署名 氏 名	電話 番 号	印 鑑 欄	署名 氏 名

所 長	次 長	課 長	係 長	係 長	機 関 作 成

届 出 通 知 年 月 日
令和 年 月 日

4 被保険者が転勤したとき

転勤とは、被保険者の勤務する場所が、同一の事業主の一の事業所から他の事業所に
変更される場合をいいます。また、単なる出張や一時的な駐在は転勤に該当しません。

- 提出書類………「雇用保険被保険者転勤届」
- 提出期日………事実のあった日の翌日から起算して10日以内
- 提出先………転勤後の事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの…転勤前事業所に対し、すでに交付されている「雇用保険被保険者
資格喪失届」

※ 「個人番号登録・変更届」を併せて提出してください。

雇用保険被保険者転勤届の記載例

様式第10号（第13条関係）（第1項） 雇用保険被保険者転勤届

（必ず第2面の注意事項を記入してから記載してください。）

1. 被保険者番号 14106

2. 生年月日 4-020202 (2月2日 2002年)

3. 被保険者氏名 フリガナ（カタカナ） 転勤 花子 テンキン ハナコ

4欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

4. 姓保険者氏名（ローマ字）（アルファベット大文字で記入してください。）

被保険者氏名（姓）（ローマ字）

5. 資格取得年月日 4-300401 (3月4日 2004年)

6. 事業所番号 4900-987654-3

7. 転勤前の事業所番号 4900-765432-1

8. 転勤年月日 5-070101 (7月1日 2005年)

9. 転勤前事業所 株式会社 雇用保険 千葉支店 千葉県千葉市美浜区千原1-1-1

10. (フリガナ) 転勤前氏名 氏名変更年月日 年 月 日

11. 備考

雇用保険法施行規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。

今日 7 年 1 月 6 日

住 所 東京都千代田区富田(C)一ムム

事業主 氏 名 株式会社 雇用保険 代表取締役 堀内太郎

電話番号 03 - 1234 - 5678

飯田橋 公共職業安定所長 殿

12. 社会保険 労務士 印 鑑

13. 印 鑑

14. 印 鑑

15. 印 鑑

16. 印 鑑

17. 印 鑑

18. 印 鑑

19. 印 鑑

20. 印 鑑

21. 印 鑑

22. 印 鑑

23. 印 鑑

24. 印 鑑

25. 印 鑑

26. 印 鑑

27. 印 鑑

28. 印 鑑

29. 印 鑑

30. 印 鑑

31. 印 鑑

32. 印 鑑

33. 印 鑑

34. 印 鑑

35. 印 鑑

36. 印 鑑

37. 印 鑑

38. 印 鑑

39. 印 鑑

40. 印 鑑

41. 印 鑑

42. 印 鑑

43. 印 鑑

44. 印 鑑

45. 印 鑑

46. 印 鑑

47. 印 鑑

48. 印 鑑

49. 印 鑑

50. 印 鑑

51. 印 鑑

52. 印 鑑

53. 印 鑑

54. 印 鑑

55. 印 鑑

56. 印 鑑

57. 印 鑑

58. 印 鑑

59. 印 鑑

60. 印 鑑

61. 印 鑑

62. 印 鑑

63. 印 鑑

64. 印 鑑

65. 印 鑑

66. 印 鑑

67. 印 鑑

68. 印 鑑

69. 印 鑑

70. 印 鑑

71. 印 鑑

72. 印 鑑

73. 印 鑑

74. 印 鑑

75. 印 鑑

76. 印 鑑

77. 印 鑑

78. 印 鑑

79. 印 鑑

80. 印 鑑

81. 印 鑑

82. 印 鑑

83. 印 鑑

84. 印 鑑

85. 印 鑑

86. 印 鑑

87. 印 鑑

88. 印 鑑

89. 印 鑑

90. 印 鑑

91. 印 鑑

92. 印 鑑

93. 印 鑑

94. 印 鑑

95. 印 鑑

96. 印 鑑

97. 印 鑑

98. 印 鑑

99. 印 鑑

100. 印 鑑

5 被保険者が氏名を変更したとき

雇用保険被保険者氏名変更届は令和2年1月に廃止したため、被保険者の氏名の変更があったときは、下記の申請時に併せて提出してください（氏名変更記載欄はそれぞれの申請書にあります）。

また、必要に応じて、任意の時点での変更も可能です。詳細についてはハローワークにお問い合わせください。

- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ・ 雇用継続交流採用終了届
- ・ 雇用保険被保険者転勤届
- ・ 個人番号登録・変更届
- ・ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請（受給資格確認を含む）
- ・ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ・ 育児休業給付金の支給申請（受給資格確認を含む）
- ・ 介護休業給付金の支給申請

6 被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第 21 条第 1 項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったとき

雇用継続交流採用職員でなくなった場合の届出となります。

- 提出書類………「雇用継続交流採用終了届」
- 提出期日………雇用継続交流採用職員でなくなった日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先………事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの…次の①～②
 - ① 雇用継続交流採用職員でなくなったことの事実の分かる資料
 - ② 雇用継続交流採用職員であった期間を証明することが分かる資料

雇用継続交流採用終了届の記載例

様式第9号の2（第12条の2関係）（第1項） 雇用継続交流採用終了届

（必ず裏面の注意事項を讀んでから記載してください。）

1. 事業所番号
13109

2. 被保険者番号
4900-000111-0

3. 姓（漢字）
労働

4. 名（漢字）
小太郎

5. フリガナ（カタカナ）
ロウトウ コタロウ

6. 生年月日
3-590219

7. 雇用継続交流採用開始年月日
4-180401

8. 雇用継続交流採用終了年月日
5-060630

9. 市町村役場コード
13

10. 市町村役場印
印

11. 市町村役場印
印

12. (フリガナ)
労働者氏名

13. 市町村役場印
氏名

14. 市町村役場印
氏名

15. 市町村役場印
氏名

16. 市町村役場印
氏名

17. 市町村役場印
氏名

18. 市町村役場印
氏名

19. 市町村役場印
氏名

20. 市町村役場印
氏名

21. 市町村役場印
氏名

22. 市町村役場印
氏名

23. 市町村役場印
氏名

24. 市町村役場印
氏名

25. 市町村役場印
氏名

26. 市町村役場印
氏名

27. 市町村役場印
氏名

28. 市町村役場印
氏名

29. 市町村役場印
氏名

30. 市町村役場印
氏名

31. 市町村役場印
氏名

32. 市町村役場印
氏名

33. 市町村役場印
氏名

34. 市町村役場印
氏名

35. 市町村役場印
氏名

36. 市町村役場印
氏名

37. 市町村役場印
氏名

38. 市町村役場印
氏名

39. 市町村役場印
氏名

40. 市町村役場印
氏名

41. 市町村役場印
氏名

42. 市町村役場印
氏名

43. 市町村役場印
氏名

44. 市町村役場印
氏名

45. 市町村役場印
氏名

46. 市町村役場印
氏名

47. 市町村役場印
氏名

48. 市町村役場印
氏名

49. 市町村役場印
氏名

50. 市町村役場印
氏名

51. 市町村役場印
氏名

52. 市町村役場印
氏名

53. 市町村役場印
氏名

54. 市町村役場印
氏名

55. 市町村役場印
氏名

56. 市町村役場印
氏名

57. 市町村役場印
氏名

58. 市町村役場印
氏名

59. 市町村役場印
氏名

60. 市町村役場印
氏名

61. 市町村役場印
氏名

62. 市町村役場印
氏名

63. 市町村役場印
氏名

64. 市町村役場印
氏名

65. 市町村役場印
氏名

66. 市町村役場印
氏名

67. 市町村役場印
氏名

68. 市町村役場印
氏名

69. 市町村役場印
氏名

70. 市町村役場印
氏名

71. 市町村役場印
氏名

72. 市町村役場印
氏名

73. 市町村役場印
氏名

74. 市町村役場印
氏名

75. 市町村役場印
氏名

76. 市町村役場印
氏名

77. 市町村役場印
氏名

78. 市町村役場印
氏名

79. 市町村役場印
氏名

80. 市町村役場印
氏名

81. 市町村役場印
氏名

82. 市町村役場印
氏名

83. 市町村役場印
氏名

84. 市町村役場印
氏名

85. 市町村役場印
氏名

86. 市町村役場印
氏名

87. 市町村役場印
氏名

88. 市町村役場印
氏名

89. 市町村役場印
氏名

90. 市町村役場印
氏名

91. 市町村役場印
氏名

92. 市町村役場印
氏名

93. 市町村役場印
氏名

94. 市町村役場印
氏名

95. 市町村役場印
氏名

96. 市町村役場印
氏名

97. 市町村役場印
氏名

98. 市町村役場印
氏名

99. 市町村役場印
氏名

100. 市町村役場印
氏名

(2) 資格喪失届を提出したとき

ハローワークからは、被保険者氏名や事業所番号等が印字された「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）」をお渡しします。

また、資格喪失と同時に離職票を発行する場合には、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）・雇用保険被保険者離職票－１」および「雇用保険被保険者離職票－２」をお渡しします。

被保険者（本人）にお渡しいただく書類は、速やかにお渡しください。

様式第1号(1)		雇用保険被保険者 証 票		資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)	
交付番号 { }		交付年月日 { }			
証票種別 1 6 2 0 0		1. 被保険者番号 4900-102047-1		2. 資格取得年月日 4-160401	
被保険者氏名 カンザ グニ		性別 1 (男)		生年月日 (元号一年一日付) 3 540701 (天 月 日)	
事業主番号 4900-000147-1		管轄区分 0		事業所名称 株式会社 雇用保険 那覇支店	
4. 本人番号 		7. 番号欄取付子ロック不要 		5. 住居別管轄安定印 	
8. 事業主氏名 		10. 誕生日 (一歳) 		12. 賞与日額 (元金・日金又は増額) 元金 (1) 日金 (2) 増額 	
9. 事業主氏名 		13. 給与日額 		14. 給与日額 	
15. 退職事由 		16. 退職事由 		17. 退職事由 	
18. 退職事由 		19. 退職事由 		20. 退職事由 	
21. 退職事由 		22. 退職事由 		23. 退職事由 	
24. 退職事由 		25. 退職事由 		26. 退職事由 	
27. 退職事由 		28. 退職事由 		29. 退職事由 	
30. 退職事由 		31. 退職事由 		32. 退職事由 	
33. 退職事由 		34. 退職事由 		35. 退職事由 	
36. 退職事由 		37. 退職事由 		38. 退職事由 	
39. 退職事由 		40. 退職事由 		41. 退職事由 	
42. 退職事由 		43. 退職事由 		44. 退職事由 	
45. 退職事由 		46. 退職事由 		47. 退職事由 	
48. 退職事由 		49. 退職事由 		50. 退職事由 	
51. 退職事由 		52. 退職事由 		53. 退職事由 	
54. 退職事由 		55. 退職事由 		56. 退職事由 	
57. 退職事由 		58. 退職事由 		59. 退職事由 	
60. 退職事由 		61. 退職事由 		62. 退職事由 	
63. 退職事由 		64. 退職事由 		65. 退職事由 	
66. 退職事由 		67. 退職事由 		68. 退職事由 	
69. 退職事由 		70. 退職事由 		71. 退職事由 	
72. 退職事由 		73. 退職事由 		74. 退職事由 	
75. 退職事由 		76. 退職事由 		77. 退職事由 	
78. 退職事由 		79. 退職事由 		80. 退職事由 	
81. 退職事由 		82. 退職事由 		83. 退職事由 	
84. 退職事由 		85. 退職事由 		86. 退職事由 	
87. 退職事由 		88. 退職事由 		89. 退職事由 	
90. 退職事由 		91. 退職事由 		92. 退職事由 	
93. 退職事由 		94. 退職事由 		95. 退職事由 	
96. 退職事由 		97. 退職事由 		98. 退職事由 	
99. 退職事由 		100. 退職事由 		101. 退職事由 	
102. 退職事由 		103. 退職事由 		104. 退職事由 	
105. 退職事由 		106. 退職事由 		107. 退職事由 	
108. 退職事由 		109. 退職事由 		110. 退職事由 	
111. 退職事由 		112. 退職事由 		113. 退職事由 	
114. 退職事由 		115. 退職事由 			

＜キリトリ＞

様式第6号の2(1) **雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）**

確認通知年月日 2016.04.01

雇用保険被保険者資格喪失原因に基づき、下記のとおり確認します。

公共職業安定所長印

社会保険番号 4900-102047-1

資格取得年月日 2016.04.01

退職年月日 2016.03.31

被保険者種別 1 (1) 1. 一般 (2) 2. 学生 (3) 3. 高齢者 (4) 4. 障害者 (5) 5. 高齢者 (6) 6. 障害者 (7) 7. 高齢者 (8) 8. 障害者 (9) 9. 高齢者 (10) 10. 障害者

退職原因 1 (1) 1. 退職 (2) 2. 退職 (3) 3. 退職 (4) 4. 退職 (5) 5. 退職 (6) 6. 退職 (7) 7. 退職 (8) 8. 退職 (9) 9. 退職 (10) 10. 退職

被保険者氏名 カサタ ケイ

生年 1 (1) 1. 1980 (2) 2. 1981 (3) 3. 1982 (4) 4. 1983 (5) 5. 1984 (6) 6. 1985 (7) 7. 1986 (8) 8. 1987 (9) 9. 1988 (10) 10. 1989

事業主番号 4900-000147-1

管理区分 0

事業主名称 株式会社 雇用保険 那覇支店

退職月日 69

8 マルチジョブホルダーの手続き

通常、雇用保険の被保険者に関する手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、基本的に、**マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります**。手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）は、本人が事業主に記載を依頼して、**適用を受ける2社**についての必要な書類を揃えて住居所を管轄するハローワークに申し出ます。

本人がハローワークに申出を行った日から被保険者となるため、申出日より前に遡って被保険者となることはできません。

事業主は、申出を希望する労働者からの記載依頼を受けたら、速やかに事業主記載事項を記入し、確認資料（写し可）と併せて本人に交付してください。また、事業主は、労働者が申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってははいけません。

(1) マルチジョブホルダーを雇い入れた場合、マルチジョブホルダーになった場合

- 記入書類………**「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届」**
- 確認資料………賃金台帳、出勤簿（原則、記載年月日の直近1か月分）、労働者名簿、雇用契約書、労働条件通知書、雇入通知書

役員、事業主と同居している親族及び在宅勤務者等といった労働者性の判断を要する場合は、別途確認資料が必要となります。

※ 添付書類の省略はできません。

本人から提出された書類について確認を行い、住居所管轄ハローワークから事業主へ「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得確認通知書（事業主通知用）」を郵送します。通知書に記載された申出・資格取得年月日から雇用保険料の納付義務が発生します。

(2) マルチジョブホルダーが離職した場合、マルチジョブホルダーでなくなった場合

① 離職票の交付を希望しないとき

- 記入書類………**「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届」**
- 確認資料………事業所を離職等した場合には以下の添付書類が必要です。
賃金台帳、出勤簿（原則1か月分）、労働者名簿、離職理由の分かる資料（退職願、雇用契約書、解雇予告通知書など）

※ 添付書類の省略はできません。

② 離職票の交付を希望するとき

- 記入書類………**「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失届」**
「雇用保険被保険者離職証明書」
- 確認資料………次のイまたはロ

イ 離職等した事業所の場合

賃金台帳、出勤簿（原則 12 か月分）、労働者名簿、離職理由の分かる資料（退職願、雇用契約書、解雇予告通知書など）

ロ 雇用が継続しており、雇用契約に変更がない事業所の場合

出勤簿（原則 12 か月分）

※ 添付書類の省略はできません。

本人から提出された書類について確認を行い、住居所管轄ハローワークから事業主へ「雇用保険マルチジョブホルダー喪失・資格喪失確認通知書（事業主通知用）」及び「離職証明書（事業主控）」（離職票の交付を希望するとき）を郵送します。通知書に記載されたマルチジョブ離職年月日の翌日から雇用保険料の納付義務が消滅します。

雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届の記載例

様式第 1 号（第 65 条の 6 関係）
雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得届

事業主番号 012345678

1. 被保険者番号 10801

2. 被保険者氏名 労働 太郎 フリガナ（カタカナ）

3. 性別 1 (男)

4. 生年月日 3-310405

5. 事業所番号 11111-111111-1

6. マルチジョブの被保険者となったことの原因 1 新規採用

7. 賞金（支払の標準賞金月額：単位千円） 4

8. 雇入年月日 5-060110

9. 雇用形態 3 派遣労働者

10. 職種 310

11. 就業経路 1 安定雇用

12. 1 週間の所定労働時間 1000

13. 契約期間の定め 2 有期契約

事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用 太郎

事業主住所 東京都中央区〇〇-〇-〇

事業主電話番号 03-0000-0000

14. 雇入時被保険者種類 11 雇用保険被保険者（派遣労働者）

15. 申出・資格取得年月日 令和 6 年 1 月 1 日

雇用保険法施行規則第 65 条の 6 第 1 項の規定により上記のとおり届けます。

住 所 東京都中央区〇〇-〇-〇

申出人 氏 名 労働 太郎

電話番号 03-0000-0000

住 所 〒000-0000 東京都千代田区〇〇-〇-〇

事業主 氏 名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用 太郎

電話番号 03-0000-0000

202

5. 事業所番号
・「0」も省略せず、11 枠すべて記載してください。
※雇用保険の成立手続きが済んでいない場合は、別途手続きが必要です。

6. マルチジョブの被保険者となったことの原因
・必要に応じて申出人に確認の上、該当する区分に従い、記載してください。
・その他に該当する場合は、事業所名欄右の備考欄に様式の裏面「○事業主の記載事項 2（3）イ～ホ」のいずれかを記載してください。

7. 賞金
・賞金月額は、賞与その他臨時の賞金を除いた採用時に定められた賞金のうち、毎月決まって支払われるべき賞金の月額（支払総額）を千円単位（千円未満四捨五入）で記載してください。

8. 雇入年月日
・試用期間、研修期間を含む雇入れの初日を記載してください。

9. 雇用形態
・派遣労働者の場合（船員を除く）は「2」
・派遣労働者または船員以外は「3」
・船員の場合は「6」を記載してください。

10. 職種
・様式の裏面「○事業主の記載事項 6」の区分に従い、記載してください。

12. 1 週間の所定労働時間
・記載年月日現在における 1 週間の所定労働時間を記載してください。

13. 契約期間の定め
・有期契約の場合は、その期間を記載してください。

事業主が法人である場合は、その主たる事業所の郵便番号、所在地、法人の名称、電話番号とともに、代表者の役職と氏名を付記してください。

○ 被保険者に関する諸手続Q & A

Q 出向社員の取扱いとは？

A社では、このたび社員を系列のB社に出向させることになりました。賃金は月給の4分の3をA社が負担し、残りの4分の1をB社が負担する予定です。

このような場合、社員は、どちらの被保険者となるのでしょうか。

A 労働者が出向して、2以上の事業主と雇用関係ができたようなときは、その労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受けの一の雇用関係のみ被保険者として取り扱うこととしています。（30 ページ参照）

したがって、今回のケースは、賃金の4分の3を負担するA社が主たる事業主となりますので、引き続きA社の被保険者として取り扱うこととなります。ただし、この被保険者が離職した場合には、被保険者となっているA社での賃金のみが、離職票の賃金に記載されることとなります（B社の賃金は記載されません。）のでご注意ください。

【 参考 】 出向に関する雇用保険の取扱いについて

出向の形態に合わせて、以下の2種類に分類しています。

● 移籍出向

出向元事業主との雇用関係を終了させて勤務する場合で、出向元の事業主を離職し、出向先の事業主に新たに雇用されたものとして取り扱います。

● 在籍出向

出向元の事業主との雇用関係を継続させたまま出向先で勤務する場合で、出向元と出向先の両事業所との間に雇用関係が生じることとなります。

雇用保険では、そのうち主たる雇用関係、すなわちその者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受けの一の雇用関係についてのみ被保険者となりますのでご注意ください。

したがって、出向元で賃金が支払われる場合は原則として出向元の事業主の雇用関係について、出向先で賃金が支払われる場合は原則として出向先の事業主との雇用関係について、それぞれ被保険者資格を有することとなります。

○ 被保険者に関する諸手続き Q & A

Q 雇用保険被保険者資格の取得の年月日は？

当社では、4月1日付けで2名採用したのですが、今年は4月1日が日曜日であったため、実際に出勤したのは4月2日となりました。

この場合の資格取得日について、どのような取扱いとなるか教えてください。

A この場合の資格取得日は、4月1日となります。

資格取得届の「11. 資格取得年月日」の欄には、事業主と本人との間で契約した雇用開始日を記入していただくこととなります。特に、試用期間、研修期間、休日、祝日等がある場合には、間違いが大変起こりやすくなっていますので、十分注意してください。

Q 外国で勤務する者の被保険者資格は？

当社では、このたび、アメリカのサンフランシスコに支店を開設することとなりました。当面、本社から3名を赴任させ、現地で1名を採用する予定です。

海外の事業所に勤務する者の被保険者資格について、どのような取扱いとなるか教えてください。

A 適用事業に雇用される労働者が、事業主の命により外国で勤務するような場合であっても、日本国内の適用事業との雇用関係が存続している限り、引き続き被保険者として取り扱うこととなります。(31 ページ参照)

したがって、今回の場合には、本社から赴任する3名については、引き続き被保険者として取り扱います。ただし、現地採用の1名については被保険者となりませんのでご注意ください。

Q 雇用保険の加入状況について確認する方法は？

雇い入れている労働者について、雇用保険被保険者資格取得届の手續漏れがないかを確認するためにはどうすればいいですか。

A 「事業所別被保険者台帳」という請求のあった事業所に適用されている被保険者の氏名や資格取得年月日が記載された台帳を提供いたします。

請求方法につきましては、事業所の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。また、社会保険労務士等を代理人として依頼することも可能です。

なお、事業所別被保険者台帳の提供については、依頼をいただいた後、一定の時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 被保険者に関する諸手続Q & A

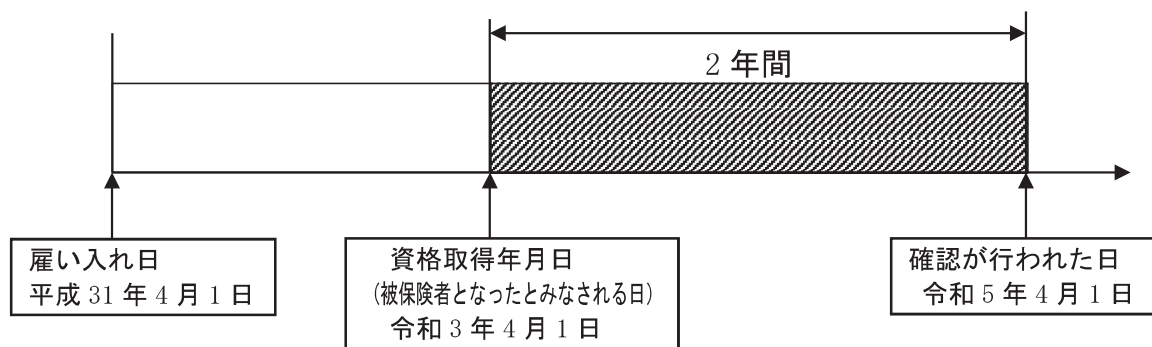
Q 雇用保険の手続漏れがあった場合には？

雇い入れている労働者について、雇用保険の手続漏れがあった場合、遡って被保険者資格取得届の手続を行うことができますか。

A 事業主は、新たに従業員を雇用したときは、被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくことになっています。

この手続が何らかの理由で漏れていた場合には、過去に遡って確認を行うこととなりますが、被保険者となった日が、被保険者であったことの確認が行われた日から 2 年より前であった場合には、その確認が行われた日の 2 年前の日とみなすこととしています。（雇用保険法第 14 条）

例えば、平成 31 年 4 月 1 日に雇い入れた者について、資格取得届の提出が漏れていたことがわかり、被保険者となったことの確認が、令和 5 年 4 月 1 日になって行われた場合は、その 2 年前の日、すなわち令和 3 年 4 月 1 日に被保険者となったものとみなします。



※ 2 年を超える雇用保険の遡及適用について

事業主から雇用保険被保険者資格取得届を提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、上記の図のとおり、被保険者であったことが確認された日から 2 年前まで雇用保険の遡及適用が可能となっております。

平成 22 年 10 月 1 日以降は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが賃金台帳や給与明細書等の書類により確認された方については、2 年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となりましたので、対象の方がいらっしゃるような場合につきましては、管轄のハローワークにご相談ください。

○ 被保険者に関する諸手続Q & A

Q 雇用保険被保険者証とは？

従業員から、前の会社で交付を受けた被保険者証を持っていると聞きましたが、現在の会社でも被保険者証を交付しています。注意事項があれば教えてください。

A 雇用保険被保険者証は、被保険者であった期間の通算や、被保険者種類の決定など、適正な失業等給付を行うためのもので、被保険者ごとに固有の番号が付与されていますので、本人が他の事業所へ転職した場合でも同じ番号を使用します。

このため、事業主の皆様におかれましては、労働者を雇用したときは、前職歴に注意して、被保険者証の有無の確認を行っていただきますようお願いいたします。

具体的な今回のようなケースは、前の会社で交付を受けた被保険者番号と、現在の会社で交付した被保険者番号とを確認して、違う番号であれば、本人の不利益となる場合があることから、速やかに被保険者番号の統合をしていただく必要があります。

万一、本人が被保険者証を紛失したときは、巻末付録の様式「雇用保険被保険者証再交付申請書」を提出して再交付手続を行うこともできます。

雇用保険被保険者証や被保険者番号について、不明な点等あれば、お気軽にお近くのハローワークまでお問い合わせください。

Q 離職証明書の提出は？

当社で勤務していた従業員が2か月で退職してしまいましたが、雇用保険を受給する資格がないと思われるため、離職証明書を提出する必要があるのでしょうか。

A 原則として、提出していただく必要があります。

平成19年の雇用保険法改正により、雇用保険の受給資格を得るために必要な被保険者期間が離職理由によって異なることとなり、また、この離職理由については、直近の離職理由を判定する取扱いとなったため、ごく短い期間の離職証明書であっても、離職者の受給手続きに大きな影響を与える可能性があります。

また、明らかに受給資格がないと思われる離職票であっても、他の離職票をまとめることにより受給資格を得られることがあるので、原則として、離職証明書の提出が必要です。

なお、離職者が雇用保険の受給資格の決定を受ける際、必要な離職票の交付を受けていない場合には、ハローワークから事業主に対して、離職証明書の提出を求めることがありますのでご注意ください。

第6章 賃金について

1 雇用保険法上の賃金とは

賃金、給料、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいいます。

すなわち、

- (1) 「**事業主が労働者に支払ったもの**」であること
- (2) 「**労働の対償として支払われたもの**」であること

の二つの要件を備えているものをいいます。

(1) 事業主を通じないで従業員が得るもの、例えば、従業員がお客様等から直接受け取ったチップ等は「事業主が労働者に支払ったもの」にならず、賃金とはなりません。

(2) 「労働の対償として支払われたもの」とは、

- ① 実費弁償的なものでないこと
- ② 任意的、恩恵的なものでないこと

2 労働保険料の算定となる賃金とは

上記1「雇用保険法上の賃金」のすべてが対象となります。

3 離職証明書等に記載できる賃金とは

上記1「雇用保険法上の賃金」から、次の(1)と(2)の賃金を除いたものが「離職証明書等に記載できる賃金」となります。すなわち、毎月の定期給与として支払われる賃金が対象となります。

(1) 「臨時に支払われる賃金」

臨時に支払われる賃金とは、支給理由の性格が臨時的であるもの、及び支給理由の発生が臨時的であるもの、すなわち支給されることがまれであるか、あるいは不確実であるものをいいます。

(2) 「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」

3か月を超える期間ごとに支払われる賃金とは、毎月決まって支払われる賃金以外のもの、すなわち毎月の定期給与以外の賃金のうち、年間を通じての支給回数が3回以下の場合が該当します。

したがって、労働協約、就業規則等により年間を通じて4回以上支給されている場合は、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金に該当しません。

具体的な算定方法は、以下のとおりです。

- ① 支給回数の算定は、賃金の名称が異なっても同一性質を有すると認められるものごとに算定を行います。

したがって、賞与として年2回、決算手当として年2回支給される場合は名称は異なっても、一般的に同一性質を有するものと認められますので、これらをまとめて年4回の支給として算定します。

- ② 3か月を超える期間ごとに支払われることが規定等で定められている賃金が、実際の支給に際し、事業主の都合により分割された場合は、分割したものをまとめて1回の支給として算定します。

4 賃金の範囲に算入される現物給与とは

通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、食事、被服及び住居の利益のほか、ハローワーク（公共職業安定所長）が定めるものをいいます。

現物給与について代金を徴収するものは、原則として賃金とはなりませんが、当該徴収金額が実際費用の3分の1を下回っている場合は、実際費用の3分の1に相当する額と徴収金額との差額部分は、賃金として取扱いますが、実際費用の3分の1を上回る代金を徴収するものは現物給与とはなりません。



5 賃金と解されるものと、解されないものの具体例

労働保険料の算定基礎となるもの（賃金と解されるもの）		
賃金日額の算定基礎に含まれるもの （離職証明書等に記載する賃金）		賃金日額の算定基礎に含まれないもの （離職証明書等に記載しない賃金）
基本給、固定給等基本賃金	休業手当（労基法第26条）、	「臨時に支払われる賃金」（支給事由の発生が、臨時的あるいは不確定なもの） 大入袋、業績手当等の名称で、事業の利益があった都度支払われる手当等
超過勤務手当、深夜手当、休日手当、宿直・日直手当等	有給休暇日の給与 遡って昇給した賃金	
扶養手当、家族手当等	食事、被服、住居の利益	「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」 年3回以下支給される賞与等、算定の事由が3か月を超える期間ごとに発生するもの
通勤手当（通勤定期券）	年4回以上支給される賞与	
住宅手当、物価手当	離職後に支払われた未払い賃金	
単身赴任手当、勤務地手当	事業主の手を経由したチップ	
精勤手当、皆勤手当	労働協約等によって事業主に支払いが義務付けられた所得税、社会保険料等の労働者負担分	
技術手当、職階手当	傷病手当支給終了後に事業主から支給される給与及び傷病手当	
特別作業手当、能率給	支給前の待期間（3日）に支給される給与（労働協約等に定めのあるもの）	
転勤休暇手当、受験手当（実費弁償的でないもの）		
前払い退職金（在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与に上乗せ支給するもの）		

労働保険料の算定基礎とならないもの（賃金と解されないもの）		
実費弁償的なもの	恩恵的なもの	その他
出張旅費、宿泊費、赴任手当	災害見舞金、療養見舞金、傷病見舞金	休業補償費（労基法第76条：無過失賠償責任に基づき事業主が支払うものであって労働の対償とは認められない）
移転料	結婚祝金、死亡弔慰金、出産見舞金（個人的な吉凶禍福に対して支給されるもの）	解雇予告手当
寝具手当、工具手当	祝祭日、創立記念日に特別に支給される給与（労働協約等に定めがなく、恩恵的に支給する場合。）	出産手当金、傷病手当金（傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額についても恩恵的と認められる。）
車の損料	海外手当、在外手当（その者が国内勤務に服する場合に支払われるべき給与に対応する部分は賃金と認められる。）	退職金（退職を事由として退職時に支払われるもの）、脱退給付金付き団体定期保険の保険料
	残業をした際等にたまたま支給された夜食	会社が全額負担する生命保険の掛金
	離職後に決定された給与（昇給含む）及び賞与	財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等

第7章 労働保険料のしくみ

1 保険料の種類

労災保険と雇用保険の保険料を、あわせて「労働保険料」といい、その種類は次の5つに区分されています。

(1) 一般保険料

事業主が労働者に支払う賃金の総額を基礎として算定する通常の保険料。

(2) 第1種特別加入保険料

労災保険の特別加入者として承認を受けた中小事業主等についての保険料。

(3) 第2種特別加入保険料

労災保険の特別加入者として承認を受けた一人親方等についての保険料。

(4) 第3種特別加入保険料

労災保険の特別加入者として承認を受けた海外派遣者についての保険料。

(5) 印紙保険料

雇用保険の日雇労働被保険者についての雇用保険印紙による保険料。

2 保険率と労働保険料の計算方法

(1) 雇用保険率

令和6年4月1日～令和7年3月31日の雇用保険率

		保険料率	事業主の負担分	労働者の負担分	備考
特 掲 事 業	農林水産・清酒 製造業の事業所	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	●事業主の負担分のうち、 $\frac{3.5}{1000}$ (建設業は $\frac{4.5}{1000}$)は、雇用保険 二事業の費用に充てられます。
	建設業の事業所	$\frac{18.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	
上記以外の業種の 事業所		$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$	

※ 特掲事業の「農林水産」のうち、園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、特掲事業ではなく、一般の事業の率が適用されます。

(2) 労災保険率（196 ページ参照）

事業の種類ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額等を考慮して定められており、1,000 分の 2.5 から 1,000 分の 88 の範囲内で定められています。

(3) 一般保険料の計算方法

一般保険料は、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率と雇用保険率）を乗じて計算するのを原則としています。

ただし、労災保険または雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している場合には、労災保険率または雇用保険率のみを乗じて計算します。

① 労災保険と雇用保険の双方の保険関係が成立している場合

イ 労災保険に係る賃金総額と雇用保険に係る賃金総額が同じ

$$\text{【一般保険料】} = \text{【賃金総額】} \times \text{【労災保険率} + \text{雇用保険率】}$$

ロ 労災保険に係る賃金総額と雇用保険に係る賃金総額が異なる

$$\text{【一般保険料】} = \text{【賃金総額} \times \text{労災保険率】} + \text{【被保険者賃金総額} \times \text{雇用保険率】}$$

② 労災保険の保険関係のみ成立している場合

$$\text{【一般保険料】} = \text{【賃金総額】} \times \text{【労災保険率】}$$

③ 雇用保険の保険関係のみ成立している場合

$$\text{【一般保険料】} = \text{【被保険者賃金総額】} \times \text{【雇用保険率】}$$

(4) 特別加入保険料の計算

$$\left. \begin{array}{l} \text{第1種特別加入保険料} \\ \text{第2種特別加入保険料} \\ \text{第3種特別加入保険料} \end{array} \right\} = \text{保険料算定基礎額の総額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{第1種特別加入保険料率} \\ \text{第2種特別加入保険料率} \\ \text{第3種特別加入保険料率} \end{array} \right.$$

(5) 雇用保険印紙保険料

雇用保険の日雇労働被保険者1人につき、1日あたり次に掲げる額です。

- ① 賃金日額 11,300 円以上の者……………176 円（第1級雇用保険印紙）
- ② 賃金日額 8,200 円以上 11,300 円未満の者…146 円（第2級雇用保険印紙）
- ③ 賃金日額 8,200 円未満の者…………… 96 円（第3級雇用保険印紙）

3 一般拠出金について

「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年 3 月 27 日施行）」に基づく納付金で、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

一般拠出金は、全ての労災保険適用事業主が申告・納付の対象となります。

一般拠出金率は全業種一律 0.02/1000 で、一般拠出金の計算方法は、労災保険に係る確定賃金総額×0.02/1000 となります。

なお、一般拠出金は、全額事業主負担となり、延納（分割納付）はできません。

4 概算保険料の申告と納付（一般保険料の場合）

継続事業（期間の定めのない事業）は、保険年度（毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで）ごとに、その保険年度の一般保険料を計算し、概算保険料として申告・納付することになります。

保険年度の中で保険関係が成立した事業については、成立した日から保険年度の末日（3 月 31 日）までの賃金支払見込額で保険料を計算し、成立した日の翌日から起算して 50 日以内に申告・納付してください。

5 確定保険料の申告

確定保険料の額は毎保険年度の末日（事業廃止等保険関係が消滅した場合はその消滅した日）までに支払った賃金（支払うことが決まった賃金であれば、支払われていない賃金も含みます。）の総額を基礎として計算し、次の保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内（保険年度の中で保険関係が消滅した場合はその消滅した日から 50 日以内）に確定申告・納付してください。

確定保険料の申告は、概算保険料の精算のために行うものですから、概算保険料の額が確定保険料の額に不足する場合は、その不足額を納付していただき、逆に、概算保険料の額が確定保険料の額を超えるときは、その超過額を事業主に還付するか、または翌年度の概算保険料に充当します。

6 年度更新と納付手続

前年度の確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料の申告納付は、同一の申告書用紙に印刷され、同時に手続をとることができます。

これを労働保険では「**年度更新手続**」といい、毎年 **6 月 1 日から 7 月 10 日までの間に**、「概算・確定保険料申告書」と「納付書」を作成して、申告書の所掌が「1」（申告書の色が黒と赤）の事業の場合、この申告書と納付書に保険料を添えて、日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店）もしくは都道府県労働局、管轄の労働基準監督署へ、所掌が「3」（申告書の色が藤色と赤）の事業の場合には、日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店）もしくは都道府県労働局に申告・納付してください。

7 概算保険料の延納（分割納付）

納付すべき概算保険料の額が 40 万円（労災保険または雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している事業については 20 万円）以上の場合、または**労働保険事務組合に事務委託**している場合には、申請により延納することができます。

延納する場合の納付期限は次のとおりです。

第 1 期分…… 7 月 10 日 第 2 期分……10 月 31 日 第 3 期分…… 1 月 31 日

※ 納付期限が土曜日にあたる場合はその翌々日、日曜日、祝日にあたる場合はその翌日となります。

新たに保険関係が成立した場合の延納回数、有期事業の場合の延納等、その他詳細につきましては、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

8 保険料の負担

(1) 被保険者の負担

事業主が被保険者から保険料を控除する場合は、被保険者の賃金総額に 76 ページの雇用保険率（労働者の負担分）を乗じた額を控除してください。

なお、計算した被保険者負担額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは次のとおりになります。

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が 50 銭以下の場合は切り捨て、50 銭 1 厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が 50 銭未満の場合は切り捨て、50 銭以上の場合は切り上げとなります。
- ③ 慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

(2) 事業主の負担

申告納付額から被保険者負担分の合計額を引いた残りを事業主が負担することとなります。なお、日雇労働被保険者を雇用した場合の負担については 186～188 ページを参照してください。

9 追徴金等の賦課

保険料を定められた期日までに申告・納付しないときは、政府において保険料の認定決定を行い、追徴金及び延滞金が賦課されるほか、財産差押え等を行うこともありますので、保険料は必ず所定期限内に正確に申告納付してください。

第8章 労働保険事務組合について

1 労働保険事務組合とは

労働保険への加入手続や雇用保険の被保険者に関する手続などの労働保険事務は、専門担当者を置くことのできない中小零細事業主にとって、負担となっている場合が少なくありません。

そこで、厚生労働大臣から労働保険事務組合として認可された事業主の団体が、その構成員である事業主等の委託を受け、事業主に代わって労働保険料の納付や労働保険に係る各種届出等を行うことができる制度が設けられています。

2 労働保険事務組合に委託した場合のメリット

- (1) 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- (2) 保険料の額にかかわらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
- (3) 事業主及び家族従事者も労災保険に特別加入できます。

3 労働保険事務組合に委託することができる事業主は

企業全体で常時使用する労働者数が、

- ① 金融、保険、不動産、小売業・・・・・・・・・・50人以下
- ② 卸売業、サービス業・・・・・・・・・・100人以下
- ③ 上記①②以外の事業・・・・・・・・・・300人以下

の事業主です。

4 労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は

- (1) 保険関係成立届・雇用保険の事業所設置届の提出などに関すること。
- (2) 労働保険料などの申告・納付に関すること。
- (3) 労災保険の特別加入申請、変更、脱退申請等に関すること。
- (4) 雇用保険の事業所及び被保険者の届出に関すること。
- (5) その他労働保険の適用徴収についての申請・届出・報告などに関すること。

なお、印紙保険料に関すること並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求、雇用安定事業・能力開発事業に関する手続については、労働保険事務組合が行う事務から除かれています。

5 労働保険事務組合への委託料は

それぞれの事務組合ごとに規約によって定められています。

6 労働保険事務組合への委託手続は

労働保険の事務を委託しようとする事業主の方は、「労働保険事務等委託書」を労働保険事務組合に提出してください。

第9章 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・介護休業給付） 及び育児休業給付受給のための手続について

1 事業主の皆様をお願いします！

雇用継続給付及び育児休業給付に関する受給資格確認及び支給申請の手続は、原則として、その被保険者を雇用する事業主を経由して行うよう、ご協力をお願いします。

※ 届出・支給申請にあたってのご注意

雇用継続給付及び育児休業給付に関する届出および支給申請の時期は、雇用保険法施行規則により定められています。定められた時期までに支給申請できない場合には、必ずご連絡ください。

2 必ず本人にお渡しください！

ハローワークでは、雇用継続給付及び育児休業給付についての支給決定を行いますと、コンピュータでの処理後、「支給決定通知書」と「次回の支給申請書」をお渡ししています。

これらの書類は、①本人に支給金額をお知らせし、②次回の支給対象期間及び支給申請の期限をお知らせし、③高年齢雇用継続給付の場合には年金との併給調整手続に必要となる、など大変重要な書類ですので、必ず本人にお渡しください。

3 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？

高年齢雇用継続給付の支給額は、原則として、60歳到達時（休業開始時）の賃金額と支給対象月（対象期間）に支払われた賃金額とを比較し、その低下に応じて決定されることから、給付金の支給決定後に、すでに提出していただいた賃金月額証明書や支給申請書について、賃金額の記載誤りや一部算入漏れ等があった場合には、正しい金額により改めて支給することとなるため、すでに支給された給付金を回収しなければならないケースが発生します。

また、介護休業給付および育児休業給付における支給対象期間中に職場復帰した場合の職場復帰日（介護休業終了日）の申告漏れがあった場合についても、正しく処理を行う必要があるため、上記と同様、すでに支給した給付金を回収しなければならないケースもあります。

この給付金の回収手続は、煩雑となるばかりでなく、多額の給付金を一度に回収させていただく場合もあることから、事業主および被保険者の皆様に、かなりの負担・不利益を生じさせることもあります。

雇用継続給付及び育児休業給付に関する手続の際には、これらの点について十分ご注意くださいとともに、ご不明な点等ございましたら、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

第 10 章 高年齢雇用継続給付について

1 高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60 歳から 65 歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成 7 年 4 月 1 日から施行されました。（雇用保険法第 61 条～第 61 条の 3）

具体的には、60 歳以上 65 歳未満の被保険者が、原則として、60 歳時点に比べて賃金が 75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大 15%（令和 7 年 4 月 1 日以降に受給資格要件を満たす方については最大 10%）の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

- 1 雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

と

- 2 雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

の 2 種類があります。

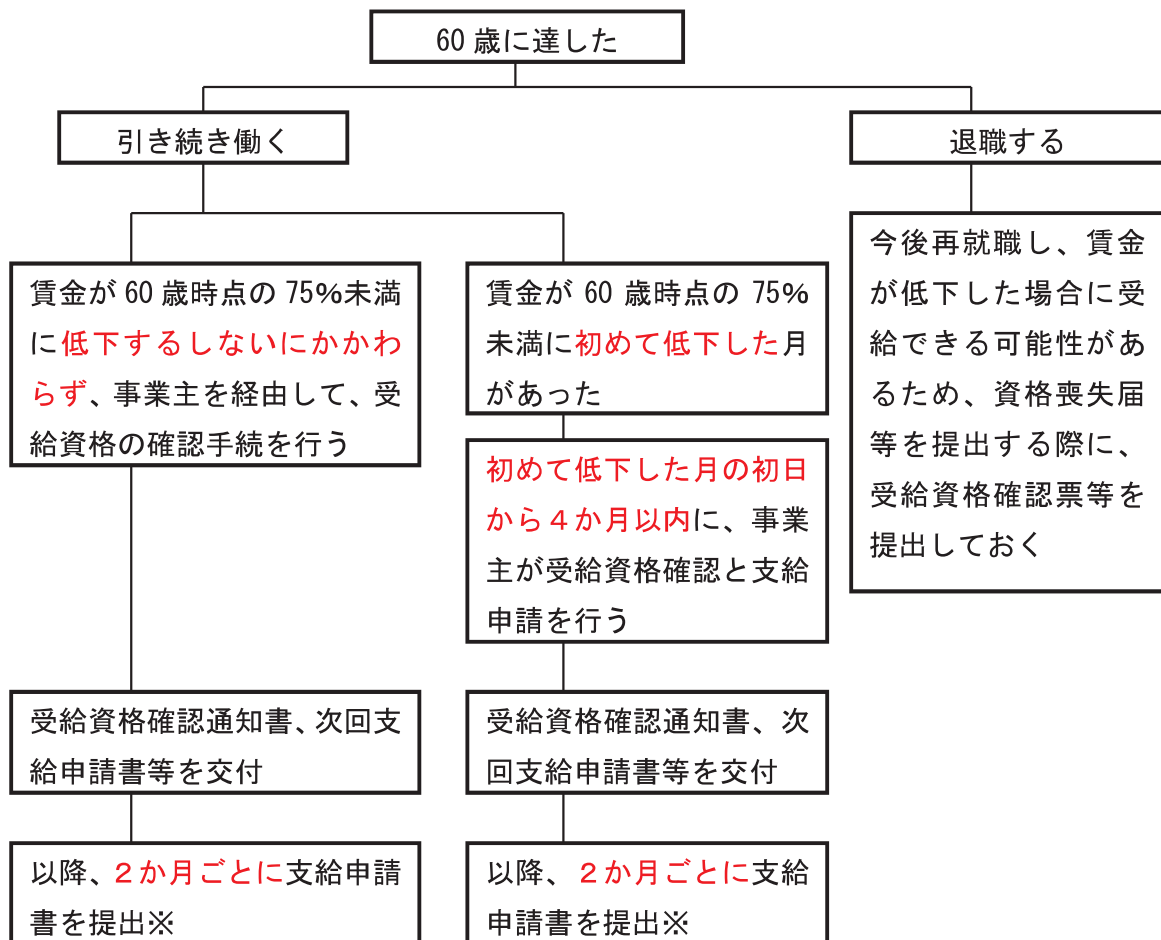


2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)

◎ 60歳時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上である場合



※ 賃金が60歳時点の75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

支給申請月のパターンについて

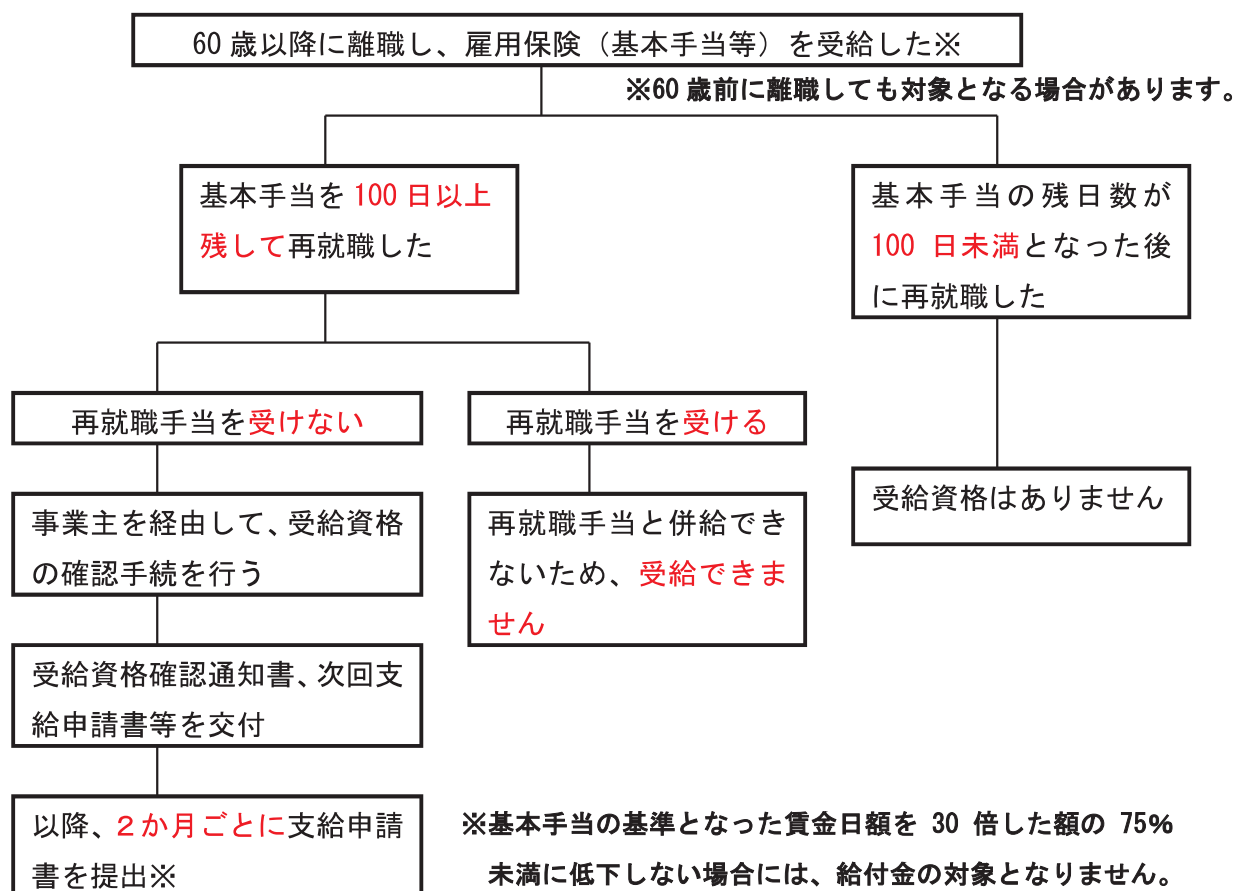
◎ 奇数月申請のケース

	3月	4月	5月	6月	7月
	申請 (1月分) (2月分)		申請 (3月分) (4月分)		申請 (5月分) (6月分)

支給申請パターンは、2か月経過後、1か月以内に申請していただく方式です。

(2) 高年齢再就職給付金

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)



高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。

すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いったん選択し、支給決定を受けますと、その後の取消しや変更等はできません。

事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いします。

高年齢再就職給付金	再就職手当
1年または2年かけて支給（※1） （支払われた賃金×最大15%（※2））	一括で支給 （基本手当日額×残日数×60%または70%）
賃金の変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

※1 基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合は1年間、200日以上の場合2年間が支給期間となります。

※2 令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす方は、最大10%となります。

3 高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は

① 60 歳到達日において被保険者であった場合

60 歳到達日（「**60 歳の誕生日の前日**」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格は次のとおりです。

イ 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者であること。

ロ 「被保険者であった期間」が通算して 5 年以上あること。

※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が 1 年以内であって、この期間に求職者給付及び就業促進手当の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が 60 歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、**その事業所の所在地を管轄するハローワークへ、受給資格手続及び支給申請手続を行ってください。**

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60 歳以降の各月の賃金額が、ハローワークにおいて登録された**賃金月額（上限額あり）**に比べて、**75% 未満に低下した場合**に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※「賃金月額」とは、

原則として、60 歳到達時点の直前の完全賃金月 6 か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除して算定された賃金日額の 30 日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された 1 か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、原則、賃金支払基礎日数が 11 日以上必要で、60 歳到達時等から遡って 1 年間ににおいて、完全賃金月が 6 か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の月を 1 か月として取り扱います。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。

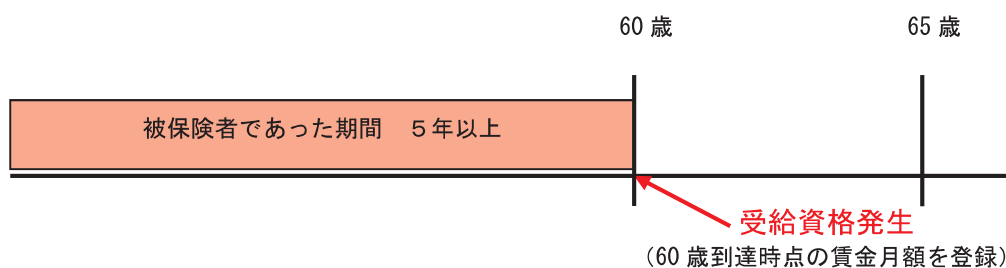
令和 6 年 8 月 1 日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 494,700 円※（令和 6 年 7 月 31 日までは 486,300 円）

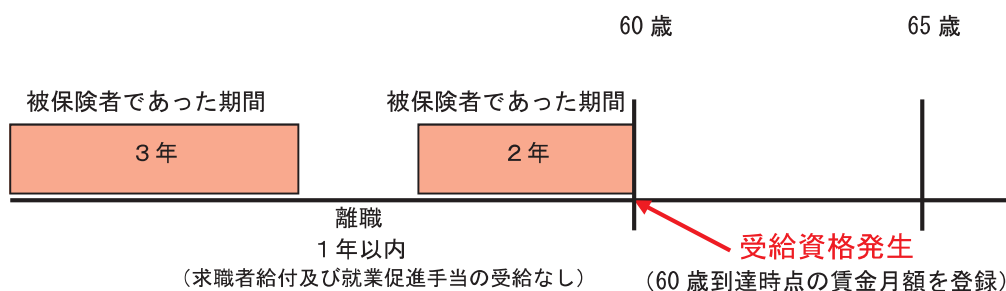
下限額 86,070 円※（令和 6 年 7 月 31 日までは 82,380 円）

※ 上限額及び下限額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

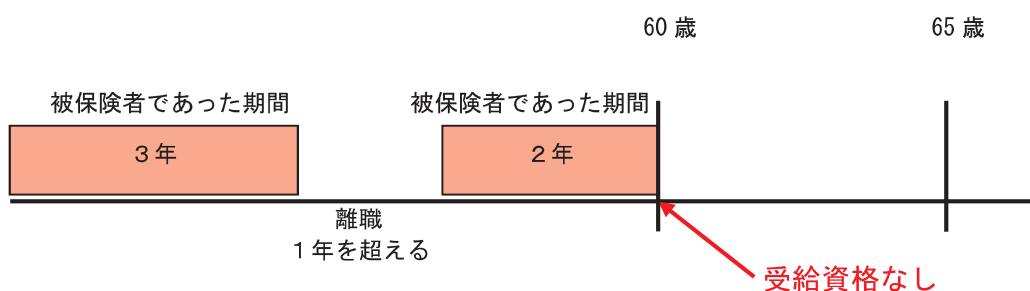
例示 1 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示 2 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



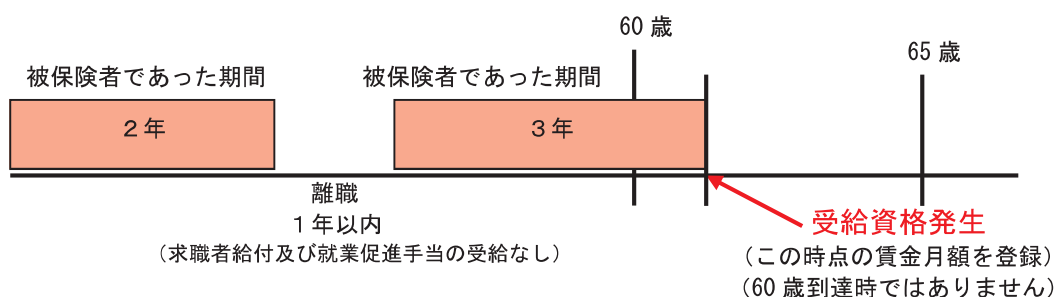
例示 3 60 歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60 歳到達時点において被保険者であった期間が通算して 5 年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点で、再度手続を行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点）における賃金月額（上限額あり）が登録されることとなります。

例示 4 60 歳到達時以降、受給資格を満たした場合



- ② 60 歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

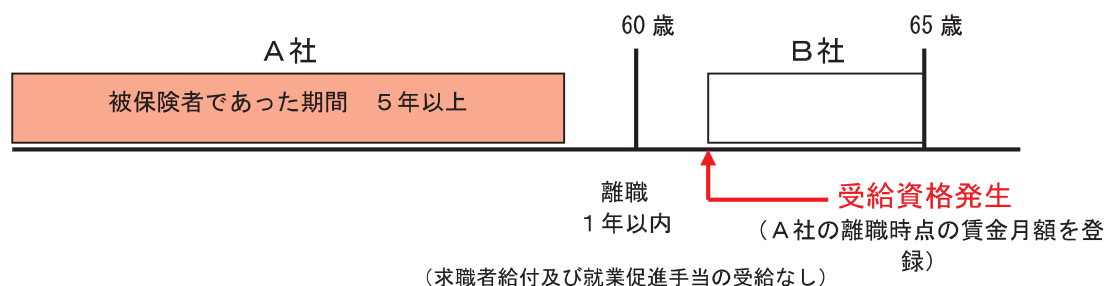
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- イ 60 歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して 5 年以上あること。
- ロ 60 歳到達前の離職した日の翌日が、60 歳到達後に再雇用された日の前日から起算して 1 年以内（高年齢雇用継続給付延長を行っている場合は、その延長期間内）にあること。（100 ページ参照）
- ハ ロの期間に求職者給付及び就業促進手当を受給していないこと。

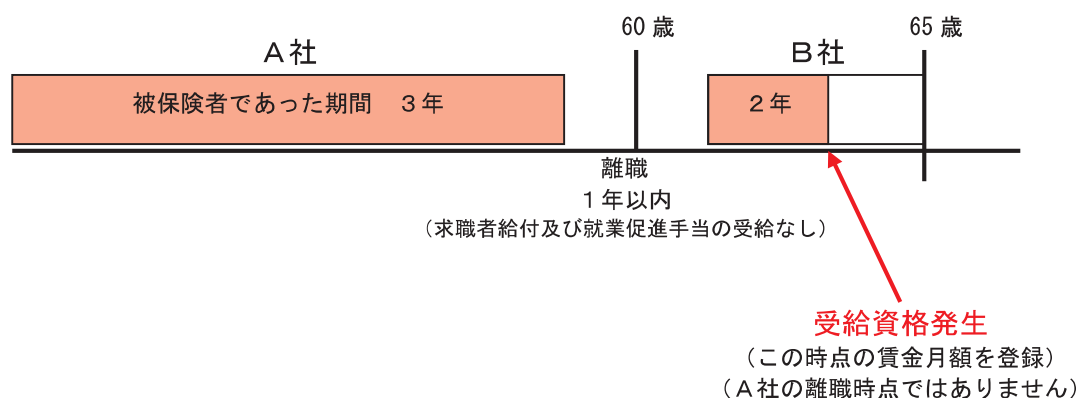
事業所を管轄するハローワークで受給資格確認の手続きを行い、受給資格が確認された場合には、**60 歳到達時前の離職した時点の賃金月額（上限額あり）が登録**されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます（この場合、**受給資格を満たした時点の賃金月額（上限額あり）が登録**されます）。

例示 1 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示 2 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月（暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。）（これを「**支給対象月**」といいます。）において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

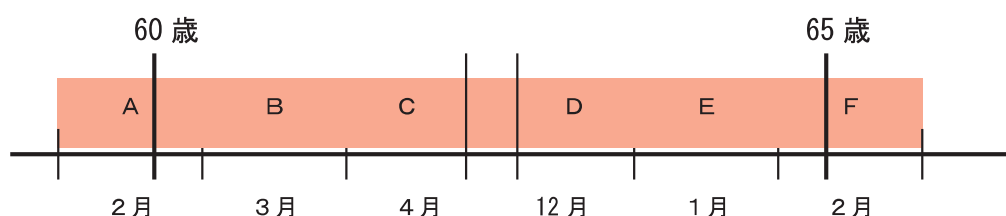
- イ 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること
- ロ 支給対象月中に支払われた賃金が、60 歳到達時等の賃金月額額の 75%未満に低下していること。
- ハ 支給対象月中に支払われた賃金額が、**支給限度額**（＝376,750 円、89 ページ参照）未満であること。
- ニ 申請後、算出された基本給付金の額が、**最低限度額**（＝2,295 円、89 ページ参照）を超えていること。
- ホ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

(3) 支給対象期間は

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 60 歳到達日の属する月から、65 歳に到達する日の属する月までの間
- ロ 60 歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月から
- ハ 60 歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示 誕生日は 2 月 20 日



解説： 例えば、誕生日が 2 月 20 日、60 歳到達時点で被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした場合は例示の A～F までの支給対象期間となります。（A～F までの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。）

(4) 支給額は

- ① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率**〔支払われた賃金額（みなし賃金を含む）÷60歳到達時等の賃金月額×100〕に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり支給限度額及び最低限度額により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が 61%（※1）以下の場合

支給額＝実際に支払われた賃金額×15%（※2）

ロ 賃金低下率〔A〕が 61%（※1）を超えて 75%未満の場合

支給率〔B〕＝
$$\frac{(-183A + 13,725)}{280A} \times 100 \quad (\text{※3})$$

支給額＝実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

ハ 賃金低下率が 75%以上の場合

支給額＝支給されません。

（端数処理について）

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨てて算出します。

※1 令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす方は、64%となります。

※2 令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす方は、10%となります。

※3 令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす方は、支給率の計算式が変わります。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 376,750 円※（令和6年7月31日までは370,452円）

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額 2,295 円※（令和6年7月31日までは2,196円）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例】（令和7年3月31日までに受給資格要件を満たす場合）

60歳到達時の賃金月額が30万円であって、

- ① 支給対象月に支払われた賃金が18万円の
場合
低下率は60% $(180,000 \div 300,000 \times 100)$
支給額 = $180,000 \times 15\% = 27,000$ 円
- ② 支給対象月に支払われた賃金が20万円の
場合
低下率は66.67% $(200,000 \div 300,000 \times 100)$
支給率は8.17% $(-183 \times 66.67 + 13,725) 100 \div (280 \times 66.67)$
支給額 = $200,000 \times 8.17 \div 100 = 16,340$ 円
- ③ 支給対象月に支払われた賃金が24万円の
場合
低下率が80% $(240,000 \div 300,000 \times 100)$ のため**支給されません**。

② 「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「**実際に支払われた賃金額**」のことをいいますが、その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額のあった賃金額を加算（これを「みなし賃金額」といいます。）して、賃金の低下率を判断する場合があります。

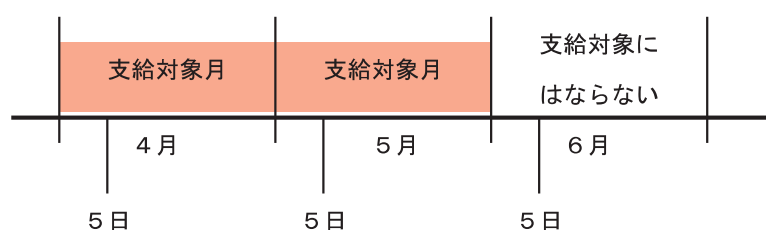
イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、「**賃金の支払日**」を基準としています。

このため、例えば以下のようなケースにおいて、「**5月に支払われた賃金額**」とは、**5月5日に支払われた賃金**となります。（5月5日に支払われた賃金の対象月は4月ですが、実際に支払われたのが5月であるためです。）

なお、以下のように、5月末日に退職した場合には、6月5日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月5日支払 5月末日に退職】



ロ みなし賃金額について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責任がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、**その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります。**

これを、「**みなし賃金額**」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

- (イ) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤（冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。）
- (ロ) 疾病または負傷
- (ハ) 事業所の休業（休業の理由、休業の期間は問いません。）
- (ニ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- (ホ) 妊娠、出産、育児
- (ヘ) 介護

【注意】

- ① 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。
- ② 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、**支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその支給率を乗ずることとなります。**

ハ 数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、**支払いのあった月以降の各月に割り振って計上**するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。（ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。）

なお、**最初の支給対象期間の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等**については、**その後の支給対象月への算入は行わないこととしていますので、併せてご注意ください。**

例示 1 【4月～6月分の通勤手当 10,000 円が3月に支払われた場合】

例示 2 【4月～6月分の通勤手当 10,000 円が4月に支払われた場合】

例示 1	→	3,333 円	3,333 円	3,334 円	×
例示 2	→		3,333 円	3,333 円	3,334 円
		3 月	4 月	5 月	6 月

《事例 1》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18 万円 + 3 万円 = 21 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $21 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 70.00\%$ となり、支給率は 4.67% となりますので、**支給額は $18 \text{ 万円} \times 4.67\% = 8,406 \text{ 円}$** となります。

 **みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。**

《事例 2》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 5 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18 万円 + 5 万円 = 23 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $23 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 76.67\%$ となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常賃金で低下率を算定するため、このケースでは 75%未満とならず、**不支給** となります。

《事例 3》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 15 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、15 万円 + 3 万円 = 18 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $18 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 60.00\%$ となります。

低下率が 61%以下となるため、**支給額は $15 \text{ 万円} \times 15\% = 22,500 \text{ 円}$** となります。

 **みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。**

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・

① 60歳到達日において被保険者であった場合

届出書類・・・「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(＝賃金証明書)
「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続
給付支給申請書」(＝受給資格確認票)

提出期限・・・最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して
4か月以内

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し(運転免許証、住民票記載
事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行し
た証明書で年齢を確認できる書類)

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手续をする場合は、「賃金証明書」及び「受給資格確認票」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書」(＝確認通知書)を、また受給資格がない場合は、「高年齢雇用継続給付受給否認通知書」(＝否認通知書)が交付されます。

ロ 被保険者に対する通知について

(イ) 受給資格が確認された場合

ハローワークから交付された「確認通知書」には、60歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の75%」が印字されます。(ただし、60歳に達した時に受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。)

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の75%」未満に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を、通知してください。

(ロ) 受給資格が否認された場合

ハローワークから交付された「否認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、「被保険者であった期間が5年」であることの要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととな

る予定日と、5年の要件を満たすために不足している期間については、この「否認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ 次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、次回の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給要件を満たすか否かがはっきりしない場合には、ハローワークの窓口にご相談ください。

② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類・・・雇用された直前の離職に係る「**雇用保険被保険者離職票**」（受給資格決定を受けた方は「**雇用保険受給資格者証**」）

「**高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書**」（以下「**受給資格確認票**」という。）

提出期限・・・被保険者として雇用された日以降速やかに、「**雇用保険被保険者取得届**」とできるだけ同時に

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

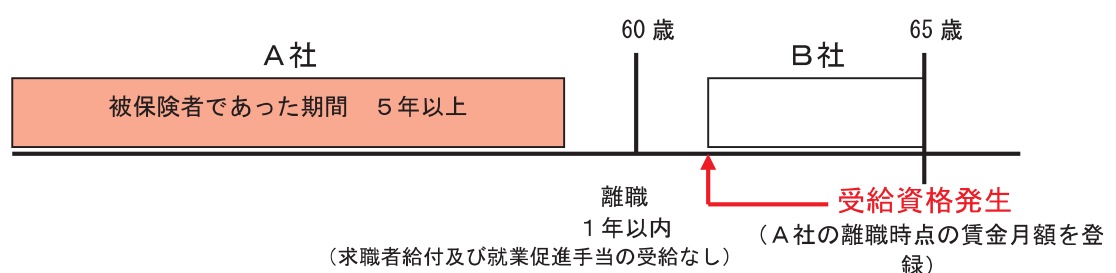
※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

被保険者資格の喪失に基づき60歳到達時において被保険者でなく、かつ、雇用保険（基本手当等）の支給を受けずに、その喪失日から1年以内に再就職した場合は「**離職票**」を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は「**雇用保険受給資格者証**」を併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認（否認）を行い、今後の申請についてお知らせします。

例 示



③ 2回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「受給資格確認通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「賃金月額 75%」未満に低下した月となります。

届出書類…「高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「支給申請書」という。)

提出期限…指定された支給申請月

届出先…事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの…

- 支給申請書の内容が分かる書類の写し(賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など)

④ 支給申請時期について

支給申請は、原則として2か月ごとに行うこととなります。

ハローワーク(公共職業安定所長)から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」と「偶数型」のいずれかを指定します。(「次回支給申請日指定通知書」に印字されています。)

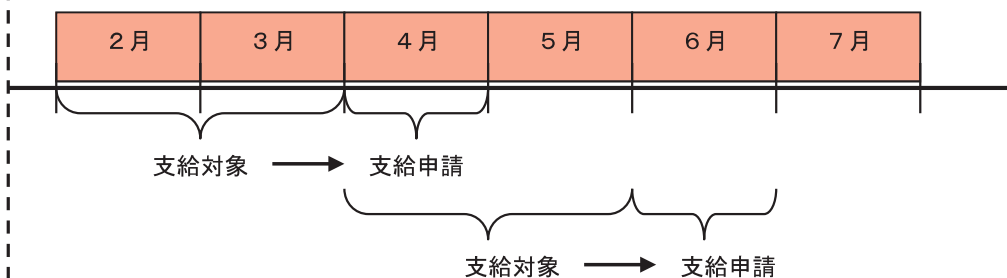
また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に行うことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内(4か月以内)の指定月(奇数型・偶数型)に初回の支給申請を行ってください。

「支給申請月」とは・・・

支給申請月は、ハローワーク(公共職業安定所長)から指定された月型は、今後、その事業所の支給申請月の型となりますが、特段の事情がない限り、この月型は変更できません。

なお、指定月が1月・3月・5月・7月・9月・11月の場合は奇数型、2月・4月・6月・8月・10月・12月の場合は偶数型と呼びます。

例示 偶数型



⑤ あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が60歳に到達し、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことができます。

あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続きを行っていただくと、次のような**メリット**がありますので、**事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします**。

メリット

- 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。
- 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる。
- 支給申請漏れの防止を図ることができる。

(6) 支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」と次回の支給申請の際に使用する「高年齢雇用継続給付支給申請書」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4 高年齢再就職給付金について

(1) 受給資格は・・・

- イ 60歳以上 65歳未満で再就職した一般被保険者であること。
- ロ 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
- ハ 再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が100日以上あること。
- ニ 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。

上記の要件を満たすような場合、事業所の所在地を管轄するハローワークで、受給資格確認手続きを行ってください。

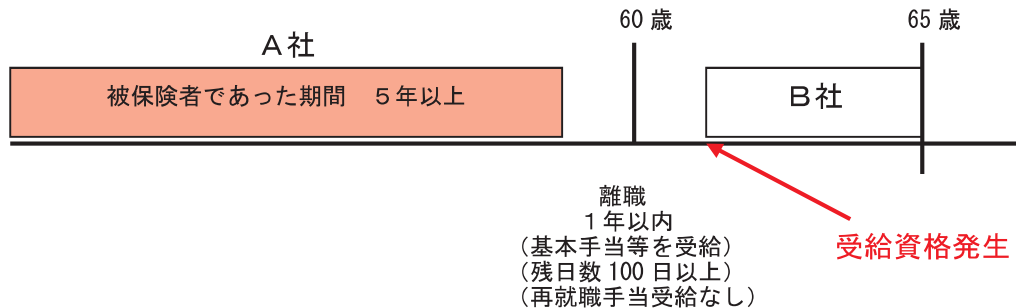
この手続きにより、ハローワークにおいて受給資格の確認を行うとともに、「再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額×30に相当する額」を「高年齢再就職給付金に係る賃金月額」として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することとなります。

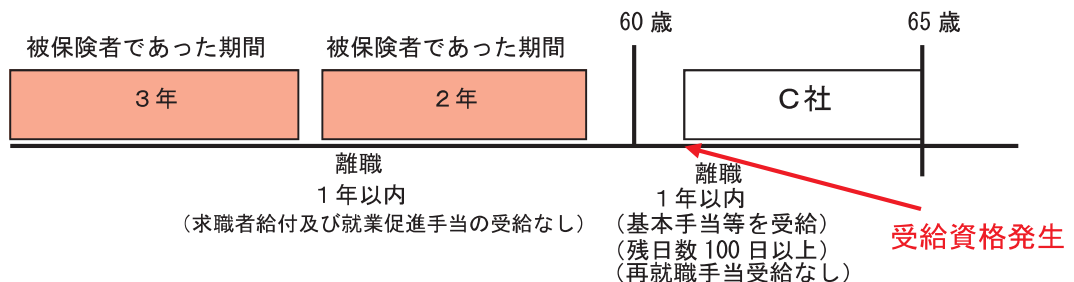
受給資格を満たさなかった場合は

受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間5年以上を満たすことはなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

例示 1 支給日数 100 日以上残して再就職し、受給資格の要件を満たした場合



例示 2 60 歳前に離職し、支給日数 100 日以上残して再就職した場合



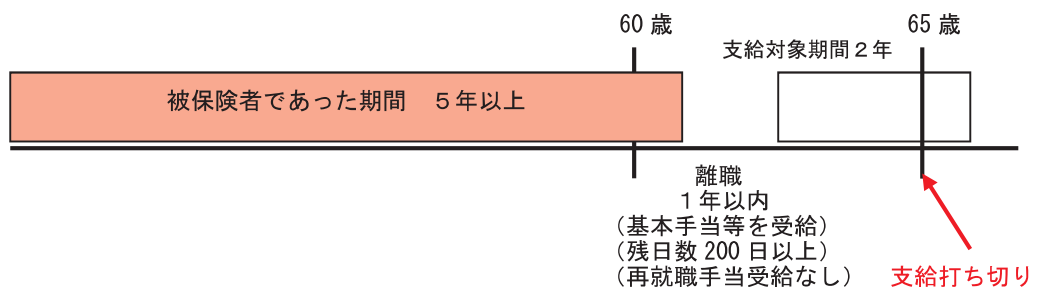
(2) 支給要件は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(88 ページ参照)

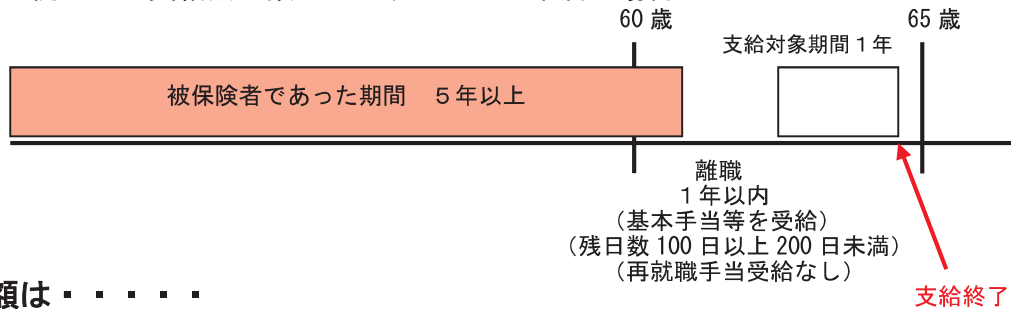
(3) 支給対象期間は

- イ 雇用保険の基本手当の残日数が 200 日以上の場合は、当該被保険者となった日の翌日から 2 年を経過する月まで。
- ロ 雇用保険の基本手当の残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は、当該被保険者となった日の翌日から 1 年を経過する月まで。
- ハ イ 及び ロ において、2 年または 1 年を経過する前に 65 歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65 歳に達した日の属する月まで。

例示 1 支給残日数 200 日以上の場合



例示2 支給残日数 100 日以上 200 日未満の場合



(4) 支給額は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(89 ページ参照)

(5) 受給資格の確認は

届出書類…「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「受給資格確認票」という。)

提出期限…被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」とできるだけ同時に

届 出 先…事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの…

○ 賃金台帳、出勤簿 (タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など

※ なお、被保険者の年齢が確認できる書類は不要です。

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

雇用保険の基本手当等を受給した 60 歳以上の者を再雇用した場合、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に、併せて「**受給資格確認票**」を事業所の所在地を管轄するハローワークに速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けていたことがある方が離職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

① 受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「受給資格確認通知書」を、受給資格がない場合は「受給資格否認通知書」を交付いたします。

この「受給資格確認通知書」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当に係る賃金日額の 30 日分の額とその 75%に相当する額が、それぞれ「賃金月額」、「賃金月額の 75%」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支給期間」も印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはありません。

② 被保険者に対する通知と次回支給申請月の指定について

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(93～94 ページ参照)

(6) 支給申請は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(93～96 ページ参照)

(7) 支給申請の結果は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(96 ページ参照)

(8) 給付金の口座振込みは

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(96 ページ参照)

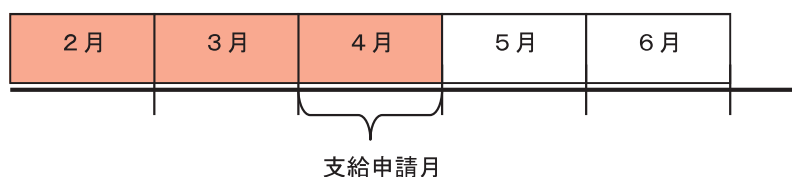
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、**1日以上被保険者として雇用されない日がある月については、支給対象月となりませんので、ご注意ください。**

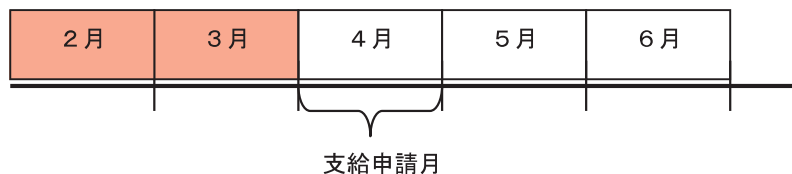
例示 1 偶数型の事業所を、4月末日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出します。

また、4月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて4月分の支給申請書を提出してください。(次回の支給申請月である6月まで待つ必要はありません。)

例示 2 偶数型の事業所を、4月25日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出しますが、4月分は月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、4月26日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、支給対象月となるため、転職後の事業主から支給申請書を提出してください。(この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所で4月中に支払われた賃金額を記入してもらうようにしてください。)

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は 65 歳に達する月までですが、被保険者資格を喪失して、1 年を超える被保険者期間の空白があって再就職した場合は、高年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、1 年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですのでご注意ください。

イ 病気、けが等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日があるとき（最大 3 年間）

ロ 60 歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき（最大 1 年間）

届出書類・・・「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書」（用紙はハローワークにあります。）

提出期限・・・イの理由の場合・・・30 日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日以降、早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の期間の最後の日までの間であれば、提出は可能

ロの理由の場合・・・離職日の翌日から起算して 2 か月以内

届出先・・・本人の住所を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事実を証明する書類

6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

7 その他

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の翌日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これを、**未支給高年齢雇用継続給付**といいます。

この請求は、死亡した日の翌日から起算して6か月以内にしなければなりません。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手段により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）**は、**不正受給の処分を受けることとなります。**

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならない、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主も本人と連帯して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

8 支給申請書等の記載例及び通知例について

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）

高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

紙票種別 15300										1. 個人番号 123456789012																			
2. 被保険者番号 4800-123456-7										3. 資格取得年月日 3-630401 (3 昭和 4 平成 5 令和)																			
4. 被保険者氏名 給付 公ニ キ ュ ウ フ コ ウ シ										5. 事業所番号 1300-765432-1																			
6. 給付金の種類 1 (1 基本給付金 2 再就職給付金)																													
<賞金支払状況>																													
7. 支給対象年月その1 5-0506					8. 7欄の支給対象年月に支払われた賞金額 233333					9. 賞金の減額があった日数 0					10. みなし賞金額 														
11. 支給対象年月その2 5-0507					12. 11欄の支給対象年月に支払われた賞金額 203333					13. 賞金の減額があった日数 2					14. みなし賞金額 														
15. 支給対象年月その3 					16. 15欄の支給対象年月に支払われた賞金額 					17. 賞金の減額があった日数 					18. みなし賞金額 														
60歳到達時等賞金登録欄 										19. 賞金月額 (区分・日額又は総額) 					20. 登録区分 					21. 基本手当の受給資格 					22. 定年等修正賞金登録年月日 				
高年齢雇用継続給付受給資格確認票項目記載欄 										23. 受給資格確認年月日 					24. 支給申請月 					25. 次回 (初回) 支給申請年月日 					26. 支払区分 				
27. 金融機関・店舗コード 										口座番号 					28. 未支給区分 					(空欄 未支給以外 1 未支給)									

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

その他賞金に関する特記事項

29.	30. 2日欠勤、30,000円減額	31.
-----	--------------------	-----

上記の記載事実に限りのないことを証明します。

■ 社名 (所在地・電話番号) 株式会社 雇用保険 東京都千代田区霞が関1-2-2

令和 5年 8 月15 日

■ 業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎

上記のとおり本年給用費給付の受給資格の確認を由置します。

雇用保険法施行規則第101条の5及び第101条の7の規定により、上記のとおり事年齢雇用継続給付の支給を要する。

令和 5 年 8 月 15 日

〇〇 公共職業安定所長 殿

住 所 東京都千代田区九段南1-2-1

申請者氏名 キェクフ コウジ
給付 公二

払渡希望金融機関指定届	32.	フリガナ	キョウインホシノ		イサハシ	金融機関コード			店舗コード	
	払渡希望金融機関	名 称	給付信用金庫		飯田橋	本店支店	9	8	9	0
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通)	7654321						
	ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)	-						
備考	資格締切日	日 資格支払日 当月、翌月		日 資格形態 若給・日給・民間給・		※ 資格確認の可否	可 - 否			
	資格更新日数	7 日		11 日		年齢確認書類	住・免・()			
	通知手当	(毎月・3か月・6か月・)		(無)		資格確認年月日	令和 年 月 日			
社会保険労務士記載欄	作成年月日・発行者氏名・取次者署名	氏 名	電話番号		※ 所長	次長	課長	係長	係	操作者

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

1 「個人番号」

・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

2 「被保険者番号」

・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

3 「資格取得年月日」

・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

5 「事業所番号」

・当該事業所の事業所番号を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記入事実誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

被保険者本人が氏名を記載してください。

ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。

その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。

「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※ 最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合はあらかじめハローワークにご相談ください。

⑥「60 歳に達した日等の年月日」

60 歳に達した後に被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした日を記入してください。

⑧「60 歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- 「60 歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- 原則、60 歳に達した日等から遡って 1 年間において、賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より 6 か月以上記入が必要です。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(45 ページ参照))

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

- 最上段には 60 歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から 60 歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- 賃金支払基礎日数が 11 日以上を 6 か月以上記入する必要があります。6 か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(45 ページ参照))

⑪「⑩の基礎日数」

- ⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金額」

- 月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。
- A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑬「備考」

- ⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
 - 賃金未払いがある場合
 - 傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合
 - 休業手当が支払われたことがある場合
- 60 歳に到達した日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、⑨欄及び⑪欄の賃金支払基礎日数が 11 日以上完全月が 6 か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- 3 か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- 該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その2）

様式第 33 外の 4 (第 101 条の 5 関係)

雇用保險被保險者六十歲到達時等貸金證明書(安定所提出用)

① 被保険者番号	9 9 0 0 - 1 0 2 0 4 7 - 9	② フリガナ	キウフ ユウジロウ
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 4 7 - 1	60歳に達した者の氏名	給付 雄二郎
③ 名称 事業所所在地 電話番号	株式会社 雇用保険 小倉支店 北九州市小倉北区萩崎町1-11 093-941-8609		④ 60歳に達した者の 生年月日 〒800-0004 北九州市門司区北川町1-34 住所又は居座 電話番号(020) 5409-XXXX
⑤ 60歳に達した日等の年月日	平成 5 年 1 月 31 日 令和	⑥ 60歳に達した者の 生年月日	昭和 36 年 2 月 1 日 平成
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。 住所 北九州市小倉北区萩崎町1-11 事業主 氏名 代表取締役 小倉紀夫			
60歳に達した日等以前の貸金支払状況等			
⑦ 60歳に達した日等に遡及したとなる した場合は被保険者期間特定対象期間	⑧ ⑨の 期 間 に お け る 貸 金 支 払 基 礎 日 数	⑩ 貸 金 支 払 対 象 期 間	⑪ ⑫ の 基 礎 日 数
60歳に達した日等の翌日 2月1日			
1月1日～	31日	1月26日～	6日
12月1日～12月31日	31日	12月26日～1月25日	31日
11月1日～11月30日	30日	11月26日～12月25日	30日
10月1日～10月31日	31日	10月26日～11月25日	31日
9月1日～9月30日	30日	9月26日～10月25日	30日
8月1日～8月31日	31日	8月26日～9月25日	31日
月 日～月 日	日	7月26日～8月25日	31日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
⑬ 貸金に 関する特 記事項	六十歳到達時等貸金証明書受理 令和 年 月 日 (受理番号)		
※ 公共職業安定所記載欄			

(注1)

記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

(註 2)

本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送附することをもって、本取明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。

また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等資金引当書の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の(電子)署名に代えることができる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

姓名	职务	职称	学历	专业	备注

⑥「60 歳に達した日等の年月日」

- ・被保険者の 60 歳の誕生日の前日を記入してください。

⑧「60 歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「60 歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- ・原則、60 歳に達した日等から遡って 1 年間において、賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より 6 か月以上記入が必要です。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(45 ページ参照))

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

- ・最上段には 60 歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から 60 歳に達した日等までの期間を記入し、
以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- ・賃金支払基礎日数が 11 日以上を 6 か月以上記入する必要があります。6 か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(45 ページ参照))

⑪「⑩の基礎日数」

- ・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金額」

- ・月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。
- ・A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑬「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
 - ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合
 - ・60 歳に到達した日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、⑨欄及び⑪欄の賃金支払基礎日数が 11 日以上の完全月が 6 か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・3 か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書
高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
高年齢雇用継続給付支給決定通知書

<キリトリ>

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	1300-5590XX-8	事業所名称	行政工業株式会社	資格取得年月日
被保険者番号	5590-5590XX-1	氏名	ロウドウ タロウ	060601
支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日
奇数月型	1			

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区健康増進1-9-20
の所在地・電話番号
交付 令和1年 5月 13日 TELXXXXXXXXXX

加印欄 公共職業安定所
公共職業安定所長印

<キリトリ>

高年齢雇用継続給付受給資格確認/否認申請書
高年齢雇用継続給付支給/不支給決定通知書
高年齢雇用継続給付次回支給申請日（被保険者通知用）

被保険者番号	1300-5590XX-8	氏名	ロウドウ タロウ	性別	男	生年月日	3-320811	受給資格確認年月日	010712
資格取得年月日	060601	事業所番号	1300-5590XX-8	支給額	額	0107-0607			
賃金月額	360,000	賃金月額の75%（支給標準額）	270,000	支払方法	0290001-1234567				
先般、提出された受給資格確認等の書類を審査したところ、受給資格を 下記のとおり確認したものととなりましたので通知します。 1. 給付金の格別支給申請書 2. 給付金の格別支給申請書 3. 給付金の格別支給申請書 4. 給付金の格別支給申請書 5. 給付金の格別支給申請書 高年齢雇用継続給付金 支給した日 令和1年7月10日（60歳） 令和1年7月10日～令和1年9月30日 令和1年9月30日									

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区健康増進1-9-20
の所在地・電話番号
交付 令和1年 7月 12日 TELXXXXXXXXXX

加印欄 公共職業安定所
公共職業安定所長印

2019. 5

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

① 受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

② 被保険者期間が通算して5年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

「支払方法」

・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「賃金月額75%（支給限度額）」

各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※ 毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入例

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）

高年齢雇用継続給付支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

（なるべく折り曲げないようにし、ヤミをえない場合には折り目マークの所で折り曲げてください。）

帳票種別 **14301**

氏名 **ロウドウ タロウ**

給付金の種類 ☐ (1) 基本給付金 ☐ (2) 再就職給付金

事業所番号 **0505 0506**

管轄区分 **N**

1. 被保険者番号 **5590-5590XX-1**

2. 資格取得年月日 **4-060601**

要件該当日 **030312**

支給対象年月 **0505 0506**

支給申請月 **令和 050701 050731**

前回処理年月日 **050701 050731**

賃金月額 **75%** (旧65%)

賃金月額 **61%** (旧64%)

3. 被保険者氏名 **労働 太郎**

フリガナ (カタカナ) **ロウドウ タロウ**

4. 支給対象年月その1 **5-0505**

5. 4欄の支給対象年月に支払われた賃金額 **2000000**

6. 賃金の減額があった日数 **0**

7. みなし賃金額 **0**

8. 支給対象年月その2 **5-0506**

9. 8欄の支給対象年月に支払われた賃金額 **1800000**

10. 賃金の減額があった日数 **2**

11. みなし賃金額 **0**

12. 支給対象年月その3 **0-0000**

13. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額 **0**

14. 賃金の減額があった日数 **0**

15. みなし賃金額 **0**

※ 16. 未支給区分 ☐ (空欄 未支給以外) ☐ (即時出力の場合は「1」を入力)

17. 出力区分 ☐ (即時出力の場合は「1」を入力)

18. 次回支給申請年月日 **4 平成 5 令和**

その他賃金に関する特記事項

19. **20. 2日欠勤、20,000円減額**

21.

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

令和 5 年 7 月 10 日

事業所名 (所在地・電話番号) **株式会社 雇用保険 千代田区豊和1-2-2 03-6263-1111**

事業主氏名 **株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎**

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。

令和 5 年 7 月 10 日

振出機関 **公共職業安定所長 労働 太郎**

申請者氏名 **労働 太郎**

社会保険	労働者	氏名	電話番号
労働者	労働者	労働 太郎	03-6263-1111

賃金締切日	支払日	賃金支払日	当月・翌月	20日
賃金形態	月給・日給・時間給	月給・日給・時間給	月給・日給・時間給	月給・日給・時間給
所定労働日数	4欄	日8欄	日12欄	日
通勤手当	有 (毎月・3か月・6か月)	有 (毎月・3か月・6か月)	有 (毎月・3か月・6か月)	有 (毎月・3か月・6か月)

※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者

裏面にあります

1「被保険者番号」～「支給申請月」

- 受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、2回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡しします。

4、8、12「支給対象年月」

- 支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

5、9、13「支給対象年月に支払われた賃金額」

- 4、8、12 欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。
なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々19、20、21 欄にその額と名称を記入してください。

6、10、14「賃金の減額のあった日数」

- 4、8、12 欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。
この場合、4、8、12 欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々19、20、21 欄に記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

- 記載事実に誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

- 被保険者本人が氏名を記載してください。
ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。
その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「備考」(申請書裏面)

- 備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。

○前事業所を離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記載してもらってください。

○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額及びその賃金を支払った事業主氏名を記入してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2 申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 氏名	継続 大輔		生年月日	昭和 37 年 5 月 11 日 平成 令和	性別	男	女
住所又は居	〒 100-0000 東京都千代田区霞が関 1-2-2 (電話 03-5253-1111)						
2 申請する延長等の種類	受給期間 ○ ・ 教育訓練給付適用対象期間 ○ ・ 高年齢雇用継続給付 ○						
3 離職年月日	令和 4 年 5 月 11 日	4 被保険者となった年月日	昭和 3 年 4 月 1 日 平成 令和				
5 被保険者番号	4900-123456-7						
6 支給番号							
7 この申請書を提出する理由	☒ ① 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ☐ ② 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ☐ ③ 事業を開始等したため 具体的な理由 病気による入院のため						
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間	令和 4 年 6 月 1 日から 令和 5 年 5 月 31 日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
※ 延長等後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日						
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	疾病の名称	胃潰瘍		診療機関の名称・診療担当	厚生労働第一病院 院長 厚生昌義		
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 4 年 7 月 10 日 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿 申請者氏名 継続 大輔							
備考	〇〇	離職票交付安定所名					
		離職票交付年月日					
		離職票交付番号					

※	所属長	次長	課長	係長	係	操作者
---	-----	----	----	----	---	-----

(55) 2022.7

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 60歳到達日とは？

私は、今年の10月12日に60歳の誕生日を迎えます。60歳到達日とは、60歳の誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は？

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。（雇用保険法第61条の2第4項）

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は？

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険（基本手当等）を受給した場合であっても、所定給付日数を100日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は？

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険（基本手当等）を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険（基本手当等）を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日（＝資格喪失届の離職年月日）とB社での就職日（＝資格取得届の被保険者となった年月日）の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 被保険者であった期間の通算は？

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました。

この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して1年後の応答日まで被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は？

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在60万円の賃金を支払っているのですが、60万円の賃金登録が行われるということで間違いないのでしょうか。

A 賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額494,700円（令和6年8月1日現在）を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は？

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。

この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60歳～65歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、ハローワークの窓口へ必ず申し出てください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q みなし賃金は？

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額のあった日数」（支給申請書 6、10、14 欄）とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか。

それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は？

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額のあった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は？

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払われた賃金額で判断します。

Q 60 歳時における賃金登録は？

当社では、60 歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。

このような場合でも、60 歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成 16 年 1 月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。

しかしながら、60 歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。

また、このような場合には、60 歳到達時点の事業主の皆様に対して、60 歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が 60 歳となった時点において、できるかぎり登録手続きをお願いいたします。

また、60 歳登録手続きを事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手続きのご協力をお願いいたします。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は？

高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給対象となります。

Q 申請手続先は？

自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークとが異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続を行えばよいのでしょうか。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続は、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手続については、本人の住所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Q 課税は？

高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？

A されません。（雇用保険法第12条）

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率	賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%	67.5%	7.26%
74.5%	0.44%	67.0%	7.80%
74.0%	0.88%	66.5%	8.35%
73.5%	1.33%	66.0%	8.91%
73.0%	1.79%	65.5%	9.48%
72.5%	2.25%	65.0%	10.05%
72.0%	2.72%	64.5%	10.64%
71.5%	3.20%	64.0%	11.23%
71.0%	3.68%	63.5%	11.84%
70.5%	4.17%	63.0%	12.45%
70.0%	4.67%	62.5%	13.07%
69.5%	5.17%	62.0%	13.70%
69.0%	5.68%	61.5%	14.35%
68.5%	6.20%	61%以下	15.00%
68.0%	6.73%		

「支給額早見表」（令和6年8月1日現在）支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額（賃金日額×30日分）							
	494,700円以上	45万	40万	35万	30万	25万	20万	15万
36万	7,200	0	0	0	0	0	0	0
35万	13,755	0	0	0	0	0	0	0
34万	20,264	0	0	0	0	0	0	0
33万	26,796	4,917	0	0	0	0	0	0
32万	33,344	11,456	0	0	0	0	0	0
31万	39,897	17,980	0	0	0	0	0	0
30万	45,000	24,510	0	0	0	0	0	0
29万	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0	0
28万	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0	0
27万	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0	0
26万	39,000	39,000	26,130	0	0	0	0	0
25万	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0	0
24万	36,000	36,000	36,000	14,688	0	0	0	0
23万	34,500	34,500	34,500	21,229	0	0	0	0
22万	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0	0
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0	0
20万	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0	0
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0	0
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0	0
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0	0
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0	0